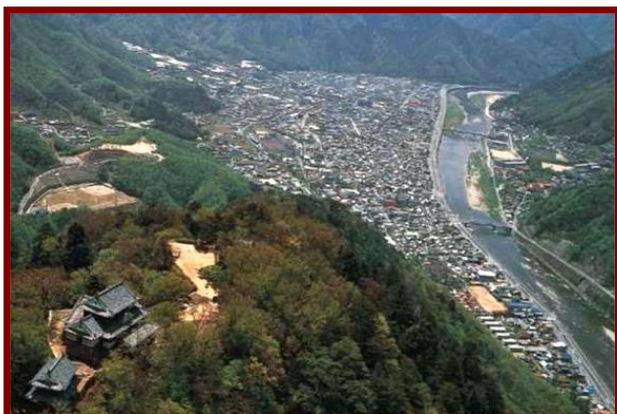


高梁市歴史的風致維持向上計画



令和2年3月
たか はし し
高 梁 市

表紙写真の説明

備中松山城（重要文化財）と
城下町高梁

備中神楽（重要無形民俗文化財）
猿田彦の舞

渡り拍子（高梁市指定重要文化財）

高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区
（重要伝統的建造物群保存地区）

高梁市歴史的風致維持向上計画

目 次

はじめに

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の意義	1
3	計画期間	2
4	計画策定の体制	2
5	計画策定の経過	4

第1章 高梁市の歴史的背景

1	高梁市の概要	6
2	高梁市の歴史	8
3	高梁市の歴史に関わる主な人物	19
4	現在の町並みに残る文化財	22

第2章 高梁市における歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1	高梁市の維持向上すべき歴史的風致	29
2	高梁市の歴史的風致を取り巻く課題	66
3	関連する他の計画及び施策	69
4	高梁市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	72
5	計画実施の方法	73

第3章 重点区域の設定

1	重点区域設定の考え方	75
2	重点区域の位置及び区域	76

第4章 良好な景観形成に関する施策との連携

1	高梁地区	84
2	吹屋地区	88

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1	高梁市全体に関する事項	91
2	重点区域に関する事項	95

第6章	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	
1	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する全体的な方針	103
2	歴史的風致の維持及び向上に資する事業	104
第7章	歴史的風致形成建造物の指定に関する事項	
1	歴史的風致形成建造物の指定	129
2	歴史的風致形成建造物	130
3	歴史的風致形成建造物の管理方針	133
資料		136

はじめに

1 計画策定の背景

高梁市は、平成16年10月1日、旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町、旧備中町の1市4町が合併し、新しい高梁市として誕生した。高梁市は岡山県中西部に広がる吉備高原に位置し、高梁川とその支流である成羽川・有漢川などの流域や山間部の豊かな自然は、人々に多くの恵みをもたらした特有の文化が育まれてきた。古来より備中国の中核を占め、山間部が多いこの地域では山城や砦が築かれ、その麓には城下町がいくつか形成されてきた。近世は幕藩体制のもとに備中松山藩を中心に繁栄してきた。近代以降も政治、経済、教育の中心地として発展してきている。また、銅山とベンガラの町として繁栄した特徴的な歴史的町並みもあり、先人が築いたその風情を残す歴史的町並みと伝統や文化が今も大切に守られている。

民俗文化では、重要無形民俗文化財の備中神楽が古くから神社などで奉納され、現在では高梁市を代表する伝統芸能となっている。市指定重要文化財の渡り拍子や松山踊りなど五穀豊穰を願い生まれた祭礼行事が、数百年に亘り今日に受け継がれている。

このように、高梁市では歴史ある町並みや寺社などの建造物と豊かな自然の恵みを願う祭礼行事などが一体となって醸し出す風情、情緒、たたずまいが、今も各地域で大切に受け継がれ、市民一人ひとりの財産となっている。

しかし、数多くの歴史的建造物や町並み、伝統行事が伝わっている一方で、過疎化や高齢化が進む中、空き家や空き地が目立つようになってきており、町並みの連続性が失われつつある。生活スタイルの変化により、現代的な家屋や駐車場などが増え、歴史的町並みの維持が困難になってきている。さらに伝統行事や伝統芸能についても、過疎・少子高齢化が進み地域では人々のつながりが希薄化する傾向の中で、伝承も重要な課題となっている。

これまでにも、伝統文化を育み、貴重な文化財の保護・保存・整備に努めるとともにその活用を図り、周辺との調和を優先させた景観の形成に努めてきたが、高梁市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる良好な市街地の環境を維持及び向上していくためには、今まで以上に市民と行政が協力して取り組むことが必要とされている。

2 計画策定の意義

高梁市は、重要文化財である備中松山城、風情や情緒あるたたずまいのある城下町、重要伝統的建造物群保存地区である吹屋地区の銅山とベンガラで繁栄した町並み、備中神楽、渡り拍子、そして松山踊りなどの伝統的な文化や芸能など、長い歴

史と伝統を誇るものを育みつつ、まちづくりを展開してきた。

平成 20 年 11 月、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が施行されたことが、高梁市が抱える歴史的風致に関する課題を整理し、対策を打っていく契機となった。

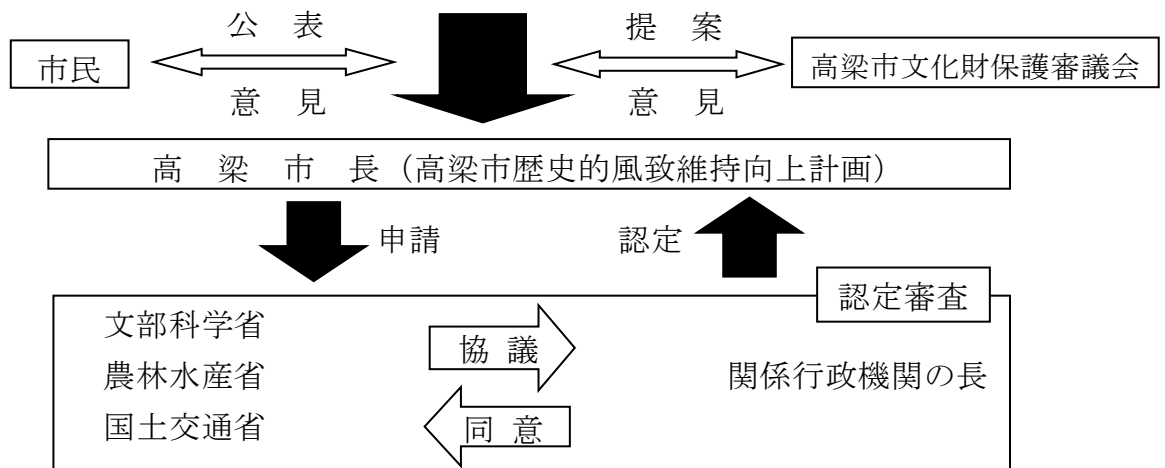
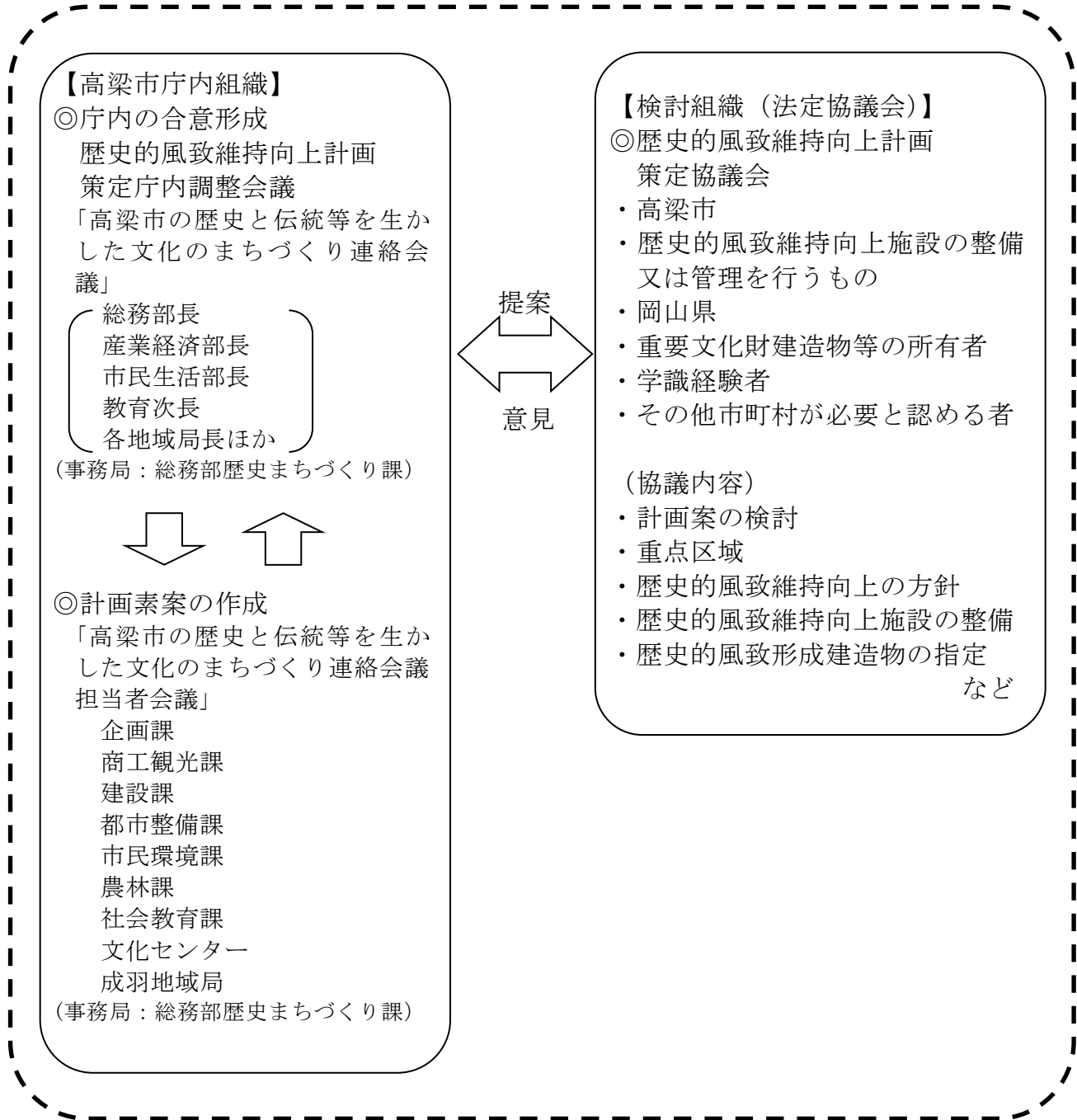
本市の目指すまちづくりの柱である、地域文化と心豊かな人を育むまちづくりを一層実効的に推進するために、歴史的風致維持向上計画を策定し、本計画を文化施策とまちづくりの指針とすることで歴史的風致の維持及び向上を図っていく。

3 計画期間

平成 22 年度～令和 2 年度の 11 年間とする。

4 計画策定の体制

計画策定の方法及び体制は、本市の町並みや景観を活かしたまちづくりを推進する庁内組織「高梁市の歴史と伝統を生かした文化のまちづくり連絡会議」の下部組織として担当者会議を設置し、計画素案の策定を行った。これを基に連絡会議内で協議調整し成案を策定後、法定組織である「高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会」の意見聴取、パブリック・コメントによる市民意見の聴取を経て策定した。



高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会 委員名簿

	氏名	団体・役職
委員	藤田 盟児	高梁市伝統的建造物群保存地区保存審議会会長
委員	清水 重敦	京都工芸繊維大学教授
委員	生島 裕道	重要文化財 所有者 頼久寺代表役員
委員	小林 正美	明治大学副学長、理工学部建築学科教授
委員	大原 秀行	吉備国際大学副学長、文化財総合研究センター長
委員	西 右介	まちづくり団体代表
委員	清水 好雄	まちづくり団体代表
委員	岡山県土木部都市局都市計画課長	
委員	岡山県教育庁文化財課長	
委員	高梁市政策監	
委員	高梁市産業経済部長	
委員	高梁市教育委員会教育次長	
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局建政部長	

5 計画策定の経過

年月日	内容
平成 20 年 5 月 23 日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布
平成 20 年 11 月 4 日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行
平成 21 年 6 月 25 日	第 1 回高梁市の歴史と伝統等を生かした文化のまちづくり連絡会議開催
平成 22 年 1 月 22 日	第 2 回高梁市の歴史と伝統等を生かした文化のまちづくり連絡会議開催
平成 22 年 2 月 18 日	第 1 回高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
平成 22 年 5 月 18 日	第 3 回高梁市の歴史と伝統等を生かした文化のまちづくり連絡会議開催
平成 22 年 6 月 10 日	第 2 回高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
平成 22 年 6 月 15 日 から 7 月 14 日まで	パブリックコメントの実施
平成 22 年 8 月 19 日	第 3 回高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
平成 22 年 10 月 6 日	歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成 22 年 11 月 22 日	計画認定
平成 23 年 3 月 18 日	第 4 回高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
平成 24 年 3 月 27 日	第 5 回高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
平成 24 年 3 月 30 日	軽微な変更の届出
平成 25 年 3 月 21 日	第 6 回高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
平成 25 年 3 月 29 日	軽微な変更の届出
平成 26 年 2 月 26 日	第 7 回高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
平成 26 年 5 月 30 日	軽微な変更の届出
平成 26 年 6 月 30 日	第 8 回高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
平成 27 年 3 月 31 日	軽微な変更の届出
平成 28 年 3 月 30 日	第 9 回高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催

年 月 日	内 容
平成 29 年 3 月 22 日	第 1 0 回高梁市歷史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
平成 30 年 4 月 16 日	第 1 1 回高梁市歷史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
平成 31 年 4 月 23 日	第 1 2 回高梁市歷史的風致維持向上計画策定協議会（法定協議会）開催
令和 2 年 月 日	計画変更

第1章

高梁市の歴史的背景

1 高梁市の概要

(1) 自然的環境

高梁市は岡山県の中西部に位置し、東は吉備中央町、西は広島県神石高原町、北は新見市、真庭市、南は総社市、井原市に隣接している。面積は547.01 km²で県土の7.7%を占めている。

市域は東西に35km、南北に30kmとやや東西方向に長く、総面積の約80%は山林である。

市の東部を一級河川である高梁川が、北西部を成

羽川が貫流し、市街地のやや下流で合流している。河川沿いの一部に平坦地があるが、その他は吉備高原特有の台地上の地形を成す標高300mから500mの山間地帯である。

気候は、高原部で昼夜の温度差が大きいものの、低地部は比較的温かな気候に恵まれている。特徴として、年間を通じて霧の発生が多いことが挙げられる。年間平均気温は14℃前後、年間平均雨量は1,200～1,500mm程度である。降雨の多くは多雨期か台風期に集中しており、季節風、台風、地震等の被害は比較的少ない。

(2) 社会的環境

平成16年10月1日現在の住民基本台帳人口は、14,053世帯、37,896人であったが、平成22年3月31日現在で13,763世帯、34,482人と減少傾向にある。また、65歳以上の高齢者人口が36%と高齢化が進んでおり、年少人口、生産年齢人口の減少が加速している。人口分布では市街地部に集中しており、市街地を除いた地域の過疎化も進んでいる。





高梁市全体図

道路については、高速道路の中国横断自動車道岡山米子線が市東部を走り、有漢インターチェンジが有漢町有漢にあるほか、市街地から車で 15 分程の距離にも賀陽インターチェンジがあり、高速交通の利便性の向上が図られている。

また、国道では県西部を南北に走る国道 180 号、県中央部を東西に走る国道 313 号、484 号の 3 路線が市街地で交差しており、主要道の結節点となっている。備中国は奈良時代以降、独自の巨大な政治権力が生まれず、小さな地域それぞれが独自の発展を遂げ、外からの権力の交差点として境目の位置にあったが、政治、経済、文化の面で連携していた。それに重要な役割を果たしたのが、高梁川、成羽川といった河川と松山往来、吹屋往来といった主要街道で、現在の交通網の元となっている。

公共交通機関については、鉄道網として J R 伯備線が高梁川に沿って南北に走っており、山陽と山陰を結ぶ重要な役割を果たしている。特に備中高梁駅は特急停車駅であることから、通勤、通学者等多くの人々が利用している。バス路線についても備中高梁駅を中心として路線網が市内外に張り巡らされており、県中西部の交通の中心となる地域である。

2 高梁市の歴史

(1) 高梁市のなりたち

①原始・古代

高梁市内で人の生活の最初の痕跡は縄文時代である。市内で最も古いと思われるのは松原町の陣山遺跡で、サヌカイト製の尖頭器が出土しており、縄文時代草創期のものと考えられている。また、同遺跡や川面遺跡からは縄文時代早期の押型文土器も出土しており、市内でも高所においてそうした痕跡が残されている。また川上町では権現谷岩陰遺跡から縄文時代前期、後期、晩期の土器とともに石器が出土し、原滝山岩陰遺跡からは縄文時代後期の注口土器が完全な形で見つかり、時代が新しくなるにつれて、生活圏が広がっていることが分かる。

弥生時代になると、阿部遺跡や川面遺跡で弥生時代中期の土器が採集されており、縄文時代よりも多くの人々が生活していたことがうかがわれる。また宇治町の本郷遺跡からは特殊器台や特殊壺が出土しており、吉備中枢部の直接的な影響が高梁市まで及んでいることが分かる。

高梁市内には現在のところ、古墳時代前期と思われる古墳や前方後円墳は確認されていない。中期に赤羽根古墳群や赤羽根イナリ古墳など箱式石棺を中心とする古墳が築かれ、後期になると横穴式石室をもつ古墳(今津古墳、名原古墳等)が市内各所に数多く築かれている。



本郷遺跡 特殊器台破片

現在の高梁市域は『和名類聚抄』によると、おおよそ備中国の賀陽郡(中世には賀陽郡と上方郡に分割)と英賀郡、下道郡(中世には下道郡と河上郡に分割)にまたがった位置にあり、賀陽郡に属した巨勢郷(現・市街地、松山、津川町、巨瀬町、川面町)、有漢郷(現・有漢町)、英賀郡に属した中井郷の一部(現・中井町)、下道郡に属した近似郷(現・高倉町、松原町、落合町)、成羽郷(現・成羽町ほか)、弟翳郷(現・川上町の一部)、穴田郷(現・宇治町、備中町の一部、川上町の一部)、湯野郷(現・備中町の一部)、呉妹郷(現・玉川町、成羽町の一部と思われる。)の9郷(呉妹郷を除く8郷と思われる。)がおおよその範囲に当たる。

②中世

穴田郷には承久の乱後、信濃国より赤木氏が新補地頭で入り、巨勢郷には巨勢荘が成立。有漢郷には相模国より三浦一族の秋庭重信が入り、延応2年(1240)、臥牛山に築城したのが備中松山城の創始である(『松山城御城主歴代記』)。また、京都天竜寺領の成羽荘、手荘(現・川上町)が成立。徳治2年(1307)には成羽川上



あかがわおどしよるい
赤草威鎧(赤木家伝来 復元模造 / 原品は国宝 岡山県立博物館蔵)

流の笠神(備中町)で船路開削が行われた(史跡「笠神の文字岩」)。有漢地域には文字岩と同一の作者が建立したと考えられている「保月の六面石幢」と呼ばれる「齋帯寺石幢及び石塔婆」(重要文化財)をはじめとした石造物群があり、この地域に中世での繁栄が偲ばれる。鎌倉時代には備中守護を一時北条得宗が行った。

室町時代初頭、高橋宗康が備中松山城主となったあと、高氏、秋庭氏、上野氏、庄氏と城主を替えた。秋庭氏は明德年間(1390～1394)の頃から備中守護職を世襲した細川氏の守護代として備中中部を支配した。戦国時代に入り、大内氏と結んだ上野頼久が城主となり、荒廃していた安国寺を再興して、彼の死後、安国頼久寺と寺号が改められた(『天柱山由来記』頼久寺蔵)。

また、建武3年(1338)、備中地域には近江から下向した平川氏が紫城によって成羽川南岸を掌握し、鋤崎八幡宮を創建したとされる。

戦国時代後期になると、出雲の戦国大名尼子氏と結んだ庄氏と安芸の戦国大名毛利氏と結んだ三村氏が台頭し、備中松山城を奪い合った(『中国兵乱記』など)。成羽城を根拠地としていた三村家親は備中松山城を奪い、一時備中一円を支配した。しかし、備前の宇喜多直家に暗殺され、家親の子元親が勢力を回復するも、天正2年(1574)から翌3年にかけての備中兵乱で、国吉城(川上町)など三村氏が支配する備中国内の諸城がことごとく落城し、備中松山城の落城を最後に三村氏は滅亡した(『備中兵乱記』)。

③近世

安土桃山時代、備中国は安芸の毛利氏と備前の宇喜多氏に高梁川を大きな境として分割支配されていた。慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いにより、両氏とも備中から退いた。翌年、備中国奉行として小堀氏が備中一円を支配し、検地や大高檀紙や鉄、銅などの特産品の掌握、備中松山城の修築を行った。小堀氏の後、備中松山には池田氏、備中成羽には山崎氏が所替えとなり、備中松山藩、成羽藩が成立した。この時、有漢地域は備中松山領(1744年以降は伊勢亀山の石川氏の領地)、備中地域、川上地域は幕府領、旗本領などが複雑に交錯し、各村落によって支配が異なった。



笠神の文字岩



備中松山城



成羽藩陣屋跡

備中国は江戸時代を通じて、こうした複雑な支配構造にあった。その中で最も支配地の大きかったのが備中松山城を中心とした備中松山藩であった。

(2) 城下町として発展した高梁

①小堀氏から始まる城下町づくり

安土桃山時代を経て、江戸時代となり、本格的な城下町建設は、慶長9年(1604)、父小堀正次から備中国奉行を継いだ政一(遠州)によって始められた。政庁は頼久寺におかれ、名勝頼久寺庭園もこの頃作庭された。慶長11年(1606)から同15年(1610)ごろにかけて備中松山城と御根小屋の修築を進め(『岡山県史』所収『岸本家文書』)、ついで元和2年(1616)、商家町である本町、新町を取り立て(建設するの意)ている(『松山御城主歴代記』)。



備中松山城本丸

元和3年(1617)に因幡鳥取から池田長幸が小堀氏に替わり、備中松山藩主となった。翌4年から本町南端から紺屋川(伊賀谷川)を越え南に延びる松山往来沿いに商家町の下町、その東側に職人町の鍛冶町を取り立てた(同書)。



備中松山城絵図(江戸時代前期 国立公文書館内閣文庫蔵)をもとにした町割り図

武家町の取り立てはこれら商家町と併行して進められた。小堀氏は1万4000

石余りの大名で備中国奉行という役職により松山に赴任してきた。領地は松山から離れたところにあり、多くの家中を率いての赴任ではなかった。しかし、池田氏は6万5000石の大名で、領地として備中松山を与えられ、石高に見合った家中を引き連れていたため、本格的な武家町を必要としたのである。

城下には御根小屋の南を西に向かって流れ、高梁川に注ぐ小高下谷川と奥万田町から本町南を西に流れ高梁川に注ぐ紺屋川がある。武家町のうち、小高下谷川と高梁川に囲まれた御根小屋西側は本丁(現・内山下)とよばれ、川端丁とともに重臣の屋敷にあてられた。

小高下谷川と紺屋川に挟まれ、新町の東側から秋庭山麓には上家中あるいは上士と呼ばれた家中の屋敷がおかれた。また、紺屋川南の鍛冶町東側一帯には下家中、下士の屋敷がおかれた。

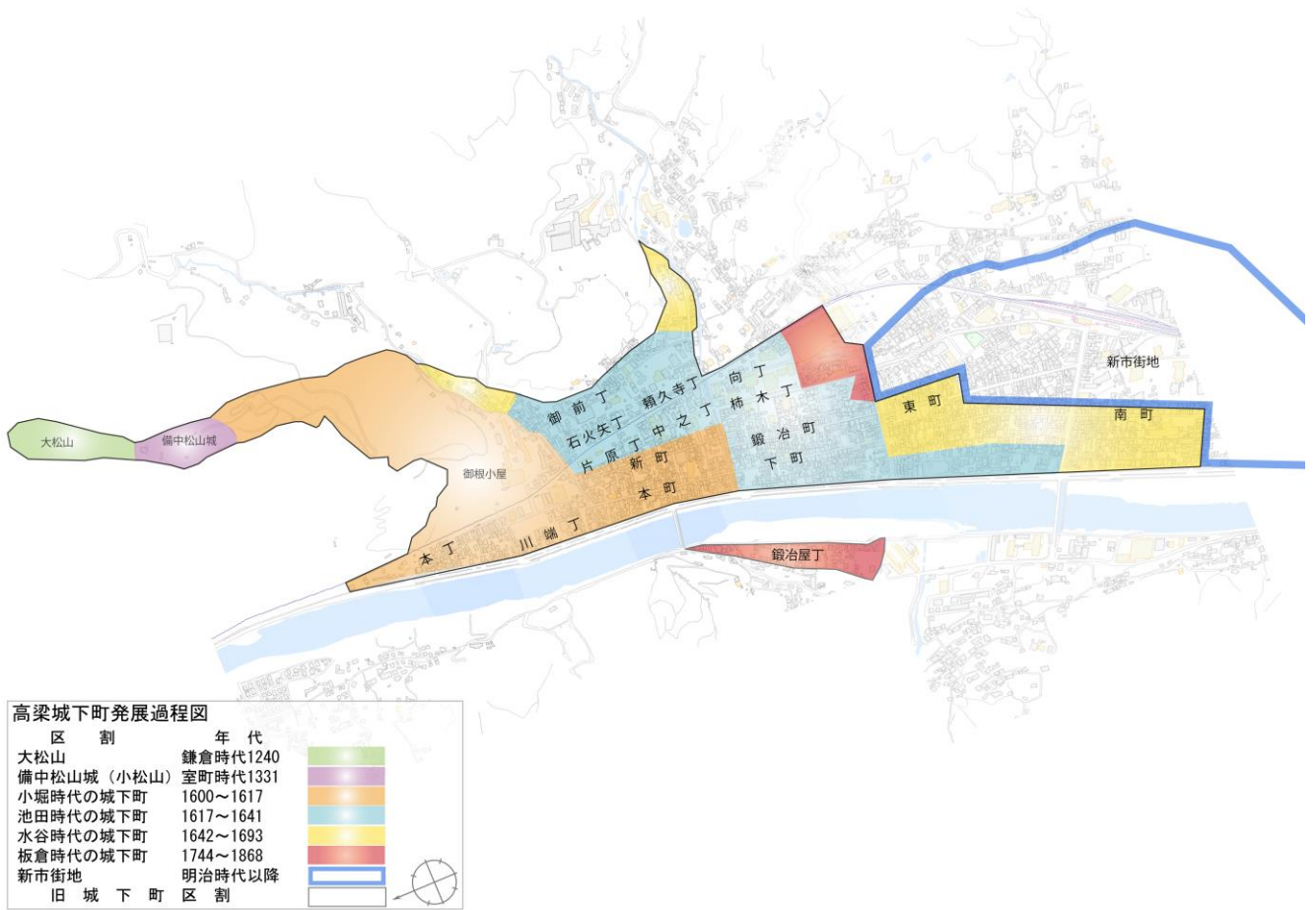
さらに、下町の西から南側で高梁川沿いに中間町、足軽丁(鉄砲丁)がおかれ、武家町は池田長幸、長常二代の間(1617～1641)にほぼ形を整えた(『高梁市史』)。

②備中松山藩の成立と水谷氏による繁栄

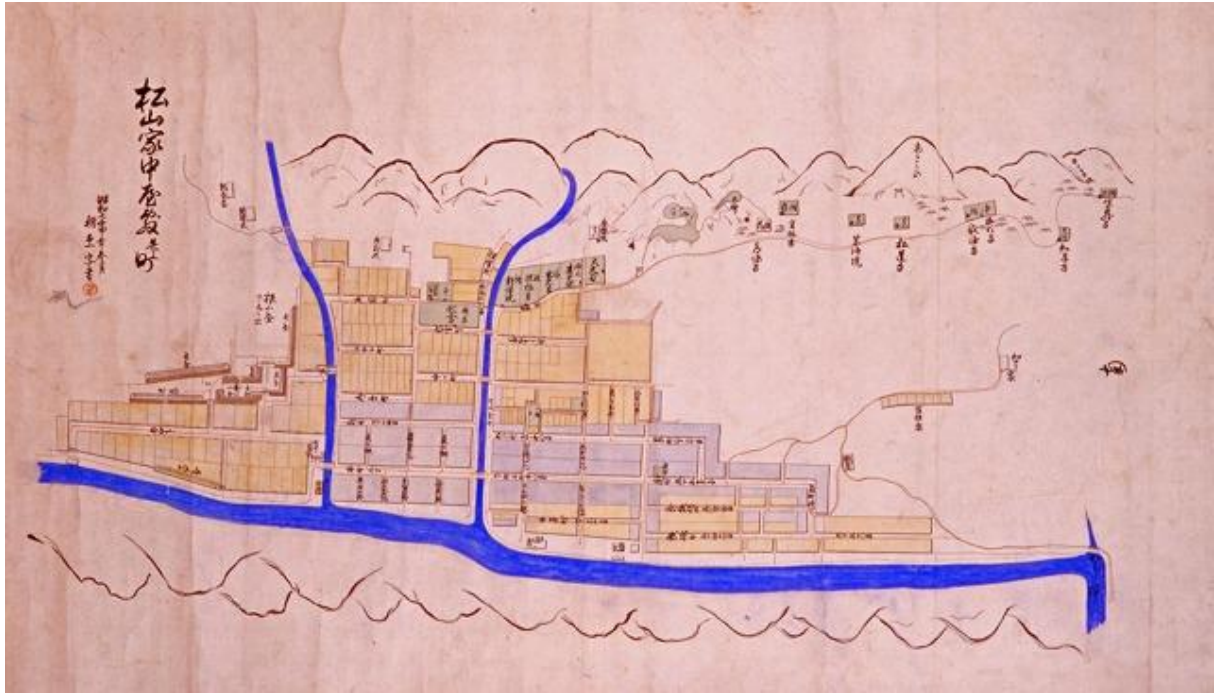
寛永19年(1642)、水谷勝隆が藩主となり、寛文10年(1670)、下町の南側に商家町の南町を取り立てている。このとき、足軽丁を通過していた松山往来は南町を通るように変更された。これにより、本町、下町、南町は松山往来沿いに商家が軒を連ねるようになった。貞享3年(1686)、勝隆の子勝宗は鍛冶町の南側に商家町である東町を取り立て、本町、新町、下町、鍛冶町、南町と合わせて「松山六ヶ町」の完成をみた(『松山御城主歴代記』)。「松山六ヶ町」は江戸時代を通じて、経済の中心地であった。ここにおいて備中松山の城下町が成立した。

また、高梁川の改修、松山河岸の整備、高梁川河口地域の新田開発、高瀬通し(灌漑用水兼高瀬舟水路)の開削、備中松山城の修築など盛んに行い、2代勝宗のころには表高5万石であったが、実際は新田を合わせると内検で8万石余りの石高があり、後の元禄検地では11万石の領地とされるまでになる。水谷氏は三代で跡継ぎがなく絶家となったが、水谷氏の繁栄は備中松山を治めるための基礎を作り上げた。

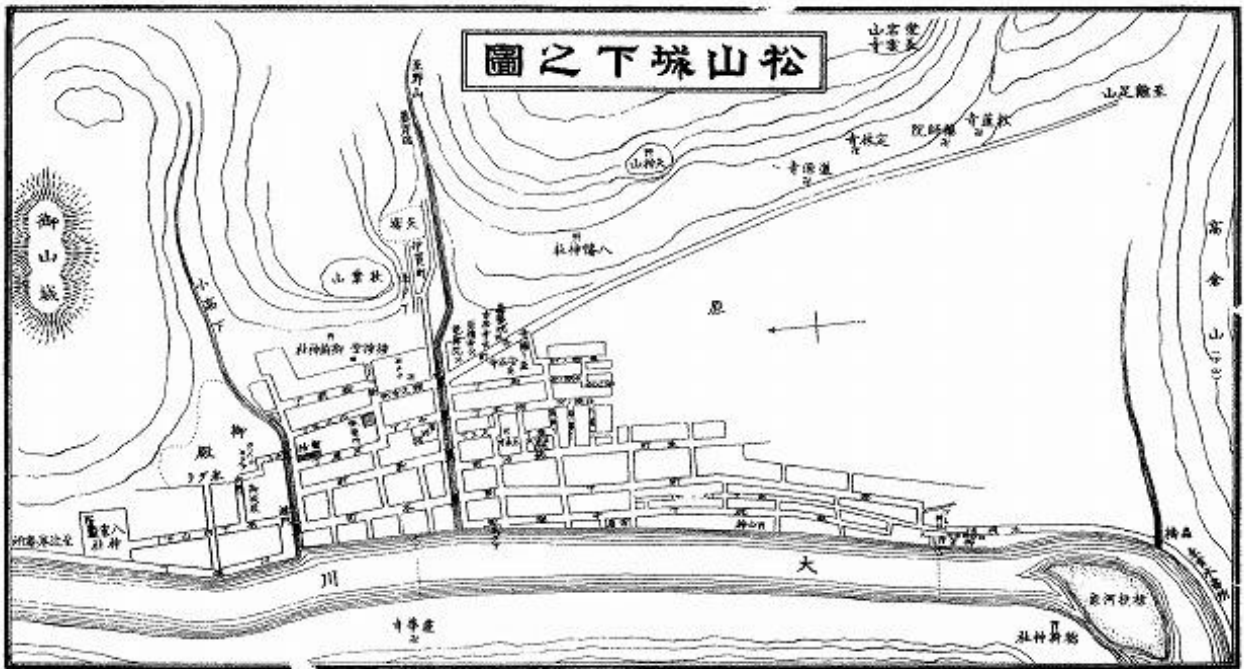
水谷氏が無嗣断絶となったあと、安藤氏(6万5000石)、石川氏(6万石)、板倉氏(5万石)と譜代大名が藩主として交代するが安藤時代(1695～1711)、石川時代(1711～1744)、板倉時代(1744～1868)のいずれもこの水谷時代の町割りを踏襲してきたのである(『松山家中屋敷並町』個人蔵、『備中松山城及城下図』亀山市立歴史博物館蔵加藤家文書、国分胤之『昔夢一斑』)。



備中松山城絵図(江戸時代前期 国立公文書館内閣文庫蔵)



松山家中屋敷並町(江戸時代中期 昭和7年写 個人蔵)



松山城下之図(江戸時代末期 国分胤之『昔夢一斑』所収)

③板倉勝静と山田方谷の藩政改革

江戸時代中期の延享元年(1744)、伊勢亀山から備中松山へ板倉勝澄いたくらかつすみが所替えとなり、以後七代にわたる123年間、板倉氏が藩主として支配した。しかし、七代藩主勝静のころには財政難が顕著となり、勝静は藩政改革に踏み切る。

勝静は、まず改革を主導する人物に藩校有終館学頭山田方谷(1805～1877)を抜擢し、元締役兼吟味役(財務全般の担当)に任じた。方谷は「上下節約」、「負債整理」、「産業振興」、「紙幣刷新」、「士民撫育」、「文武奨励」を掲げ、実質的に主導し、安政4年(1857)には、藩の負債10万両を10万両の蓄財に変えたといわれ、藩政改革は成功をみた。

改革の中で、城下町の西の対岸にある近似村ちかのり(現・落合町近似)に鍛冶屋町を設け、千屋、三室、吉田(現・新見市)で産出された鉄を用いて、釘かすがい、鋸といった建築資材などを作り出荷した。また、方谷は吹屋銅山の経営も試み、一時期銅山経営にもかかわっている。



大久保坂から臥牛山と市街地を望む

④藩校有終館に始まる文教の地

山田方谷は改革者としての顔だけではなく、本分である漢学者としてもよく知られた。方谷が改革前に勤めた藩校有終館は延享3年(1746)板倉勝澄のとき、本丁に学問所がおかれたのを起源とする。

天保2年(1831)に焼失したが、時の学頭奥田楽山おくだらくざんに中ノ丁(現・藩校有終館跡)で再興されて以降、幕末の藩政にかかわる優秀な人材を輩出した。

また、家塾でも牛麓舎ぎゅうろくしゃ、長瀬塾、小阪部塾と地域は移っていったが、方谷は常に多くの門弟を抱え、その学風を慕って備前の閑谷学校にまで招かれた。方谷の遺風は現在も受け継がれ、高梁市で最も著名な人物として知られている。



藩校有終館跡(中之町)

⑤教育から始まる高梁の近代化

近代の黎明期に活躍した山田方谷の没後、高梁の近代化は特に文教において、目に見えて動き出した。

明治13年(1880)、同志社大学の創立者として著名な新島襄がキリスト教伝道のため



順正女学校発祥地(向町)

招かれ、近代高梁を象徴する人物である福西志計子(女子教育の先駆者)、留岡幸助(社会福祉家)などに大きな影響を与えた。

一方、旧来の学問である漢学でも、三島中洲、川田甕江が日本の代表的な学者とされた。このように高梁の近代は新旧の両面性をもっていた。

⑥大正以降の高梁

明治維新以後、近代化が進み、近代教育の形が整えられていった。旧制高梁中学校と順正女学校はその二本柱であった。建造物も従来のものから近代建築へ少しずつ移行し、また、町並みも番所などの境がなくなったこの時代にあって、南の田畑に広がっていった。

大正 15 年(1926)伯備線備中高梁駅が開設されると、東町から駅前まで新たな道が造られ、

後に栄町商店街が造られた例などはその典型である。そうした時代にあっても旧制高梁中学校の教師であった信野友春の著書『備中松山城と其の城下』が世に出ると、荒廃していた備中松山城の解体修理の機運が高まり、昭和 4 年(1929)の備中松山城二重櫓の解体修理を始めに、同 15 年(1940)には天守の解体修理が完成した。このとき新しく葺き替えられる瓦を中学校、女学校の生徒が背負って山上へ運んだエピソードからも町を挙げて取り組んでいたことがうかがえる。

高梁は城下町、交通の要衝という従来の性格から、近代には大きな産業もいくつか生まれた。江戸時代からの伝統を引き継ぐ葉煙草の耕作から刻煙草、紙巻煙草の生産は専売公社の工場がおかれたことから、基幹産業となった。また、麦藁を利用した麦稈真田は麦藁帽子などの生産を盛んにした。また、薄く短冊状にした木材をつづり、縄状にした経木モールなども高梁の代表的な産業であった。伝統産業であった酒造業、醤油醸造業なども盛んに行われていたが、戦後社会の大きな変動によってその役割を終えていった。



女学校生徒による瓦運搬奉仕
(昭和 15 年 小高下町登城口)

(3) 銅山の町として発展した吹屋

①吹屋銅山の起源

吹屋銅山の起源には諸説あるが、一説に大同2年(807)がある。『延喜式』(927年一応完成。967年施行。)に、「凡^{およそ}鑄錢年料、銅鉛者備中八百斤毎年繰送」とあり、この平安時代の銅山が吹屋かどうか疑問視されているが、備中国は鉄とともに銅の産出でも実績があることが知られている。

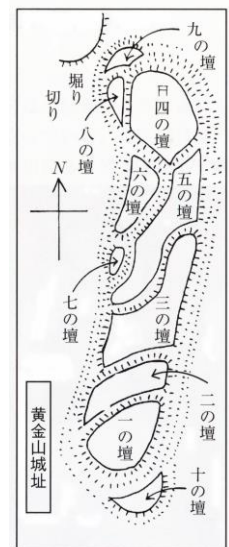
他説として、応永年間起源説があり、その代表とされている文化元年(1804)『吉岡銅山相続次第書上』(大塚家文書)によれば、吹屋銅山の起源は応永年間(1394~1427)頃と記述されている(『成羽町史』)。

②村稼ぎ^(※1)の時代

吹屋銅山は天文年間(1532~1554)に出雲国の戦国大名尼子氏の所領となり、尼子の部将吉田六郎兼久が黄金山^{こがねやま}に砦を築き、銅山を支配した。江戸時代中期の『御山鑑』には当時の大深千軒の繁栄が記されている。しかし、吹屋銅山は山陰と山陽をつなぐ戦略拠点でもあったため、安芸の戦国大名毛利氏が勢力を伸ばし、永禄・元龜・天正(1558~1591)にかけて毛利氏の直轄銅山とされた。その家臣の備中松山城代であった天野五郎右衛門が、銅山役所を設け、山法^{やまほう}^(※2)を定めて吹屋銅山を支配した。

その後備中松山藩の小堀遠州が吹屋銅山を支配下においたが、吹屋の大塚伊兵衛を請負人とし、「村稼ぎ」の形で経営したという。銅山は、戦国時代から近世初期にかけて大いに稼動したが、領主の交替にもかかわらず、その請負人は一貫して、地元の大塚家であり、地元農民を主とする銅山稼であったところに、前期吹屋銅山経営の特徴がある。

(※1 地元資本による銅山経営 ※2 鉱夫を取り締まるための掟)



③吉岡銅山と領外豪商の経営参入

山崎家治が備中国成羽藩主であった元和4年(1618)からの20年間、吹屋銅山は成羽藩の支配下におかれた。この時期が近世264年を通して唯一の私領時代である。成羽藩時代の特徴的なことは、それまでの「村稼ぎ」的方法を改め、領内領外の豪商を請負人としたことである。

山崎家治が成羽から天草に移されて後、正保年間(1644~1647)ときの備中倉敷代官彦坂平九郎^{ひこさかへいくろう}は大坂や堺の有力な銅山師に請け負わせることで、銅山経営の行き詰りを打開しようと考えた。結局長続きせず一時閉山する有様であったが、寛文10年(1670)から天和年間(1681~1683)まで10数年間は、銅が湧き出るように産出され、運上金も3倍以上に跳ね上がったという。その頃にこの銅山を請け負った銅山師は7人にも及んでいる。この爆発的な銅の産出と目まぐるしい銅山請負

人の交替は、明らかに略奪的な採掘を意味している。

このころ、彦坂代官の提唱で、当時金の産出でにぎわっていた佐渡金山の吉岡山の名をとって「^{せきとう}関東銅山」から「吉岡銅山」に改めたという。

④泉屋による発展

吹屋銅山では幕府支配の安定から経営方法は一転して、長期、持続的採掘方法に変えられた。そこで幕府が銅山の請負人として白羽の矢を立てたのが泉屋吉左衛門、後の住友の祖であった。

彼は坑内に湧出する水の排水路さえ開発すれば新山同然に採算がとれることに気づき、安定した合理的な長期経営を目指した。元禄4年(1691)2月、泉屋は全長200間余(360m余)の排水大坑道の掘削に成功し、西国一の産出量を誇る銅山となった。吹屋銅山の歴史における戦国時代末期・江戸時代初期の第1のピークに続く第2のピークであったといわれている。

しかし、泉屋はそのころ発見した四国の別子銅山に乗りかえ、吹屋銅山の採掘権を返上した。幕府からの慰留もあったが、結局、正徳3年(1713)に稼業を打切った。

⑤地元資本大塚家の経営とベンガラ生産の始まり

泉屋が吹屋銅山の経営を中止した後、地元資本の経営者大塚理右衛門宗俊が現れた。

大塚家は天文年間(1532～1554)以来、地元で請負人となって銅山を経営していたといわれる。享保7年(1722)に銅山経営を請け負ってから、銅の産出量は増加し、寛保2年(1742)までの7年間は、平均して年間10万斤(約60t)の銅を生産した。しかし、再び新たな排水路が必要になり、多額の資金が必要となったため、京都の銀座と結んで資金を調達し銅山経営を進めた結果、安永2年(1773)の頃には第3のピークを迎えた。この時期、吹屋下谷の大塚家が銅山経営者＝銅山師としての地位を確立し、理右衛門・定次郎父子は大塚家中興の祖となった。しかし、採算が合わなくなって京都の銀座も手を引き、天明元年(1781)11月に閉山した。

銅山衰退に伴い、人口も減少していくが、天明7年(1787)備中・美作の代官となった早川八郎左衛門正紀は銅山を復興すべきと考え、前後65年にわたる銅山経営の経験者である大塚家の定次郎・兵十郎父子が請負人となって寛政3年(1791)から弘化4年(1847)まで57年間経営され、第4のピークとなった。

また、吹屋でのベンガラ生産の始まりは宝永4年(1707)頃といわれ、吹屋村を訪れた銅山師がその技法を伝え、森屋茂太夫が初めてベンガラ生産を試



本片山ベンガラ工場の絵図(明治期)

み、地域産業となった。良質の硫化鉄鉱が多く産出され、中間製品である緑礬（硫酸鉄）の製造ができるようになり、緑礬からベンガラとなり、製品として高梁川を下り、玉島港（現・倉敷市玉島）から全国へ送られた。寛政 10 年(1798)頃には、ベンガラ製造の焼窯は 10 カ所あり、ベンガラ稼人は 5 軒で、いずれも吹屋村の富裕者達であった。また、早川代官の産業奨励策によりベンガラ稼人の株仲間が結成されたことは、その後の隆盛の一因である。

⑥三菱による銅山経営の近代化

吹屋銅山が再び脚光を浴びるようになるのは、明治 6 年(1873)三菱の岩崎弥太郎が、請負権を買収して近代的経営をはじめてからである。三菱は外人技術者や学校出の新知识を動員して吹屋銅山の鉱脈、銅鉱の質を調査し、その政治力と資力を傾けて再開発に着手した。

明治 9 年(1876)三番通道の開削に着手し、深敷^(※1)開発のための排水坑道を造り、自家水力発電所を設け、その電力で揚水ポンプを作動させ、深敷に溜った水の排水を始めた。これまで景気の変動を繰り返してきた吹屋銅山の経営は電力と揚水ポンプの導入で安定する。

特に洋式溶鉱炉などによる精錬過程の近代化と鉱業所本部を吹屋から坂本へ移転したことによって吉岡銅山の経営は一新した。それにより明治 20 年(1887)頃から産銅額は飛躍的に増加した。明治 41 年(1908)にはトロッコによる大量輸送を実現した。こうして、明治 20 年頃から盛況を呈した。この時期が第 5 の、そして最後のピークであった。



吉岡銅山専用道路用トロッコ

その後、鉱脈の枯渇や第 1 次世界大戦(大正 3 年～ 7 年)後の不況によって次第に衰え、昭和 4 年(1929)の世界大恐慌により昭和 6 年(1931)に閉山している。戦後の昭和 25 年(1950)に「吉岡鉱業所」として再開され、細々と続けられたが、それも昭和 47 年(1972)に閉山し、銅山としての歴史を完全に閉じた。

(※1 地中深くなった坑道、鉱床。)

3 高梁市の歴史に関わる主な人物

① こぼりえんしゅう 小堀遠州 (1579～1647)

小堀遠州は第二代備中国奉行。初代小室藩主。幕府の政策を備中国で行う国奉行として、国絵図と郷帳の作製管理、備中松山城修築、城下町の取り立て、備中国の鉄・銅の掌握、大高檀紙の保護など多岐にわたる「国務」をこなした。優秀な行政官としてだけでなく茶道遠州流の祖であり、「頼久寺庭園（名勝）」作庭など「綺麗さび」に象徴されるように寛永文化の担い手としても名を馳せている。



小堀遠州

② みずのやかつたか 水谷勝隆 (1597～1664)

水谷勝隆は江戸時代前期の備中成羽藩主、備中松山藩主。寛永16年(1639)、常陸下館から領地を備中成羽に移され、新たな陣屋(現・成羽小学校)を築き、町の整備(現・成羽町下原など)にも着手した。寛永19年(1642)、備中松山藩主となる。高梁川河口西岸の大規模な新田開発を始め、高瀬通しを設置し、玉島港を開き、高梁川を軸に領内の河川交通を整え、玉島港を海上交通の窓口とした。こうした大規模な開発は次の水谷勝宗(1624～1689)にも受け継がれた。また、勝宗は備中松山城の修築に着手し、天和3年(1683)に完成した(天守、二重櫓、土塀の一部は現存)。また、城下町は東町、南町の取り立てにより確立した。



水谷勝隆

③ いたくらかつきよ 板倉勝静 (1823～1889)

板倉勝静は江戸時代末期の備中松山藩主。老中首座。嘉永2年(1849)、板倉家の家督を継ぎ、藩政改革を断行した。山田方谷(1805～1877)を抜擢し、7年余りの後、改革は成功をみた。文久2年(1862)には老中に任命され、一度罷免されるが、慶応元年(1865)、再任され首座となった。山田方谷を登用したことにより、学問文化が根付き、一部城下町も拡張され、高梁の近代に向けて多くの遺産が残された。



板倉勝静

④ ^{やまだほうこく}山田方谷 (1805～1877)

山田方谷は備中松山藩士、漢学者。天保7年(1836)で藩校有終館学頭となり、2年後には、家塾牛麓舎を開き、子弟教育を行う。板倉勝静は家督を継ぐと、藩政改革を断行した。方谷は「上下節約」「負債整理」「産業振興」「紙幣刷新」「士民撫育」「文武奨励」を掲げ、成功させた。文久元年(1861)には政治顧問として活躍した。明治以後、方谷は教育に専念した。



山田方谷

⑤ ^{しばはらそうすけ}柴原宗助 (1847～1909)

柴原宗助は自由民権運動家、教育者、地方政治家。酒造業のほか柴原文明堂を開店し、書籍販売出版、文具販売、郵便取引などを行い、高梁の文明開化の先駆けとなる。明治12年(1879)、上房郡から岡山県会議員に選出された。同年10月には金森通倫(1857～1945)、中川横太郎(1836～1903)を招き、キリスト教講演会を開く。明治15年(1882)、キリスト教会設立の中心となり、同年、福西志計子らとともに洗礼を受ける。また順正女学校設立にも加わり、明治18年(1885)、同校の初代校長に就任した。



柴原宗助

⑥ ^{ふくにししげこ}福西志計子 (1847～1898)

福西志計子は女子教育の先駆者。幼少のころ、漢学の手ほどきを山田方谷に受ける。明治12年(1879)の金森通倫、中川横太郎、明治13年(1880)の新島襄の伝道に共感し、キリスト教婦人会を結成した。明治14年(1881)、私立裁縫所を木村静子(1837～1900)と設立し、のち順正女学校に発展した。翌年高梁キリスト教会が設立され、金森通倫に洗礼を受けた。順正女学校は当初の裁縫に加え文学科もおき内容を充実させた。



福西志計子

⑦ ^{つなしまりょうせん}綱島梁川 (1873～1907)

綱島梁川は明治時代の宗教思想家。本名は栄一郎。明治23年(1890)高梁教会で洗礼を受ける。東京専門学校(現・早稲田大学)文科を卒業後、「早稲田文学」の編集に携わる。倫理、宗教、文学美術、教育に関する論文を各種の雑誌、新聞に発表した。梁川を有名にしたのは、か



綱島梁川

れの神秘的体験を発表した「見神の実験」、「予が見神の実験」である。その他著作を集めた『梁川全集』（十巻）がある。

⑧伊吹岩五郎 (1864～1955)

伊吹岩五郎は宗教家、教育者。明治 24 年(1891)、高梁基督教会伝道応援に赴く。高梁教会の牧師となり、順正女学校で授業も担当した。明治 31 年(1898)、同校の校長に就任した。明治 35 年(1902)にはそれまで兼任していた高梁教会の牧師を辞して、教育に専念するようになる。明治 40 年(1907)、頼久寺校舎から伊賀町校舎(現・岡山県指定史跡順正寮跡)へ改築、翌年私立順正高等女学校に昇格させ、大正 10 年(1921)には県立に移管させるなど、同校の中興の祖といわれる。



伊吹岩五郎

⑨大塚理右衛門

大塚理右衛門は江戸時代の吹屋の銅山師。元禄年間(1688～1703)に初代大塚理右衛門が登場し、以後大塚家は理右衛門を四代襲名した。大塚家は領主の交代などにもかかわらず、銅山の請負人として常に地元住民の生活を守り町並みの繁栄を維持することが最大の目的であり、利益の多寡は問題にせず村人の生計が成り立つように吉岡銅山を守った。

⑩岩崎弥太郎 (1834～1885)

岩崎弥太郎は明治時代前期の実業家。明治 3 年(1870)、「土佐開成社」を設立、間もなく「九十九商会」と改名して海運業を興した。また、三菱為換店を設立し、長崎造船所を借り受けるなど、後の三菱財閥のもとを築いた。明治 6 年(1873)三菱商会は最初の金属鉱山として「吉岡銅山」を買収して銅山経営に着手し、ダイナマイトや洋式削岩機などの導入による近代経営によって、明治 20 年(1887)頃から盛況を呈し、昭和 6 年(1931)の閉山まで操業は続いた。



岩崎弥太郎

4 現在の町並みに残る文化財

(1) 高梁市の文化財の分布

高梁市には国・県・市合わせて 204 件に及ぶ多数の指定・選定・登録文化財がある。うち重要文化財(建造物)は 3 件が指定されており、重要伝統的建造物群保存地区も 1 地区が選定されている(令和 2 年 1 月末現在)。

重要文化財(建造物)「備中松山城」および史跡「備中松山城跡」は市街地山頂に築かれており、眼下に城下町が形成される由縁となり、城下町には名勝「頼久寺庭園」が存在するなど、城を中心として歴史が形成されているといえる。備中松山城が存在する臥牛山一帯は天然記念物「臥牛山のサル生息地」に指定されている。また、重要文化財(建造物)「旧片山家住宅」は重要伝統的建造物群保存地区「高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区」内に存在し、その特色であるベンガラ生産の繁栄を示した建物として、重要文化財に指定されている。さらに高梁市を含めた備中地域一円に重要無形民俗文化財「備中神楽」が所在している。

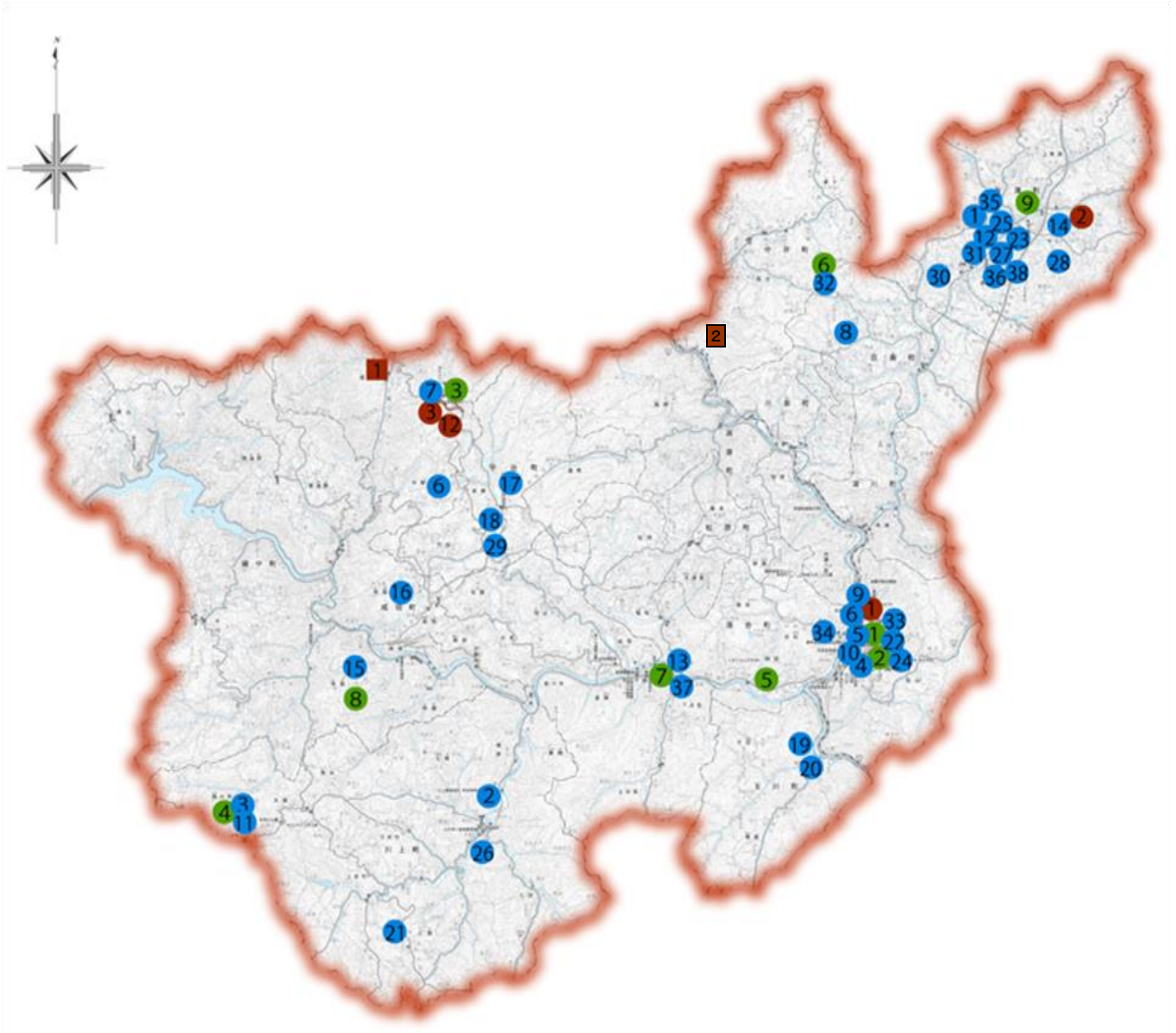
また、天然記念物「大賀の押被おおが おしかぶせ」のような地質鉱物や、名勝「磐窟谷いわやだに」など豊かな自然環境を擁している。

市内の指定・選定・登録文化財

区 分	国指定等	国登録	県指定	市指定	計	
有形文化財	建 造 物	3	2	9	38	52
	絵 画	1		2	8	11
	彫 刻			5	25	30
	工 芸 品			5	11	16
	考 古 資 料				3	3
	書籍・典籍 古 文 書				9	9
	歴 史 資 料			1	5	6
有形民俗文化財				7	7	
無形民俗文化財	1		2	1	4	
記 念 物	史 跡	2		4	34	40
	名 勝	2		1	1	4
	天然記念物	2		5	14	21
伝統的建造物群	1				1	
計	12	2	34	156	204	

(2) 高梁市の国指定・選定・登録文化財以外の文化財の分布

市内には、県指定文化財(建造物)が 9 件指定されており、そのうち現役の小学校で最古の校舎である吹屋小学校校舎は高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区に隣接する地域に存在する。また薬師院本堂や松蓮寺本堂天井と船戸は高梁市の城下町に存在している。恵堂地蔵をはじめ、石造宝塔など石造物が多く指定されていることが特色として挙げられる。



文化財(建造物)の位置図
 (※その他文化財一覧は巻末の一覧表参照)

凡例	番号	区分	種別	名称	所在地
●	国指定等文化財				
	1	重要文化財	建造物	備中松山城	高梁市内山下1
	2			臍帯寺石幢及び石塔婆	高梁市有漢町上有漢 9167
	3			旧片山家住宅 附家相図	高梁市成羽町吹屋 367
12	重要伝統的建造物群保存地区		高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区	高梁市成羽町吹屋地区	
■	国登録文化財				
	1	登録有形文化財	建造物	西江家住宅主屋ほか	高梁市成羽町坂本
	2	登録有形文化財	建造物	JR 伯備線 方谷駅駅舎	高梁市中井町西方 9194-1

凡例	番号	区分	種別	名称	所在地
●	県指定文化財				
	1	重要文化財	建造物	薬師院本堂	高梁市上谷町 4100
	2			松連寺本堂天井と船戸	高梁市上谷町 4102
	3			旧吹屋小学校校舎(本館・東校舎・東廊下・西校舎・西廊下)	高梁市成羽町吹屋 1290-1
	4			穴門山神社本殿・拝殿附棟札	高梁市川上町高山市 1035
	5			恵堂地蔵	高梁市落合町阿部 3403
	6			石造宝塔	高梁市巨瀬町 2674
	7			方柱碑	高梁市成羽町下原 370
	8			至徳銘石造方柱碑	高梁市備中町布賀 1749
	9			遺迎二尊板碑	高梁市有漢町有漢 4254-6
●	市指定文化財				
	1	重要文化財	建造物	三浦神社社殿	高梁市有漢町有漢 2958
	2			領家惣社八幡神社本殿	高梁市川上町領家 2039
	3			穴門山神社本門	高梁市川上町高山市 1035
	4			薬師院仁王門	高梁市上谷町 4100
	5			旧埴原家住宅	高梁市石火矢町 27
	6			旧広兼家住宅	高梁市成羽町中野 2710
	7			旧片山家住宅	高梁市成羽町吹屋 367
	8			郷倉	高梁市巨瀬町 7533
	9			臥牛亭	高梁市内山下 120
	10			旧高梁尋常高等小学校本館	高梁市向町 21
	11			穴門山神社随神門	高梁市川上町高山市 1035
	12			宝妙寺本堂	高梁市有漢町有漢 2667
	13			成羽藩勘定所	高梁市成羽町下原 986
	14			保月の宝塔・石塔婆	高梁市有漢町有漢 9167
	15			布賀の方柱碑	高梁市備中町布賀 1275-3
	16			西布寄の宝篋印塔と五輪塔	高梁市成羽町西布寄 1328
	17			石田の五輪塔群	高梁市宇治町宇治
	18			蓮華寺の五輪塔	高梁市宇治町本郷 19
	19			玉八幡神社石塔婆	高梁市玉川町玉 2092
	20			舟津の石塔婆	高梁市玉川町玉 743
	21			仁賀の宝篋印塔	高梁市川上町仁賀 7311
	22			寿覚院板碑	高梁市寺町 2188-1
	23			清浄寺跡石塔群	高梁市有漢町有漢 5133-2
	24			寿覚院の五輪塔	高梁市寺町 2188-1
	25			宝妙寺の五輪塔	高梁市有漢町有漢 2649-31
	26			稗田の五輪塔群	高梁市川上町地頭 1884
	27			茶堂の宝篋印塔	高梁市有漢町有漢 5170
	28			横見の宝篋印塔	高梁市有漢町有漢 7340
	29			極楽寺跡石塔群	高梁市宇治町穴田 1485-2
	30			宝妙寺の宝篋印塔	高梁市有漢町有漢 2667
	31			鈴岳神社笠塔婆	高梁市有漢町有漢 2958
	32			祇園寺十三重層塔	高梁市巨瀬町 2674
	33			頼久寺石灯籠	高梁市頼久寺町 18
	34			大物主神社石灯籠	高梁市落合町近似 1044
	35			鈴岳神社石灯籠	高梁市有漢町有漢 2958
	36			畦地常夜灯	高梁市有漢町有漢 5430-10
	37			成羽陣屋町常夜灯	高梁市成羽町下原 967、571、481、219
38	鈴岳神社大鳥居			高梁市有漢町有漢 2582	

(3) 各地域の文化財件数

現在、高梁市全域の文化財は、総件数 204 件に及ぶ。平成 16 年の市町村合併により、旧市町の文化財を統合した。

合併以前の旧市町を地域別に分け、各地域の文化財の特色を以下に記述する。



各地域の位置図

①高梁地域

高梁地域は高梁市の中央部に位置しており、重要文化財「備中松山城」や史跡「備中松山城跡」、名勝「頼久寺庭園」、岡山県指定史跡「備中松山城御根小屋跡」など城下町にかかわる文化財が多く存在する。高梁市の近代化に大きく寄与した県内最古の基督教会である「高梁キリスト教会堂」や「順正寮跡」が岡山県指定史跡とされている。

区	分	国指定等	国登録	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	1	1	4	15	21
	絵画	1		1	1	3
	彫刻			2	10	12
	工芸品			4	4	8
	考古資料				1	1
	書籍・典籍 古文書					
	歴史資料			1	4	5
有形民俗文化財					1	1
無形民俗文化財		1		1	1	3
記念物	史跡	1		3	7	11
	名勝	1				1
	天然記念物	1		1	5	7
伝統的建造物群						
計		6	1	17	49	73

②有漢地域

重要文化財(建造物)の「臍帯寺石幢及び石塔婆」をはじめ、岡山県指定重要文化財「遣迎二尊板碑」や高梁市指定重要文化財「保月の宝塔・石塔婆」「清浄寺跡石塔群」など石造物を中心とした文化財が数多く存在する地域である。

区	分	国指定等	国登録	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	1		1	11	13
	絵画				4	4
	彫刻				8	8
	工芸品				4	4
	考古資料					
	書籍・典籍 古文書				3	3
	歴史資料				1	1
有形民俗文化財						
無形民俗文化財		1				1
記念物	史跡				13	13
	名勝					
	天然記念物				5	5
伝統的建造物群						
計		2		1	49	52

③成羽地域

成羽地区と吹屋地区に大きく分けることができる。成羽地区には高梁市指定重要文化財「成羽陣屋跡」「成羽武家屋敷」を中心とする城下町にかかわる文化財が多く存在する。吹屋地区は銅とベンガラ生産で繁栄したところで、重要伝統的建造物群保存地区「高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区」が存在する地域であり、重要文化財(建造物)「旧片山家住宅」や岡山県指定重要文化財「旧吹屋小学校校舎」がある。

また、岡山県指定天然記念物「成羽の化石層(植物・貝)」「枝の不整合」など地質鉱物が豊かな地域である。

区	分	国指定等	国登録	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	1	1	2	5	9
	絵画				2	2
	彫刻			2	1	3
	工芸品				1	1
	考古資料				1	1
	書籍・典籍 古文書				3	3
	歴史資料				1	1
有形民俗文化財					2	2
無形民俗文化財		1			1	2
記念物	史跡			1	4	5
	名勝					
	天然記念物			2	3	5
伝統的建造物群		1				1
計		3	1	7	24	35

④川上地域

名勝「磐窟谷」や天然記念物「大賀の押被」をはじめ、岡山県指定名勝「弥高山」、岡山県指定天然記念物「藍坪」「穴門山の社叢」など、名勝や天然記念物が最も多く、自然が豊かな地域である。また式内社と考えられている穴門山神社が所在しており、穴門山神社に関する文化財も豊富である。

区	分	国指定等	国登録	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物			1	5	6
	絵画			1	1	2
	彫刻					
	工芸品				1	1
	考古資料				1	1
	書籍・典籍 古文書				1	1
	歴史資料					
有形民俗文化財					4	4
無形民俗文化財		1				1
記念物	史跡				7	7
	名勝	1		1	1	3
	天然記念物	1		2		3
伝統的建造物群						
計		3		5	21	29

⑤備中地域

高梁市内においては、22件と文化財の数は最も少ないが、日本の交通史において重要視される遺跡である史跡「笠神の文字岩」が存在する地域である。

区	分	国指定等	国登録	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物			1	1	2
	絵画					
	彫刻			1	6	7
	工芸品			1	1	2
	考古資料					
	書籍・典籍 古文書				2	2
	歴史資料					
有形民俗文化財						
無形民俗文化財		1		1	1	3
記念物	史跡	1			3	4
	名勝	1				1
	天然記念物				1	1
伝統的建造物群						
計		3		4	15	22

第2章

高梁市における歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 高梁市の維持向上すべき歴史的風致

(1) 城下町高梁に見る歴史的風致

① 城下町の発展と松山踊りに見る歴史的風致

松山踊りは、およそ 360 年続く盆踊りで、今もなお市民に親しまれている。松山踊りには、「地踊り」と「仕組踊り」の 2 種類があり、気軽に誰でも踊れる古いかたちの踊りを地踊りといい、武士を思わせる独特の扮装を凝らし、年々趣向を新たにしている仕組踊りという。宗教的色彩が少なく娯楽的な要素が極めて強い民俗芸能として、ともに今日まで市民に愛され続けている。



松山踊り

地踊りは、慶安元年(1648)、備中松山藩主水谷勝隆が五穀豊穰と町家繁栄を祈って、八幡神社(和田町)の秋祭りで踊らせたことを起源とする(『松山御城主歴代記』)。この年は勝隆が藩主となって6年、領内を流れる高梁川の高瀬舟の航路整備が進み、新田開発も 300 町余り(約 300 万㎡)となり、領内経営が活気を帯びてきている時期であった。八幡神社は、歴代城主をはじめ城下の人々の崇敬を集めた神社で、延暦年間(782～806)の創建といわれ、水谷氏は後の貞享4年(1687)に本殿を再建している。



地踊りが最初に踊られた八幡神社

城下町の基礎は水谷氏時代までに完成したが、最初に取り立て(建設)られた町人町は、御根小屋の下に元和2年(1616)に小堀氏によって取り立てられた商家町の本町、新町である。続いて本町南端から紺屋川を越え南に延びる松山往来沿いに商家町の下町が、その東側に職人町の鍛冶町が池田氏によって元和4年(1618)に取り立てられている(『同歴代記』)。同時に池田氏は、長幸、長常二代の間(1617～1641)に武家町のほとんどの形を整えている(『高梁市史』)。

年 代	取り立て地区	領 主
元和2年(1616)	本町・新町	小堀政一
元和4年(1618)	下町・鍛冶町	池田長幸
寛文10年(1670)	南町	水谷勝宗
貞享3年(1686)	東町	水谷勝宗

城下町を取り立て過程(松山六ヶ町)(『高梁市史』)

この基盤を元に、水谷氏の時代は3代にわたって新田開発、高瀬舟の整備など経済的な事業を完成させ、たいへんな経済発展を遂げた。商家町は、備中国から産出される米はもちろん、鉄、銅、和紙、漆、煙草、牛などの特産品の集積地となり、大きな富が蓄積された。

こうした繁栄を背景に、神社境内の限られた場所で踊られていた「地踊り」は、承応2年(1653)、それまでに取り立てられた商家町4町(本町、新町、下町、鍛冶町)で踊られるようになり、松山往来などの通りでそれぞれの町ごとに踊られるようになった。

さらに、経済の発展をみた寛文10年(1670)には南町が取り立てられ、南町を加えた5町で踊られるようになり、商家町を舞台とする踊りとして、城下町に広がっていった(『松山御城主歴代記』)。

このようにして娯楽の要素が強くなった地踊りは、城下町の発展とともに踊り場を商家町に移し、商家町の町並みを背景にして踊られ定着していった。

(地踊りの特徴)

- ・ 装束は男女とも編み笠、浴衣、白足袋が基本。
- ・ 盆踊りに見られる円舞式(やぐらを中心に輪になって踊る形式)と行進式(踊り子が並んで踊っていく形式)双方の特徴が見られる。
- ・ 所作が単純であるため、踊りの輪に参加者が入りやすいことから、数千人による踊りの輪となる。



地踊り



地踊りの踊り場の変遷

次々と事業を完成させていった水谷氏は、天和元年(1681)城下町北にある臥牛山山頂の備中松山城修築にも着手している。修築は天和3年(1683)に完成し、備中松山城は城下町を見下ろす権威の象徴となった。天守を中心にやぐらと土塀が尾根伝いに連なり、城下からは山頂に重厚な白亜の城郭が望めたと考えられている。現在も城下の一定の場所から天守を望むことができる。全国でも唯一残された山城の天守として町の景色の一部として溶け込み、親しまれている。地踊りの音頭でも、城下町の象徴として、お城山の臥牛山や歴史的町並み、頼久寺庭園などとともに高梁の誇れる風景として唄われている。



松山往来から見える臥牛山(下町)

松山盆踊り

備中高梁松山踊り 月の絵になるお城の矢場で
ちよいと小粋な姉さん冠り かけたたすきは夜目にも紅い
差す手引く手に化粧がかおる くるり廻れば月影おどる
顔をかくした鼻頬冠り 髭と声とはかくせぬ旦那
はずむ太鼓に踏む足取りも 軽い袂にや涼風そうて
浮かれ出てきた翁やおおな 腰を伸ばして音頭に乘って
踊る手振りは昔のままよ 更けりゃ次第に広がる輪幅
金の苦勞も浮き世の義理も 今宵ばかりは空吹く風よ
おどりひとつも踊れぬ野暮に 明日の果報が廻って来ようか
時の老中板倉様も 音に名高い方谷様も
おどらしゃんした松山踊り おどらしゃんしたこのおどり
南にながるあの太川の 阿部の渡しの川向い
ここは尼子の十勇士 墓は山中鹿之助
七百年の歴史流れ 臥牛のお山の城光る
清き流れは高梁川の 方谷橋の夕涼み
昔をしのぶ土手柳 河原くるくる袖の下
サツキの波に浮かぶ島 蓬莱山の枯庭は
古き禪寺に遠州が 残した技ぞ今かおる

音に聞こえし板倉様は 初代所司代すえ老中
御陣羽織は虎の皮 お城にひびく藤の胴
殿様家にお揃いで 深編笠に落しざし
手振り身振りもしなやかに 夜更けておどる月の影
国の学者と呼ばれたる 方谷様も仲間入り
手拍子楽しくおどりぬく 自慢じゃないが高梁は
京の景色におどりやせぬ 北にみゆるはお城山
雲にそびゆる天守閣 今じゃ国宝名も高し

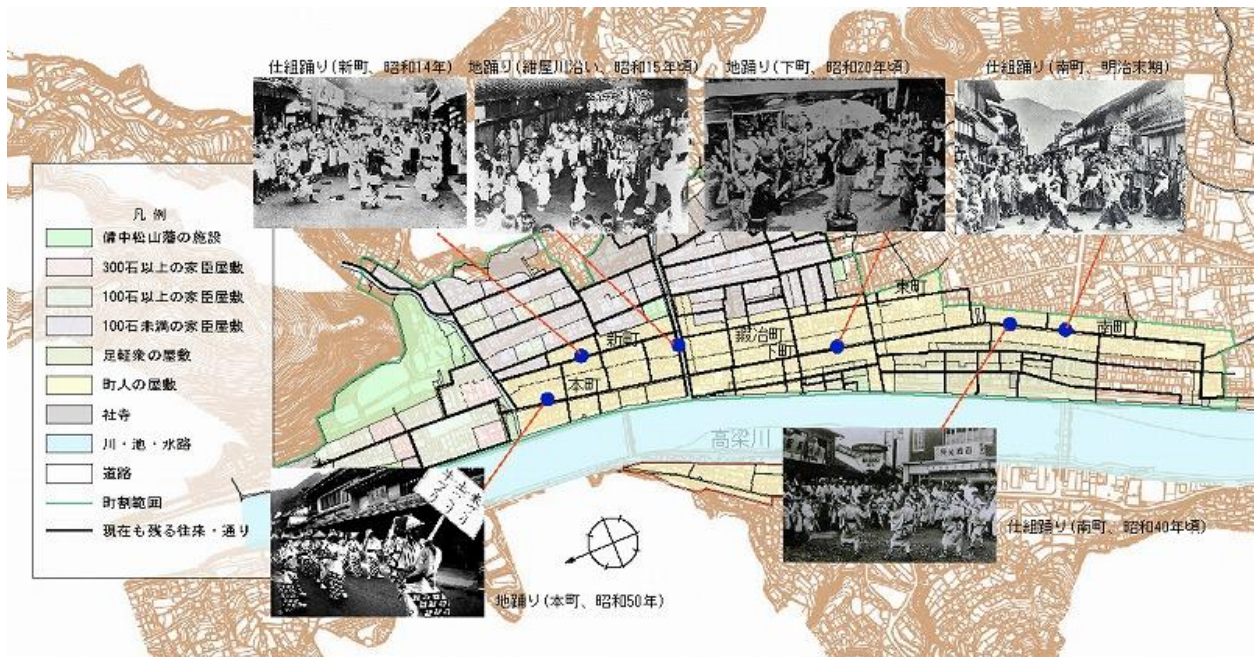
お城山(臥牛山)に見える天守閣
(昭和16年に天守、二重櫓等が、当時国宝として指定された)

小堀遠州作庭の頼久寺庭園



音頭取り

現在の松山踊りの音頭(一部抜粋)



松山六ヶ町など今も残る町割り・道筋（古絵図参照による）といろいろな時代の松山踊り

続いて水谷氏は、貞享3年(1686)に東町を取り立て、本町、新町、下町、鍛冶町、南町と合わせて「松山六ヶ町」が完成し(『松山御城主歴代記』)、城下町が成立した。この時代の町割りは、安藤氏(1695～1711)、石川氏(1711～1744)、板倉氏(1744～1868)と藩主が交代しても踏襲され、現代まで残されている。通りや小路もほぼ残されており、現在は東西へもいくつか大きな通りがあるが、基本的に東西方向は小路、南北方向へは松山往来など大きな通りという造りになっている。小路には概ねその小路に面した商家の屋号をとって名が付けられていて、町名もその多くが当時から使われているものである。

地踊りの舞台となった商家町は、本町・新町・下町・鍛冶町は地子(屋敷地にかける地代)が免除、後から取り立てられた南町も大部分は地子を減免され、周囲を侍屋敷に囲まれ治安も守られたように、保護を受け商工業の中心地となっていく。

中でも本町、下町、南町の通りは松山往来と呼ばれた街道筋にあり、平入りの建物が並び商売の中心地であった。嘉永(1848～1854)から安政(1854～1860)初年頃に藩の書役であった国分胤之が、城下の屈指の商家として70軒をあげたうち、本町が33軒、下町が16軒、南町が6軒でその多くを占めている。新町の9軒、鍛冶町の6軒を合わせると70軒全てが商家町5町である(国分胤之『昔夢一斑』)。

松山往来にある豪商の面影を残す建物では、本町にある元池上醤油店が代表的である。享保年間(1716～1736)に初代池上市右衛門が小間物屋「立花屋」を営んだことに始まり、高瀬舟の船主や両替商を営み財を成し、隣接地を買い足していく。第八代長右衛門の時、隣接する造り酒屋を買収し、立花屋として醤油醸造を始めた。現存する建物は、初代が取得した北の棟は昭和初期に建て替え、次いで買収した現在の中央棟は大正9年(1920)に建て替えた。明治28年(1895)に買収した南棟の奥の蔵からは天保14年(1843)の棟札が発見され、南棟も天保の建物と見られている。それぞれの建物が当時の特徴をよく残しており、江戸末期、大正、昭和戦前までの三代の建物が残る貴重な町家である(高梁市教育委員会『高梁 城下町備中高梁の歴史的町並み』)。現在は醤油醸造を止めているが、貴重な建物と資料は高梁市商家資料館として展示公開されている。ここをはじめ、本町は城下町高梁の中で最もよく古い町家が残されている通りである。



高梁市商家資料館(元池上醤油店)(本町)

本町元池上醤油店の前を流す地踊り
(昭和50年頃)

この他松山往来では、下町にある西村家住宅もかつての姿をよく留めている。西村家住宅は、伝統的な建て方や普請のよさなどからかつての豊かさや格調の高さが見える。西村家は江戸末期には葛籠屋の屋号で酒造業を営んでいた。明治初期には銀行業に手を広げ、西村喜三郎は第86国立銀行の取締役になり財



西村家住宅(下町、江戸時代後期)

を成した。西村家の建築は、正面2階に単窓と2連の虫籠窓があり、その間に巾広い出格子窓がある。これは江戸町家建築の意匠を引き継ぐもので、正面壁の意匠はバランスもよく、その造りのよさはこの家の格調の高さを示すものと思われる。下町は奥行き約100間が基本となっており、職人町の鍛冶町とともに計画的に造成されたことがわかる町で、この町の通りにも多くの伝統的町家の典型例が見られる(『高梁 城下町備中高梁の歴史的町並み』)。

地踊りは、町の辻で町人に踊られるようになったが、武家には広まっていなかった。当時、他所より移ってきたものが多い武家はその郷里の言葉を使い、町人は土着のものが多かったため備中の方言を用いていたように、武家が住む武家町と町人が住む商家町では垣一つ隔てているだけで交際はなかった(『昔夢一斑』)。

そのような背景から武家で「仕組踊り」が生まれた。延享元年(1744)、藩主

が板倉氏に替わったが、板倉氏が武家の家族に町人の踊りを見ることを許さなかったため、藩士の青年子弟に団体を作らせ、武士のための踊りが御根小屋で踊られるようになったのが仕組踊りの始まりである。

仕組踊りの題目は「赤穂義士」や「楠木公決別」、「五条橋」など武道、武勇を重んじたもので、士気を鼓舞するものであった。高梁にもゆかりのある「赤穂義士」の踊りはその主たるもので、討ち入りそのままに扮装し踊る。後に舞台を石川氏の時代に寺院(梅巖寺・長州寺)が営まれていた伊賀丁の矢場に移して踊られ、この踊りを町人が見ることは許されなかった(『昔夢一斑』)。

踊られる演目の1つに「二人内蔵助」がある。これは、備中松山城主の跡継ぎがなく、断絶したことにより、幕命により播州赤穂藩家老大石内蔵助らが松山城の明け渡しを求めてこの地を訪れたとき、応対した備中松山藩の家老が鶴見内蔵助であったことを題材にしている。2人の内蔵助の奇しき運命、松山藩の家臣は徹底抗戦の構えをも示す緊迫した状況、そして鶴見内蔵助が己を捨てて城下の民の安かれと無血開城となる歴史的一幕を演舞に仕組むことで、現在に当時の様子を思い起こさせるものである。

(仕組踊りの特徴)

- ・ 黒装束に帯刀、袴をつけ、たすき十字といった装束で踊る。
- ・ 音頭、囃子方とともに数人の踊り子が円陣をつくって踊る。
- ・ 題目には歴史上の事柄が取り入れられ、いずれも尚武的なもの。



現在の仕組踊りの様子

地雷也	浦島太郎	楠公父子の別れ	白虎隊	牛若弁慶	弥次喜多	曾我の夜討	花売娘
三番叟	桃太郎	忠臣蔵七段目	板倉公	森の石松	山中鹿介	元禄花模様	王将
雪月花	奴胤	牡丹に唐獅子	夫婦獅子	国定忠治	輸出の町	住吉人形	野球

かつて踊られた仕組踊りの題目



仕組踊りの踊り場の変遷

武家町は商家町の外につくられており、御根小屋に近くなる程、上級の武士が住んでいた。幕末の板倉氏の時代には約 900 人の家臣団(家族は含まない)が居住していた。

仕組踊りの発祥の地である御根小屋は、備中松山藩主の居館であり、政庁であった。臥牛山南西麓に位置し、約 3 万 4,000 m²の広さをもつ。小松山城が不便な山頂にあることから、実質上の「城」であった。創建年代は不明であるが、天正 3 年(1575)の「備中兵乱」で焼失したといわれていることからそれ以前の創建と思われる。現在の石垣などはその形状や史料から小堀遠州によって慶長 11 年(1606)から同 15 年(1610)にかけて再建されたものと考えられている。その構成は高さ 7 m を超える石垣を築き、上下 2 段に分けて敷地を造成し、上段に城主の居館や政庁がおかれ、下段には茶屋や馬場などが設けられていた。建造物は明治 6 年(1873)に撤去されたが、総延長 800m を超える石垣や御殿の中庭はその姿を留めている。現在は備中松山城御根小屋跡として、県指定史跡となっている。また、御根小屋へと上がる御殿坂も当時の面影を残している。



御根小屋跡 (岡山県指定史跡)
(現岡山県立高梁高校)



御根小屋跡の石垣



御根小屋へと続く御殿坂

当初「地踊り」＝町人、「仕組踊り」＝武士と別れて行われていたが、安政年間(1854～1860)には町人の間にも「仕組踊り」が見られるようになった。

明治維新後、武士の時代が終わり、「地踊り」、「仕組踊り」はいずれも盆踊りとして町の人々に踊られ、大正年間(1912～1926)にはひとつの踊り場に集り、現在のように踊るようになった。大正 15 年(1926)、伯備線が開通し、備中高梁駅がおかれてからは、踊り場も南町や牢屋小路(現・花水木通り)が中心となる。このころから音頭台も四斗樽を利用したものから周りを提灯で飾ったやぐらになっていった。昭和初期には旧川上郡内で盛んであった「やとさ踊り」が松山踊りに溶け込み、現在知られている 3 種類の踊り方がある松山踊りとなった。戦後は夏の数少ない娯楽として、年々見物人や踊り子を増やしてい



番傘をさして四斗樽に乗る音頭取りを囲む地踊りの輪
(下町、昭和 20 年頃)

く。各町内で踊っていた踊りの輪も駅前通りの中央にやぐらを組んで集まるようになり、全町踊りのるつぼと化して徹夜で踊りぬくというほどになった。

昭和 37 年(1962)には踊りながら城下町を巡る「市中流し」が行われるようになった。松山往来と新見往来の交差点である川端町の広小路周辺に、職場有志や子ども会といった様々な団体が集まり、合図と共に本町、下町、南町と、新町、鍛冶町、東町、栄町を進む



仕組踊りの様子(南町 昭和40年頃)

2つの踊りの列が駅前通りで合流し、大きな踊りの輪を築く、「流し踊り」と呼ばれる形式となった。一般に盆踊りには2つの型があり、1つは音頭台を中心に輪になって踊る輪舞式、もう1つは踊り子が並んで踊っていく行進式であると言われているが、地踊りは2つの型が並存している珍しい踊りであり、このことが流し踊りを可能にしていた。またこの頃、放送設備が利用されるようになり、三輪自動車に音頭台を載せ、あるいは2階建屋根付で組み立て式の音頭台が用いられた。

現在は駅前通りの中央にやぐらを組んで、お盆の3日間、盛大に踊られている。地踊りは娯楽性が高く親しみやすいので、なじみの薄い人でも踊りの輪に溶け込みやすい。音頭が始まると、この日を楽しみに待っていた人々が集まって次第に大きな輪になり、終了時刻までたいへんな活気に満ちている。



囃子方の様子

まさに高梁の夏を代表する風物詩で、老若男女を問わず、地元の人からは元より帰省する人にとっても大きな楽しみとなっている。

もともと神社の境内で踊られていた踊りは、城下町が発展するにつれ町中に舞台を移し、城下町とともに受け継がれてきた。松山踊りは城下町高梁が町人の商売繁盛に沸いた中で親しまれた踊りとして、また、高梁の武士の文化を想起させるものとして、時を経ても盛んに踊られている。

8月、町に松山踊りの音頭が聞こえてくると、人々は山城の眺めとともに、中国地方の山あい営まれた小さな城下町がかつて備中国の中心であったことを思い起こし、踊りの準備が進むにつれて、次第に町は活気を帯びてくる。三日三晩続けられる踊りは、町の人々の心に、夏の高梁の風情として心に刻まれている。

備中たかはし松山踊り日程（平成 21 年度実施資料より）

日 時	行 事	場 所
8 月 14 日 18 : 30 ~ 18 : 50 19 : 00 ~ 20 : 00 20 : 00 ~ 20 : 30	流し踊り（松山踊り） 団体連踊りコンテスト（地踊り、やとさ踊り） 婦人会による踊り	栄町商店街 駅前踊り場 駅前踊り場
8 月 15 日 18 : 20 ~ 18 : 50 19 : 00 ~ 19 : 40	仕組踊り 子供音頭 子供会連踊りコンテスト（地踊り、やとさ踊り）	商家資料館ほか 音頭やぐら 駅前踊り場
8 月 16 日 19 : 00 ~ 20 : 00	有志連踊りコンテスト（地踊り、やとさ踊り）	駅前踊り場

※上記日程の後、毎日 22:45 まで地踊りとやとさ踊りがにぎやかに踊られる。

②城下町の構造と祭礼に見る歴史的風致

高梁の城下町は江戸時代に発展したが、神社はそれより歴史が古い。城下町の中の神社で特に信仰を集めたのは御前神社と八幡神社である。

御前神社は宝亀6年(775)の創建といわれ、延応2年(1240)有漢郷の新補地頭であった秋庭重信が備中松山城主となって以来、歴代城主の信仰を集めてきた。小高下にあったが、現在地へ遷宮されたのは元和7年(1621)のことである(『松山御城主歴代記』)。御前神社の現本殿は明治14年(1881)に再建され、かつての祭礼日は9月11日(『城主歴代記』)で、現在は10月第2日曜日となっている。

八幡神社は延暦年間(782～806)の創建といわれ、御城の鎮守として歴代城主の崇敬を受けた。江戸時代後期には備中松山城と城下町を囲むように配置された5つの八幡宮(五社八幡宮)の中心として位置付けられた(『高梁市史』)。現在残る本殿は貞享4年(1687)に藩主水谷勝宗、嫡子勝美によって再建されたもので、板倉氏の時代になり修復と屋根の葺き替えを行っている。また、幣殿、拝殿は安政5年(1858)、藩主板倉勝静が建立したものである(『棟札』八幡神社蔵)。

藩主や松山城の鎮守であった御前神社や八幡神社は、神社の軸が南北に向いており、松山城の方へ向いて参拝している形をとっている(『高梁 城下町備中高梁の歴史的町並み』)。

地理的な条件もあり、御前神社は主に紺屋川以北、八幡神社は主に紺屋川以南の信仰を集めた。高梁の城下町は天然の地形を利用して、小高下谷川を内堀、紺屋川を外堀としてつくられている。特に紺屋川以北は備中松山城、御根小屋が近く上級武士や豪商が多く暮らしており、紺屋川は「城内」と「城外」の境目として認識されていた。幕末まで「城内」に入るには藩からの許可状をもらう必要があった。

そのような背景から、神輿の巡幸地域も概ね城内と城外に分かれている。御前神社では



御前神社(御前町)



八幡神社本殿(和田町)



御前神社秋季大祭(昭和25年頃)



八幡神社秋季大祭(昭和17年頃)



八幡神社祭礼(現在)

10月第2日曜日を祭日として秋季大祭が行われるが、神社の境内から出発した神輿は紺屋川より北側の各町を巡幸した。現在は一部その境を越えるところもあるが、概ね紺屋川以北を巡幸している。

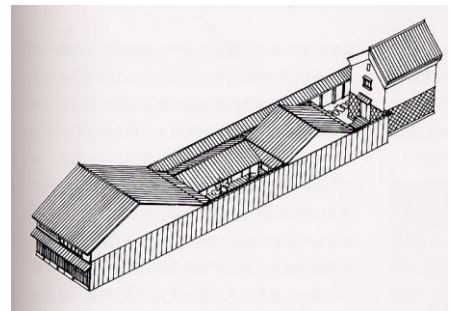
八幡神社の祭礼は江戸時代には8月23日(のち25日)に営まれ、神輿の神幸があり、毛槍、鉄砲、大弓などの行列が行われ、足軽が警護に当たり、市中の家々では戸口に盛砂をしてこれを迎えた。江戸時代には紺屋川以南の各町を巡幸していた(延享元年(1744)『松山六ヶ町差出帳』高梁中央図書館蔵)。現在は御前神社と同じ10月第2日曜日を祭日とし、各町を巡幸する。かつての行列はないが、神輿の神幸は現在もほぼ紺屋川以南の範囲を受け継いでいる。

神輿が巡る本町、下町、南町の通りは松山往来と呼ばれた街道筋にあり、ほぼ直線に配され備中松山城の大手道の要素を持っていた。かつての商売の中心地で、平入りの町家が建ち並んでいる。

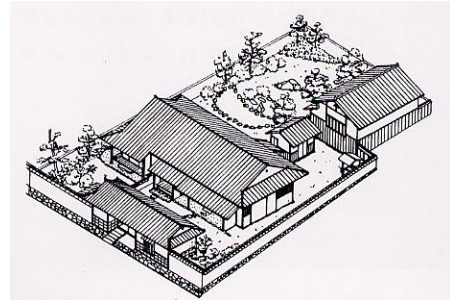
高梁の伝統的町家の形態は、敷地は東西に長い短冊形が基本で、間口が狭く、奥行き長い短冊形の敷地に建ち、その敷地の道路側に主屋が設けられ、その背後に炊事場・風呂・便所・土蔵などの付属屋が連なっていく形式である。一階前面には庇が取り付くが、高梁の場合、庇の下に下屋を設けず、一階前面と二階前面が同一の通りとなる。この形式は、京都の町家に多く見られるもので、岡山周辺では高梁のほかには同じ高梁川流域の玉島(現・倉敷市玉島)で見られるだけの珍しい形式である。

建物外部立面には、優れた意匠の出格子・虫籠窓・絵様持ち送りなどがあり、それらの連続する景観は伝統をうかがわせる。高梁川沿いの町家では高瀬舟を用いた水運を利用するため、猿尾(高瀬舟の船着場)に隣接し河岸に土蔵を設けていた。

石火矢町の旧埴原家、旧折井家の武家屋敷やその周辺では、土塀が連続し、武家町の景観を見せている。武家町は、規模の大小はあるが門が構えられ、土塀をめぐらし、間口の大きな敷地割りの土地に前庭をとって道から少し引いて建てられることが特徴である。紺屋川以北の「城内」が家老・年寄役を筆頭に上・中級の武士が居住する地域で、紺屋川以



一般的な高梁の町家の構え



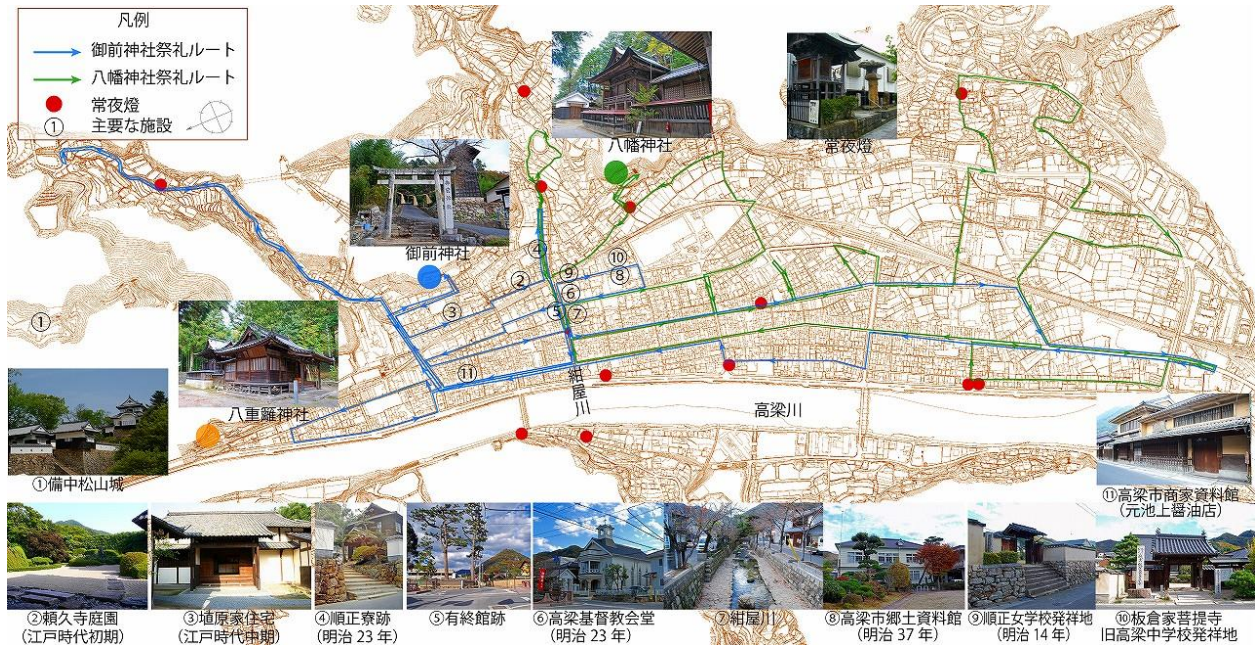
武家屋敷の構え

武家町の姿をよく残す石火矢町の通り
(写真左：旧埴原家住宅(江戸時代中期))

武家町の面影を残す土塀と臥牛山(中之町)

南の「城外」は中・下級の武士の居住した場所で、武家町は町人町を囲むように配され、住人の保護と治安の維持を図っていた。

さらに、伊賀町に岡山県指定史跡順正寮跡、柿木町に岡山県指定史跡高梁基督教教会堂、向町に高梁市指定重要文化財旧高梁尋常高等小学校(現・高梁市郷土資料館)の近代建築があり、各時代の建造物が巡幸に彩を添えている。



御前神社、八幡神社の巡幸ルート



高梁の寺院群

神輿巡幸の沿道の頼久寺町、寺町、和田町には多くの寺院が連なっている。

頼久寺は、はじめ天忠寺といい、暦応2年(1339)に足利氏が国家安泰を祈願して設置した安国寺であったと考えられている寺院である。開山第一世に臨済宗永源寺派の祖寂室元光(1290~1367)が迎えられた。同寺には貞治6年(1367)寂室自

筆の賛がある頂相(禅宗僧侶の肖像 岡山県指定重要文化財)が伝来している。江戸時代初期、小堀氏が国奉行を勤めたときは一時政庁の役目を果たした。

頼久寺庭園は小堀遠州が備中国奉行として在任中(1604～1617)に作庭したといわれ、白砂敷きの中央に二つの低い築山状の島を置いて石を組み、東側の斜面沿いにサツキの大刈込みが植えられ、正面には愛宕山が借景となり庭園の奥行きを演出している。江戸時代初期の作庭手法が石組みや地割りの主要部で見られ、保存状態も良好である。白砂やサツキは大海原に見立てられ、中央の島は蓬莱島や三尊仏、滝、鶴などに見立てられ、背後の島の石組みを亀に見立てられるなど、見方により様々な意味を持つ。「綺麗さび」に代表される遠州の芸術をよく現した庭園で、昭和 49 年(1974)に国の名勝として指定されている。

寺町には、成羽藩主山崎家、備中松山藩主安藤家にゆかりのある寛永 15 年(1638)創建の龍徳院、寿覚院などが伽藍を連ねる。東側山麓に沿って、和田町には板倉家家臣の墓所がある文禄 4 年(1595)創建の道源寺、藩主水谷氏の菩提寺で貞享 3 年(1686)創建の定林寺、壮麗な石垣を有し、寛永元年(1624)建立の本堂を有する薬師院、大名の祈祷を行っていた松連寺は明暦 3 年(1657)に現在地に奥万田町から移された。また、江戸時代前期の藩主池田氏の菩提寺威徳寺がさらに南にある。また、向町には延享元年(1744)に伊勢亀山(現・三重県亀山市)から藩主板倉家の所替えとともに移された菩提寺安正寺がある。現在の伽藍は文化年間(1804～1818)の再建である。

これらの寺院群はそのほとんどが城下町の東側山麓に連なるように配置され、頼久寺や龍徳院・寿覚院・巨福寺それに薬師院・松連寺は城郭を思わせる石垣を築き、その上に伽藍がおかれた(『高梁市史』)。この一連の寺院群は軍事的防衛の意味も持ち、他に類を見ない独特の景観を形成している。



頼久寺(頼久寺町)



頼久寺庭園(名勝)



薬師院・松連寺(上谷町)



御前神社鐘楼(御前町)



頼久寺の時鐘

これら寺院群では、現在も仏教に関係する年中行事が行われ、時を告げる鐘の音が響いている。御前神社にも時報用の鐘があり、慶安4年(1651)に藩主水谷勝隆によって寄進され(『時鐘銘碑』御前神社蔵)、城下に時を告げていたが、太平洋戦争の最中、金属供出によって鐘が失われ(菊楽末一『高梁の名碑』)、現在は鐘楼と石碑が残されているのみである。

その他の寺院では、薬師院は午前5時、頼久寺からは午前7時に時を告げる鐘の音が響き、現在も城下に一日の始まりを告げている。

御前神社や八幡神社が古くから城主や城下の人々の信仰を集めたのに対し、八重籬神社は藩祖を神格化したものである。備中松山藩主板倉家の始祖板倉勝重(1545～1624)、二代重宗(1586～1656)を祀った神社で、寛政5年(1793)藩主板倉勝政(1759～1821)が勝重を神格化し、備中松山城御根小屋に祀ったのが始めである。文政13年(1830)、藩主板倉勝職(1803～1849)が現在地に遷宮し、社殿も新たに建造した。現在はこのときのもものが現存している(『棟札』八重籬神社 蔵)。

この時から毎年11月7日のお宮のできた日と勝重の命日である4月29日に祭礼が営まれるようになった。藩主が在藩していれば、必ず参拝していた。宵祭りと当日には雅楽が演奏され、表のように席が決められていた(『昔夢一斑』)。

現在も板倉勝重の命日には祭礼が営まれており、神社に隣接する川端町の住民が中心となって行われる。今は関係者がみな拝殿に上り、神主の祝詞が上げられる。あるいは地域の人々がこぞって拝殿外から参拝する。外の境内では神こゝろ殿が設けられ、宮神楽として、備中神楽が奉納される。このとき、社宝である備中松山藩の時報用太鼓であった藤の胴太鼓(高梁市指定重要文化財)、六角神輿が披露される。備中地域に広く伝えられる備中神楽とかつての武士たちの祭礼が一体となり伝えられている。

御前、八幡、八重籬の3社以外にも、高梁の町並みの中には小さな神社や祠が多い。複数の祭神が祀られているところも多いので、神様が非常に多く、祈願は地鎮・治水・交易の成功の3つである。



八重籬神社と藤の胴太鼓、六角神輿

身分	拝礼場所
家老・年寄役	本殿階上縁側
番頭・初代以来の家臣	本殿階下
旗奉行～取次役	上段末席
給人以下	拝殿内
組外以下	拝殿縁側

八重籬神社祭礼の席



八重籬神社祭礼の様子

地鎮では町のはずれに常夜燈や神社があって、土地を鎮め、山中や水中の悪霊から人々を守る役割を担っていた。常夜燈は高梁川沿いに3箇所あり、3箇所のうち最も下流にあるものは和霊神社にある。ここは渡し場の袂に位置し、水中の他界から町の人々を守っていた。町中でも東町の端に御前宮と常夜燈があり、当時南町や東町、高梁川沿いが城下町の端であったことを思い起こさせる。



常夜燈(横町：和霊神社)

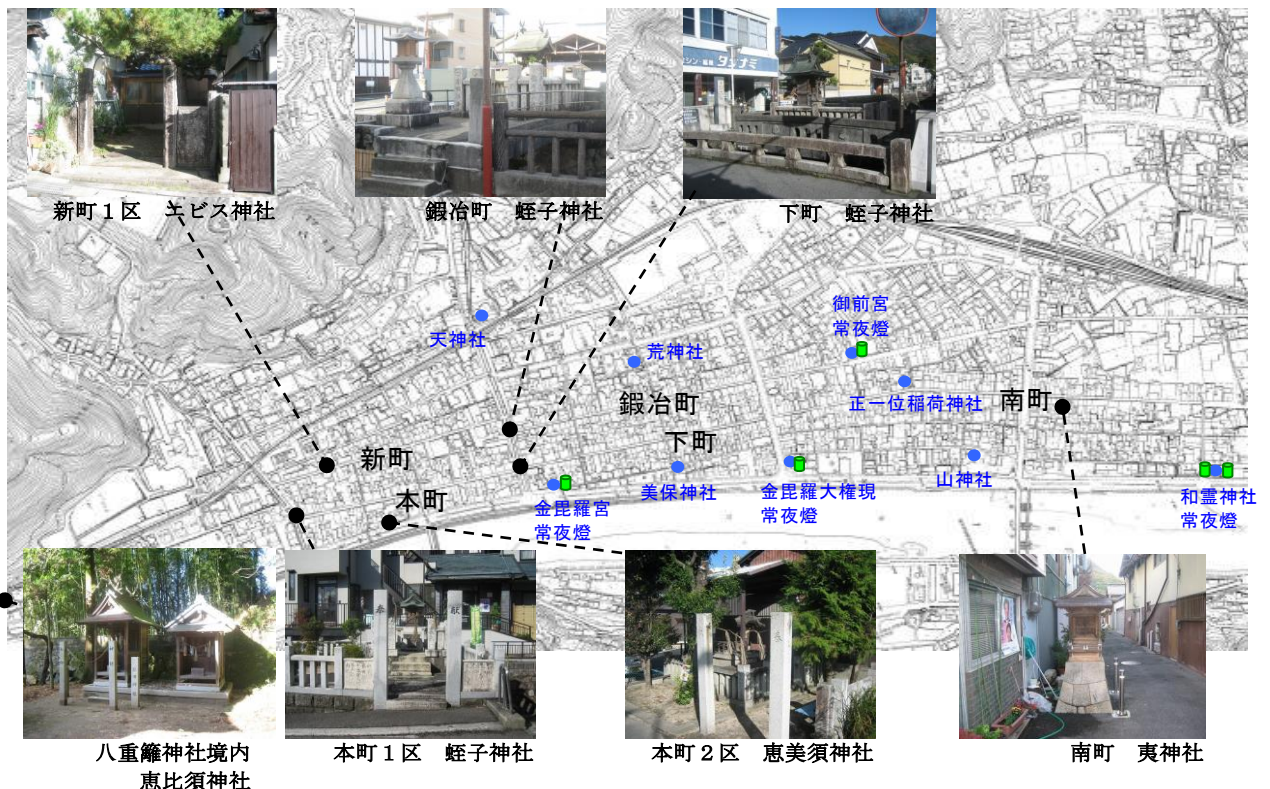
常夜燈は、金毘羅宮や稲荷、地神などと一緒に奉納されており、金毘羅宮は交易の成功を願うもので、商人の町らしい信仰である。他にも恵比寿社や稲荷神社、山神社、荒神社などが祀られ、今も夏祭りが行われている。

例えば恵比寿社は、恵比寿信仰をもとに講があり、祠が建てられ祭礼が営まれている。7箇所あることから「七恵比寿」と呼ばれている。下町の蛭子は同町に出雲大社の分院ができてからは分院の宮司が祈祷するようになっているが、「城内」の恵比寿（八重籬、本町、新町）は御前神社、南の「城外」の恵比寿（鍛冶町、南町）は八幡神社の宮司が祈祷する。



鍛冶町蛭子神社 本祭りの様子

七恵比寿では毎年旧暦の6月15日に宵祭り、6月16日に本祭りが行われている。商家が商売繁盛を願い、祭りには、親戚や出入りのものを招いて共同飲食をし、この日にはできるだけ銭を出さないで、物が入る事を縁起がよいと言って喜



んでいた。今もその伝統は残り、地区毎に祭礼が営まれている。

高梁では夏の祭りが多く、収穫祭のような秋の祭りが少ないことから、この地が都市であったことが伺える（『高梁 城下町備中高梁の歴史的町並み』）。

高梁は小さな城下町であるが、歴史ある寺社が多く建ち並んでいる。特に御前神社・八幡神社・八重籬神社の3社は城下町高梁の産土神として、あるいは武士の氏神として祀られ、城下町全体の人々から崇敬を受けてきた。現在も信仰は厚く、かつてと同じように神社祭礼の神輿が城下をくまなく巡幸している。江戸時代につくられた都市に残る町並みや、城郭を思わせる寺院群を背景にして神輿が巡幸する姿に、歴史と伝統を感じることができる。

また、恵比寿社など小さな神社や祠も多く、城下の端々に城下の伝統的な人々の暮らしが垣間見える。

このように、城下町高梁で受け継がれてきた神社や民間信仰の祭礼は、背景となる城下町に溶け込んで歴史的な風情を醸し出している。

(2) 銅山とベンガラによる繁栄に見る吹屋の歴史的風致

吹屋はかつて、銅山としておおいに繁栄した地域である。その起源は、文化元年(1804)の『吉岡銅山相続次第書上』によれば大同2年(807)黄金山の背後で銀を採掘したとされ、後に銅山となった大深谷より繁栄した銅山町である。湧水に悩まされ銅山の請負人を度々変えながらも発展を続け、江戸時代初期から銅山町として発展してきた。吹屋周辺には吉岡銅山を中心に明治20年(1887)代には知られているだけでも18の鉱山があり、大正7年(1918)12月末には、坑道総延長約73.6kmであった(『備中吹屋吉岡銅山資料集』)。



笹畝坑道の内部

それらの坑道は、今もなお網の目のように地中に存在し、吹屋の町並み北側にある舟鋪坑口から坑道でつながっている一番深い9番坑道までは深さ368mまで掘られている(53ページ参照)。その坑道の一つである「笹畝坑道」は整備が行われ、入り口からの一部(約250m)が一般に公開されている。昭和47年(1972)まで操業していた吉岡銅山跡地には、精錬所から山頂の大煙突まで設けられた煙道跡、鍛煉瓦(銅の精錬によって生み出される鉱滓で作った煉瓦)を積み上げて作られた沈殿槽、選鉱場やズリ山(捨石を積み上げた山)の下にトロッコを走らすために通したカルベルト(トンネル)、かつて最も銅鉱石を積み出した三番坑や二番坑もその姿を留めている。また、仮精錬した粗銅を大阪まで輸送するために坂本―成羽間に敷設されたトロッコ道(私設軌道)跡の一部などが現在でも残っている。



吉岡銅山跡(選鉱場跡)

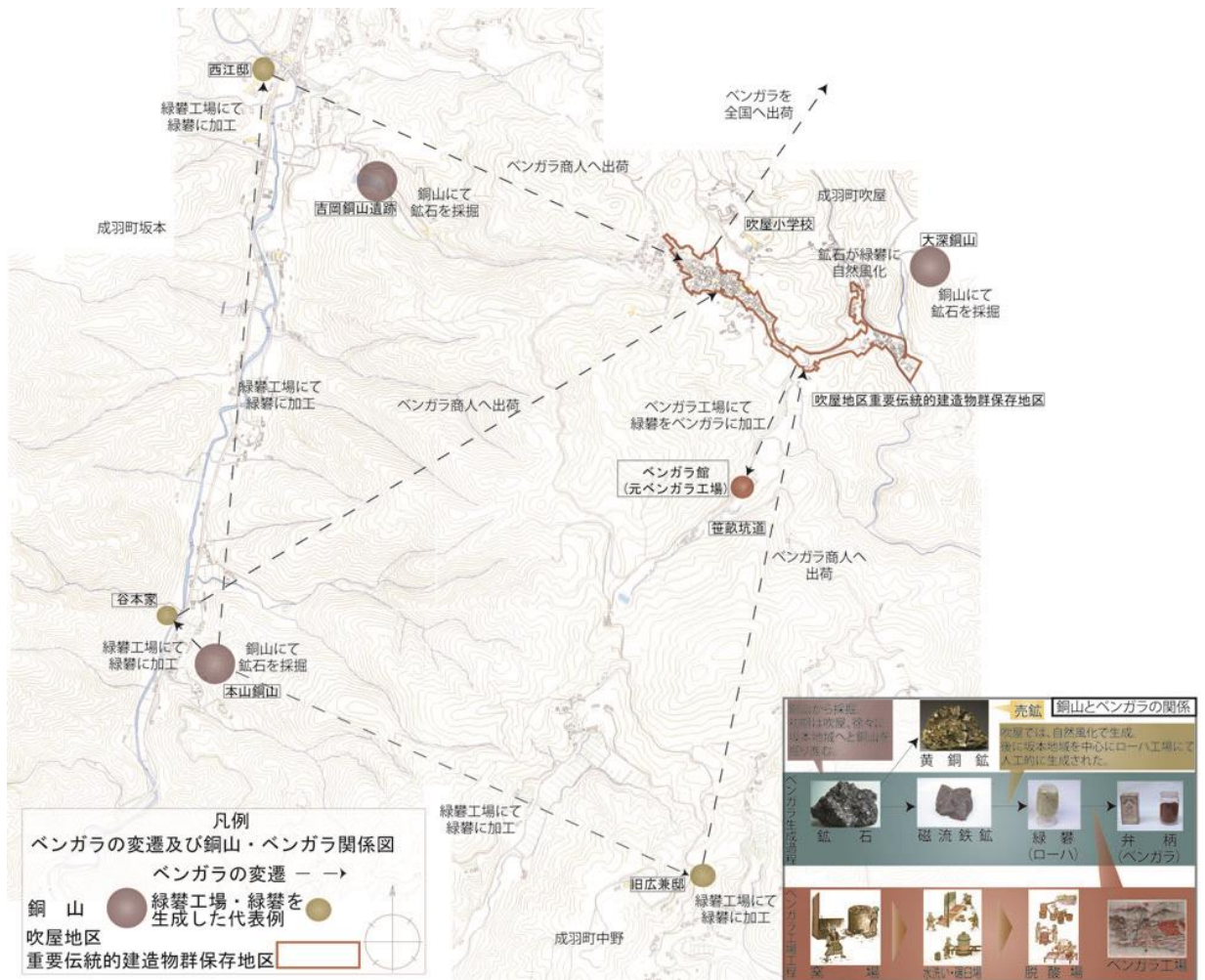
た吉岡銅山跡地には、精錬所から山頂の大煙突まで設けられた煙道跡、鍛煉瓦(銅の精錬によって生み出される鉱滓で作った煉瓦)を積み上げて作られた沈殿槽、選鉱場やズリ山(捨石を積み上げた山)の下にトロッコを走らすために通したカルベルト(トンネル)、かつて最も銅鉱石を積み出した三番坑や二番坑もその姿を留めている。また、仮精錬した粗銅を大阪まで輸送するために坂本―成羽間に敷設されたトロッコ道(私設軌道)跡の一部などが現在でも残っている。

江戸時代中期からベンガラ生産が加わり、銅山とともにこの地域独自の産業として隆盛を極めた。ベンガラは、赤色顔料で経年変化に強く、防虫防錆、耐候性や耐久性があり、古くから陶磁器の赤絵、漆器、衣料の下染め、家屋、船舶の塗料などに使われていた。吹屋は、昭和40年(1965)頃まで日本で有数のベンガラ特産地として大いに繁栄した。

その繁栄には周辺地域で原料となる緑礬が生産され、その品質がよかったことが関係深い。緑礬は、坂本の本山鉱山から産出される鉱石を原料として生産され、坂本の谷本家や江戸時代に坂本村などの大庄屋として代官御用所も務めた西江家が、宝暦年間(1751～1764)に生産を始めた。その後文政年間(1818～1830)に中野



かつて銅山・緑礬で富を築いた旧広兼家(岡山県所有)



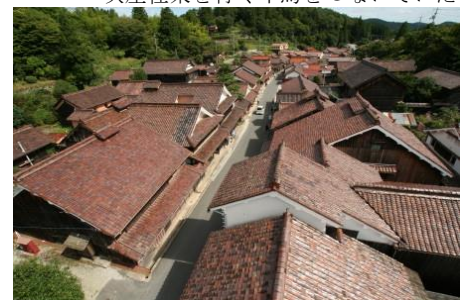
の広兼家が加わり、吹屋のベンガラ仲間へ出荷していた。緑礬の製造で財を築いた「西江家」(宝永・正徳年間(1704~1716)創建)、「旧広兼家」(文化7年(1810)創建)、「谷本家」の屋敷は、今も当時の繁栄の跡を残す建造物であり、「西江家」と「旧広兼家」は一般に公開されている。

一方、明治初年の頃のベンガラ製造人は5家で莫大な収入を稼ぎ出した。山間に忽然と現れる吹屋の町並みはその富の集積を物語り、現在までその姿を残している。昭和52年(1977)5月に「銅山とベンガラ製造の産業を背景に栄えた山間部の町並み」であるこの地区が、国の重要伝統的建造物群保存地区として選定を受けた。そこにある建物は、吹屋が最も栄えた江戸時代末期から明治時代の建物がほとんどである(成羽町教育委員会『備中吹屋一町並調査報告書』)。

ここは商業的な町家集落で「町方」地区といわれる。街道に沿ってベンガラ窯元、鉄問



明治30年頃の町並(中町)
吹屋往来に行く牛馬をつないでいた



景観を特徴づける瓦や煙出し

屋、薬屋、料理旅籠屋、呉服雑貨屋をはじめ、その他の商工業者が軒を連ねていた。備後国東城からこの町並みを通り抜けて成羽へと続く吹屋往来は、備中・備後産鉄を運搬する道として機能し、吹屋産出の粗銅とベンガラの輸送だけでなく、備中北部地域で最も賑わった往来であった。町家の土台には牛馬を繋ぐ金輪が今も残っている。

町並みの景観を最も特徴づけているのは屋根で、赤茶色の石州瓦で葺かれ、多くの家には煙出しがついている。瓦は黒っぽいものから黄色っぽいものまで様々な色合いの変化があり、四季折々の光の中で色調が微妙に変化する。格子にはベンガラが塗られており、間隔がややまばらで様々な形がある。外壁は白壁、なまこ壁、焼板が見られるが、現地の赤土を用いたものは薄く赤い色をしている。

町並みの中で最も広大な構えを誇っているのは中町である。ここは町並みの中心部で、ベンガラ窯元の本家、分家が軒を連ねている。2階にも格子をびっしりつけた棟の高い壮大な入母屋造も吹屋らしい独特の景観である。

中でも宝暦9年(1759)の創業以来九代続いたベンガラの製造・販売の老舗であった(昭和46年(1971)廃業)片山家は、本片山と呼ばれ最盛期には3ヶ所でベンガラ工場を稼働させ、東京や大阪、名古屋、伊勢、芸州など全国に出荷し、九谷焼、伊万里焼などの赤色顔料、輪島塗の朱漆顔料などに使われた。住居は江戸時代後期から明治時代中期にかけて家業の発展とともに拡大し、敷地総面積が約3500㎡、近世ベンガラ商家の典型的な建造物といわれ、重要文化財に指定されている。

斜め向かいにある角片山家は、片山家の分家でベンガラの販売を行っていた。明治7年(1874)から5年の歳月をかけて造られた入母屋平入の2階建て、白漆喰の破風、骨太な格子は隣の中片山とともにダイナミックな華麗さで吹屋を代表する家屋である。現在は郷土館として一般公開されている。

隣の本長尾家は江戸時代初期から吹屋に定着し、特に幕末からベンガラ窯元になり、明治20年(1887)頃から酒造を加えて巨富を築いた。2階は虫籠窓に木格子がはめられ、七宝模様と四半貼りのなまこ壁で装飾されている。

隣の新長尾家は文政9年(1826)に酒、醤油の醸造を始めた。戦後からは醤油のみを醸造し、現在も七代目主人が伝統的製法を守り醸造・販売が行われている。



旧片山家住宅(本片山：重要文化財)



角片山(現郷土館)(奥は中片山)



長尾醤油工場の醤油蔵

中町の両隣の千枚^{せんまい}、下町にもベンガラ壁やベンガラ格子など吹屋の特徴的な家屋が連なっている。千枚は米屋や鋤夫の飲み屋などがあつたところで、下町は日用雑貨屋や火薬屋、旅館などがあつた。

下町を抜けて大塚坂を下ると下谷^{しもだに}がある。高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区の東口にあたり、黄金山のふもとにある。黄金山の山頂には尼子の武将吉田六郎兼久が永禄年間(1558～1569)に城砦を築いている。地元銅山師であつた大塚家屋敷跡もあり、明治時代中期には最古のベンガラ窯元橋本屋など約 40 軒あつたが、現在は十数軒が残っている。

高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区の町並みはベンガラにより築かれた富が、百年を越えて風雪に耐える堅牢な構造を造らせていたことと、銅山の閉山後もベンガラ製造を続けていたことと重なり極めて健在な形で保存されてきた。昭和 53 年(1978)発足した地域住民で組織された「吹屋町並保存会」などが保存に取り組んでいる。



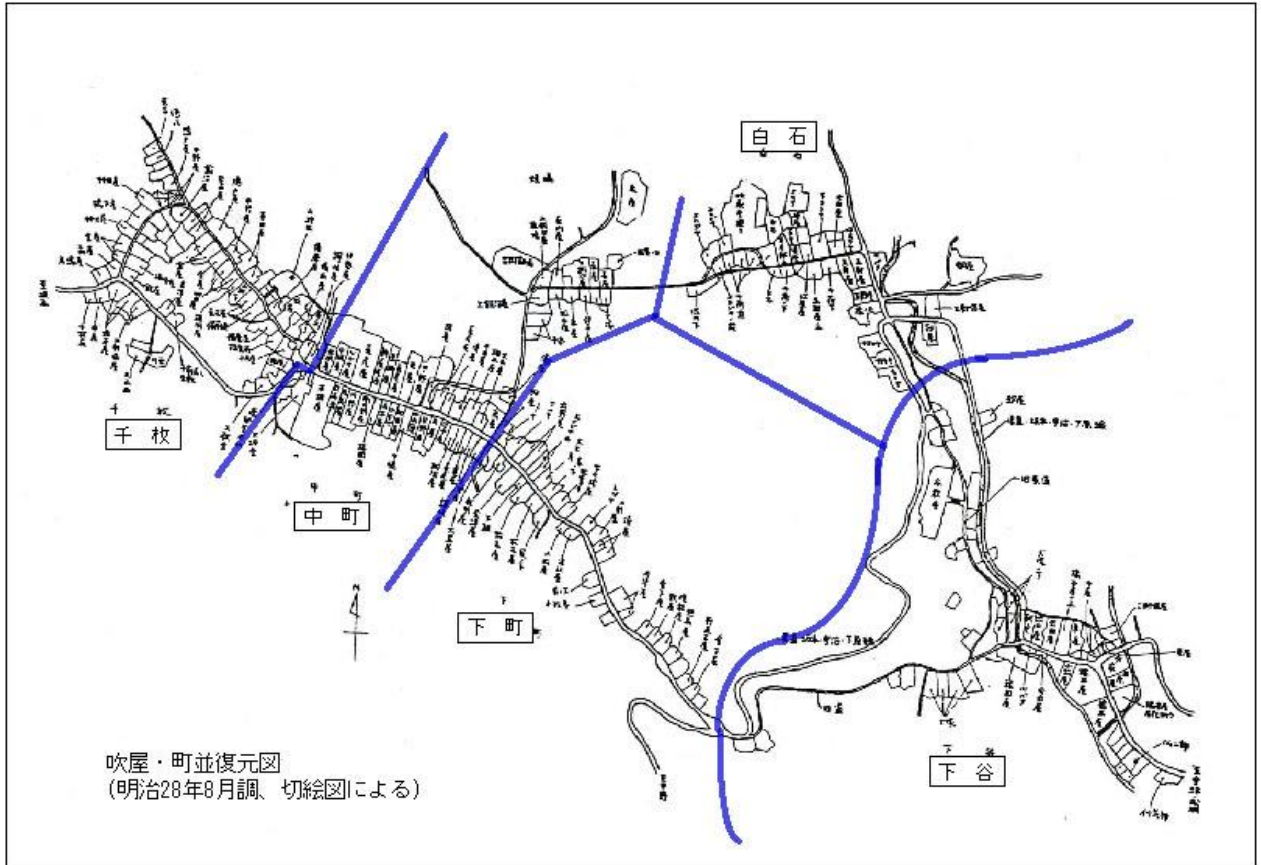
ベンガラ格子の町家 (千枚)



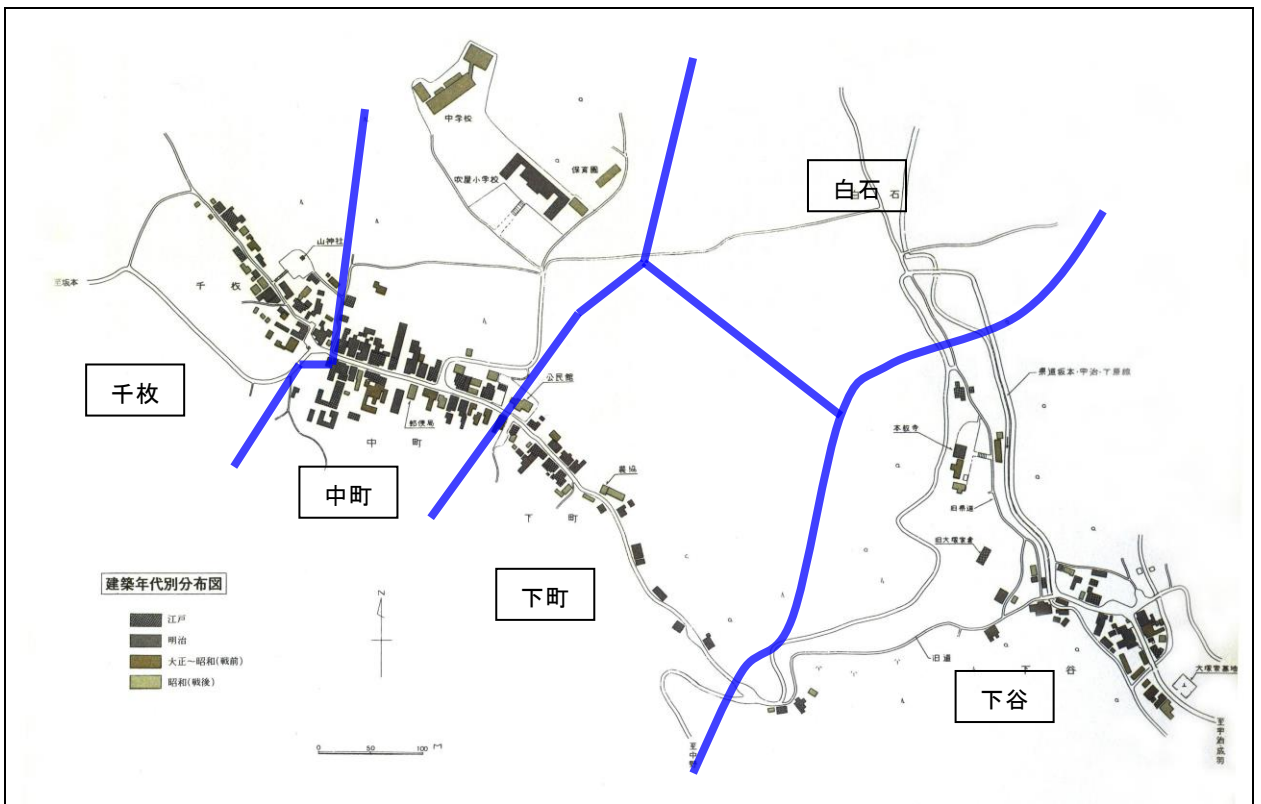
中町



下町



吹屋の町割り図(明治28年)



吹屋の町割り図(昭和52年)

この地の有力者が銅山師や豪商であったことは、高草八幡神社や山神社（本山神社ともいう。）などの寄進に見て取れる。

千枚にある山神社は享保年間(1716～1735)に地元銅山師の大塚家が勧請し、銅山の守護神とした。明治6年(1873)に岩崎弥太郎が吉岡銅山の稼業権を買収して以後は、三菱鉱業が願主となり三菱マークが入った鳥居や玉垣などを寄進した。元々氏子のない神社だったため、銅山が閉山した後、平成11年には高草八幡神社に合祀されたが、今でも地元の人々から「山神さま」と呼ばれて親しまれている（『成羽町史』）。



山神社と三菱マークの入った玉垣

高草八幡神社は、奈良時代の宝亀2年(771)の創建といわれている。吹屋の高草山に勧請され、坂本、矢田羅、関東、中野などの総氏神であった（『川上郡誌』）。享保年間に地元銅山師の大塚家が勧進し、その後も吉岡銅山の請負人によって祀られていた。天保13年(1842)に寄進された一之鳥居の脇にある石碑には、地元銅山師の大塚家やベンガラ老舗片山浅次郎、鉄の中継問屋を営んだ長尾佐助などの寄進者名が刻まれており、吹屋の豪商らにより手厚く祀られていた。



明治40年頃の高草八幡神社秋季例祭の様子

ここでは毎年11月3日に氏神様である高草八幡神社の祭礼が行われている。大正7年(1918)刊行の『川上郡誌』によれば、当時の秋季例祭は10月15日に行われ、高草八幡神社と山神社から神輿が出され賑わった。また、明治40年(1907)頃の写真には、大勢の人たちが境内で秋祭りを楽しむ様子が写っている（『新見・高梁の100年』）。



高草八幡神社秋季例祭 神輿の様子

現在、高草八幡神社の氏子の総数は約50軒ほどであり、千枚西・千枚東、中町、下町、下谷・白石の4地区が当番組を持ち回り、準備から祭典一切を取り仕切る。秋季例祭では神輿とともに、渡り拍子がこの地域で古くから行われている。渡り拍子は、花笠、袴などの華やかな衣装をまとった男子4人の打ち子が、太鼓を叩きながら、拍子木や鉦の音に合わせて乱舞し、秋祭



高草八幡神社秋季例祭 渡り拍子獅子舞の様子

りを彩っている。

神輿と渡り拍子の一行は、神社を出発し、千枚から吹屋の町並みを練り歩く。ベンガラ壁や赤茶色の石州瓦に彩られた昔ながらの町並みの中を歩く一行は、たいへん華やかで賑わい、かつての繁栄を偲ばせる。

一行は途中お旅所へ向けて、旧吹屋小学校の前を通過する。小学校の敷地は、江戸時代から明治時代にかけて銅山の勘場(事務所)や焼場(精錬所)、旧吉岡銅山本部があった場所である。

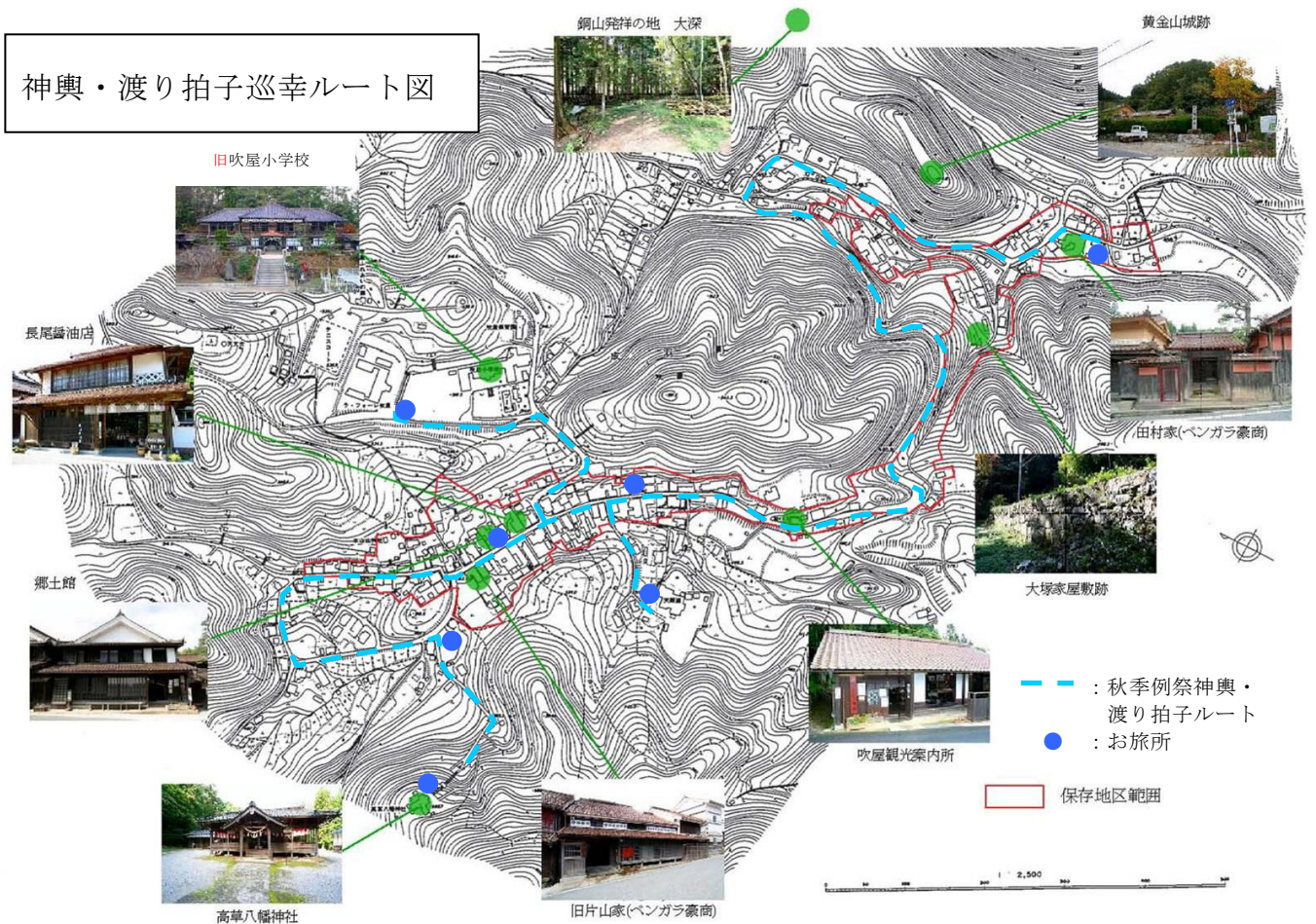
旧吹屋小学校は明治 33 年(1900)に東校舎と西校舎が建築され、明治 42 年(1909)に本館が建築された。本館は明治時代中期の洋風建築の典型で、伝統建築の形態に則りつつ、細部に洋風の意匠が挿入された折衷式の木造建築で、岡山県の重要文化財に指定されている。大正 7 年(1918)の最盛期には全校で児童数



高草八幡神社秋季例祭 渡り拍子の様子



木造校舎の旧吹屋小学校



369 人を数え、多くの卒業生を送り出した。閉山してからは児童数も減り続けたが、平成 24 年(2012)年 3 月閉校になるまで、国内で最も古い現役の木造校舎の

小学校であった。児童はもとより地域の人に大切に扱われ、吹屋のシンボリック存在の一つである。

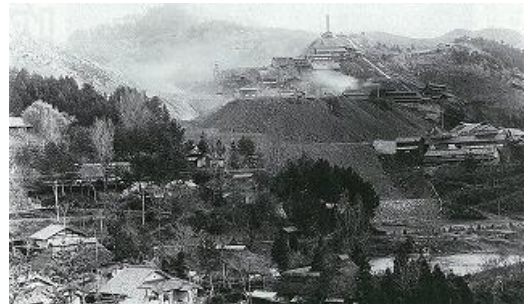
一方で「山方」地区が鉱夫の町として、町方地区や銅山周辺にあった。残念ながら、町並みは現在なくなってしまったが、次のような民間信仰がこの地域の人々に今でも受け継がれている。

吹屋の町並み南側の山中には、全長約3kmのお大師道（吹屋八十八箇所巡り）がある。四国遍路八十八箇所の各寺本尊と弘法大師の石仏が対となり、一番札所は銅栄寺境内の石仏で始まり、町並みを通り抜けて奥千枚にある八十八番札所で終わる。一番札所の釈迦如来の台石には、嘉永4年(1851)と寄進者の名前が刻まれて、昭和6年(1931)建立の記念碑には「吹屋弘法大師巡拝霊場開創壱百年記念」とある。寄進者にはベンガラ豪商の片山浅次郎、緑礬稼請負人の谷本藤右衛門などの名前が刻まれており、地元住民らに手厚く祀られてきた。春と秋の彼岸には、吹屋の各地区に割り当てられた巡礼道を清掃し、一番札所は中町、八十八番札所は千枚の住民らによってお接待（赤飯おにぎり、お菓子、お茶、お酒などを多くの参拝者に振る舞うこと）が行われている。



お大師道（吹屋八十八箇所巡り）

吹屋と坂本の境界（千枚）にある通称「腰折れ地蔵」は、明治7年(1874)に三菱商会により吉岡銅山が営業を始めた後、吉岡銅山で働いていた人たちが祀ったのが始まりと伝えられている。鉱山の仕事は危険が多く、屈み仕事が多いので、朝晩無事を祈って通っていた。特に腰から下の病に霊験ありといわれているため、銅の生産とベンガラの製造が途絶えた今でも、腰が悪い人など多くの人々が御利益を求め参詣している。社は小さいが、清掃は行届いており、毎年5月には千枚、中町、下町の一部住民らによって、春祭りが行われている。



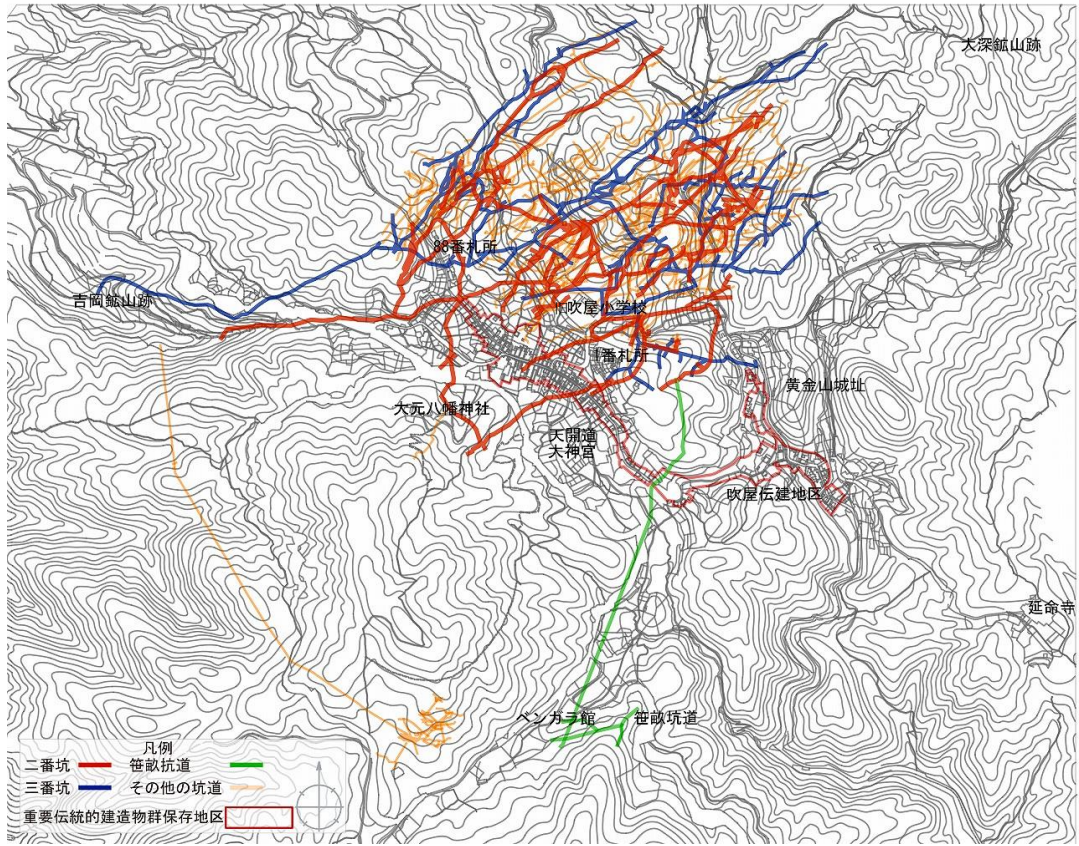
吉岡銅山（大正7年）



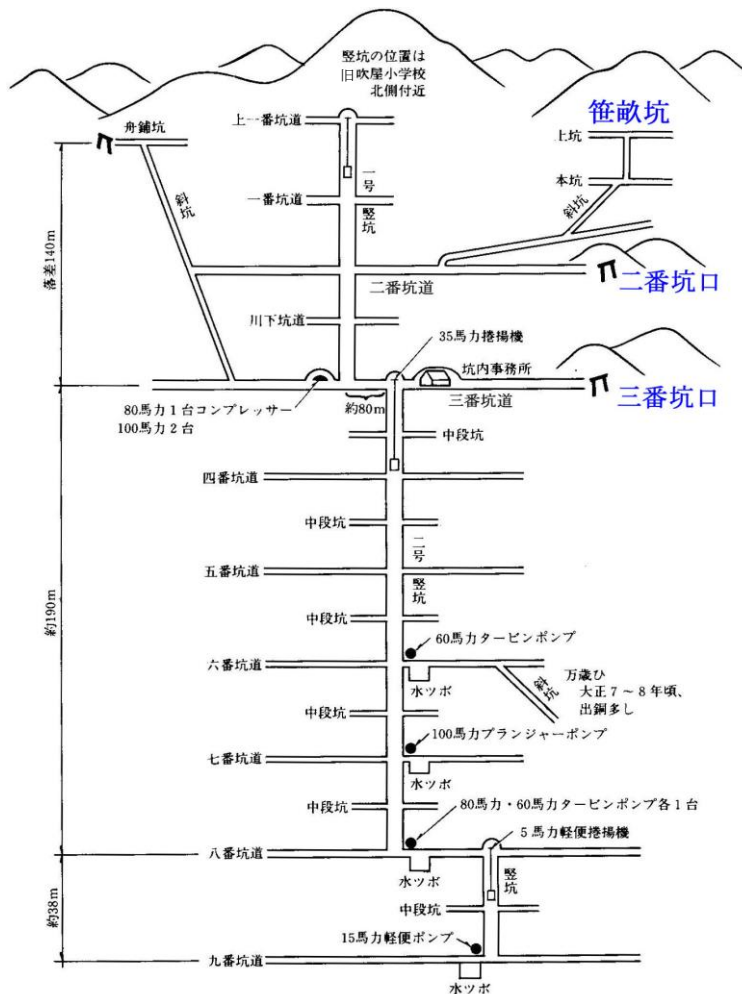
腰折れ地蔵（千枚）

吹屋は銅山で発展し、ベンガラでさらに繁栄して富を蓄えてきた地域である。吹屋独特の歴史ある町並みは、ベンガラで栄えた面影を色濃く残している。銅山師や地元の人から手厚く祀られ今も盛大な秋祭りや、豪商として栄え今も受け継がれている醤油工場、銅山の町であるがゆえの信仰、歴史ある旧吹屋小学校など、そこに暮らす人々の生活は往時栄えた時代を偲ばせる。





吉岡銅山平面図



吉岡銅山坑内断面略図

吉岡銅山坑内断面図 (吉岡銅山誌より)

(3) 備中神楽に見る歴史的風致

備中神楽の起こりは、農民が古くから地神や水神とともに、生命の根源を荒神として祀った原始信仰であると考えられる。通年7年目に式年大神楽で、(13年目もしくは33年目に行く所もある。)鎮魂行事を行ってきた。人々の生活に脅威を及ぼすもののすべてが、荒神のなせるわざとされ、荒神を慰めるための神楽が、大々的に行われるようになったのである(『備中神楽』)。これが荒神神楽であり、成羽町成羽の八幡神社の『八幡旧記』(享禄2年(1529))、備中町平川の安田の『荒神神楽帳』(享保19年(1734))などにその記録が残っている。



大国主の命の国譲りの一場面

江戸時代には、国学者で神職であった西林國橋(にしげやしこつきょう)(1764~1828)により、『古事記』、『日本書紀』などの神話に基づいて、「天岩戸開き」(あめのいわとびら)、「国譲り」(くにゆず)、「大蛇退治」(おろちたいじ)の3段からなる演劇形態のよく整った神楽である神代神楽(じんだい)が創作された(『成羽町史』)。

今日では備中神楽といえ、神代神楽のことであるように一般的には思われているが、荒神神楽の中へ神代神楽が取り入れられるようになり、従来のもものと混然一体となって盛大に行われ、荒神神楽が行われた荒神祭りの古いしきたりも、よく伝承される結果となった。

このようにしてできた備中神楽は、当時娯楽の少なかった農村部などで人々に親しまれ次第に広まり、現在も地域の代表的民俗芸能として人々に受け継がれている。

備中神楽(重要無形民俗文化財)は、高梁市を中心に岡山県西部一帯で盛んに行われている。当然市内全域の神社や荒神でも奉納されるが、それだけに限らず、昔から家の普請、結婚式など祝い事や酒宴があれば当たり前のように備中神楽が登場する。

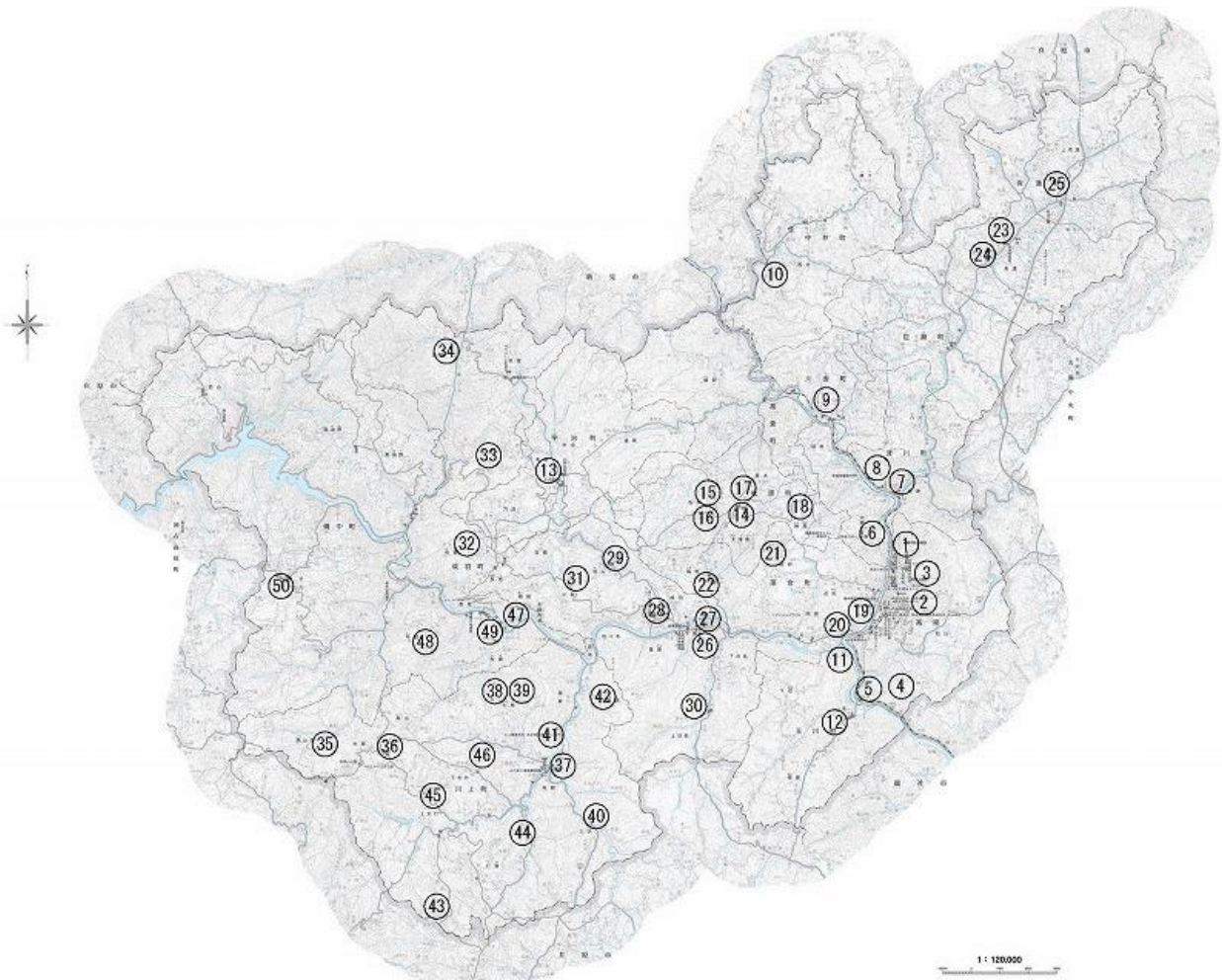
特に10月から11月末にかけての秋祭り前夜の宵祭りなどでは、市内の約半数近い神社で、氏子によって家内安全と五穀豊穡を祈願し、備中神楽が奉納される。現在、この地方には備中神楽社中が60組近くあり、神楽太夫と呼ばれる人は270人ぐらいになる。1単位の神楽社中は、6~7人で結成され、代表は社長と呼ばれ、毎年秋祭り時節には各社中がそれぞれ、ひいきの神社に招かれ拝殿や境内で神楽を舞う。



文政13年建立の西林國橋の墓碑
(成羽町上日名)



素戔鳴の尊の大蛇退治の一場面



備中神楽が奉納される神社

番号	地区	神社名	奉納日	番号	地区	神社名	奉納日
①	内山下	八重籬神社	4月28日	②⑥	成羽町下原	山田神社	11月2日
②	和田町	八幡神社	随時	②⑦	成羽町下原	愛宕神社	7月最終土曜日
③	御前町	御前神社	10月第2土曜日	②⑧	成羽町成羽	八幡神社	10月第3土曜日
④	松山	熊野神社	11月随時	②⑨	成羽町羽山	天津神社	11月随時
⑤	松山	八幡神社	10月第2日曜日	③⑩	成羽町下日名	御前神社	11月第3土曜日
⑥	高倉町大瀬八長	一宮神社	10月第2土曜日	③⑪	成羽町小泉	天満神社	11月22日
⑦	津川町今津	八幡神社	10月第3土曜日	③⑫	成羽町布寄	布寄神社	11月2日
⑧	津川町今津	木野山神社	4月16日	③⑬	成羽町中野	中野神社	11月22日
⑨	川面町	八幡神社	10月第4土曜日	③⑭	成羽町坂本	辰口八幡神社	11月2日
⑩	中井町西方	柴倉神社	13年ごとの11月	③⑮	川上町高山市	穴門山神社	1月2日
⑪	玉川町玉	神崎神社	10月第2日曜日	③⑯	川上町高山	八幡神社	11月第2土曜日
⑫	玉川町玉	八幡神社	10月第4土曜日	③⑰	川上町地頭	八幡神社	11月第3土曜日
⑬	宇治町本郷	清實八幡神社	11月第3日曜日	③⑱	川上町七地	宇佐八幡神社	11月第1日曜日の前日
⑭	松原町大津寄	天津神社	11月22日	③⑲	川上町七地	八幡神社	11月第1日曜日の前日
⑮	松原町松岡	八幡神社	11月23日	④⑰	川上町三沢	八幡神社	11月第2土曜日
⑯	松原町松岡	磐裂神社	11月22日	④⑱	川上町領家	惣社八幡神社	10月最終日曜日
⑰	松原町春木	五社神社	11月23日	④⑲	川上町臘敷	日吉神社	11月22日
⑱	松原町神原	八幡神社	11月2日	④⑳	川上町仁賀	大神社	11月第1日曜日の前日
⑲	落合町近似	稲荷神社	12月第1日曜日	④㉑	川上町上大竹	八幡神社	11月第2土曜日
⑳	落合町阿部	御前神社	10月第3土曜日	④㉒	川上町下大竹	清實八幡神社	11月第1日曜日の前日
㉑	落合町原田	諏訪神社	10月第4土曜日	④㉒	備中町志藤用瀬	川中神社	11月第2土曜日
㉒	落合町福地	八幡神社	11月第4土曜日	④㉓	備中町布賀	八幡神社	11月2日
㉓	有漢町有漢	鈴岳神社	10月19日直近日曜日	④㉔	備中町布瀬	八幡神社	10月最終土曜日
㉔	有漢町有漢	廣峰神社	11月第3日曜日	⑤⑰	備中町平川	鋤崎八幡神社	11月2日
㉕	有漢町上有漢	上有漢神社	10月15日直近日曜日				

一般に宮神楽と呼ばれる神楽の奉納は、神楽を舞う場所が拝殿か境内に設営する神殿で舞うかの違い程度で、次のような段取りで行われる。宵祭りの当日は、早朝から当番組の氏子らが総出で神楽の準備に取りかかる。まず取りかかるのは、神社の境内の一角に備中神楽を舞う舞台となる独特の「神殿」を設営することである。この作業は神殿がけと呼ばれる。かなりの太さの三間ばかりの柱2本へ、二間幅に横木を取り付けてこうがいにする。このこうがいを立てて神殿両横の心柱にする。この心柱をもとにして、四本の柱を四隅に立て、これへ8畳の座敷（舞台）を作る。座敷から一間ばかりの所へ横木を回し、これへ巻きわらをして、日本六十余洲の神々を勧請するために66の御幣を立て巡らす。さらにしめ縄を添えて張り巡らす。



当番組の氏子による神殿作り

2本の心柱へは、日月をかたどった紅白の大鏡もちを竹に挟んで四手を添え、高々と立て添える。四本の柱には忌竹を立て添えたり、榊を立て添えたりする。舞台正面へは大幕を張る。この奥に舞い出しがあり、さらに楽屋がある。

神殿がけのとき、神社の森などからたくさんの焚き木を取ってくる。これを斎灯木といい、夜通し神殿脇で斎灯を焚いて灯りにするとともに暖を取るのがある。

また、長時間に及ぶ神楽ではお酒や湯茶の接待の準備も行い、観衆が最も喜ぶ餅撒きの紅白餅も前日までに用意する。

神職が用意するものとして、一枚の美濃紙へ、扇や鯛などのめでたいものを切り込んで、二間近くも伸びるようにするのであるから、これを切る技術そのものが民芸というべきであろう。

さらに切り紙には、美濃紙半分を縦長に切ったものに、日月や社殿を切りこみ、上へ冠をつけ、下へ四手をつけて、笹の先に下げる。これらのほかにたくさんの御幣があるので、神楽太夫が前日からかかりきりで当たる。

すっかり準備も整うと、夕刻から氏子、近郷の親族一同や地域住民らが集まり神楽を楽しみ、当番組が準備していたお酒や湯茶などで接待し深夜まで演じられる。

神楽は、最初に清めの「榊舞」など



神楽の準備をする神楽太夫



神殿脇では、料理を食べながら神楽の観覧

の神事を終え、神楽に移るが、先祓いとして「導きの舞・猿田彦の舞」に始まり一連の太鼓と笛により、日本の古代神話をもとに編み出された3編からなる「天岩戸開き」の次に「大国主の命の国譲り」では、大国主が現れ神前に供えられた小餅やミカンなどを福の種と言ってばらまくと、観客は総立ちになって福の種を奪い合う。最後の「素戔鳴の尊の大蛇退治」で幕が下りるところには深夜の12時を過ぎている。

備中神楽では、特に大国主の命の舞は至難の業が必要で、神楽太夫がその舞を極めるには、何十年もの年月を要するといわれている。各神楽社中では、社長を中心にその伝統技を伝授すべく若手の神楽太夫の指導を行い、日ごろから厳しい練習を重ねている。また、備中神楽保存会や育成会が数団体あるほか、小・中学校、高等学校などにも神楽クラブがあり後継者の育成も活発に行われ、子ども神楽も地域の行事などに出演して人気が高い。

また、備中神楽に使われる面は、「天岩戸開き」に登場する猿田彦の命、両神、天の鈿女の命、思兼の命、手力男の命、天照大御神、「大国主の命の国譲り」の両神、大国主の命、稲脊脛の命、事代主の命、建御名方の命、「大蛇退治」の素戔鳴の尊、奇稲田姫、翁、媼、松尾明神などであるが、乾燥させた桐から伝統の技法で、神々しく表情豊かな神楽面が面彫師により作られる。

市内各地で奉納される備中神楽の中でも成羽町周辺は備中神楽発祥の地とされ、前述の八幡神社(成羽町成羽)の境内でも、氏子によって家内安全と五穀豊穰を祈願し毎年10月第3日曜日の祭礼日前夜の宵祭りで備中神楽が奉納される。旧村社の八幡神社は、明治3年(1870)の『正八幡宮規則書』によると天文2年(1533)8月、三村修理大夫家親公が成羽領主の時、信濃国鯖江より、領内鎮護の神として勧請したと伝えられ、天文5年(1536)に正八幡宮として社殿が造営され、延宝6年(1678)に本殿が修復、文政4年(1821)に幣殿が再建されている(『成羽町史』)。本殿は総檜造りで切妻平入り、桁行3間、梁間2間の単層、3間社流造、銅板葺、軒は2重繁垂木、組物



神楽面の制作風景



八幡神社本殿(成羽町成羽)



境内で赤々と燃やされる斎灯

は二手先、中備には彫刻を施した臺股を使用し、臺股斗組を組合せ、装飾性に富み室町建築の様式を残している。手前には幣殿、拝殿を配している。

幼いころ、話の筋は理解できないが親の膝に座り、夜を徹して眠い目をこすりながら見た餅やお菓子をまいてくれた大黒様、恐ろしい鬼退治など、幼少期の思い出として残っている。そして、成人になっても、大元八幡神社を舞台として神楽太鼓の音で刻まれたリズムが鎮守の森に響き渡るこの時期になると郷愁にかられる。

団体名	活動拠点	活動内容
備中神楽成羽保存会	成羽町	備中神楽の保存・伝承
成羽備中神楽振興会	成羽町	
川上町備中神楽保存会	川上町	
備中町備中神楽保存会	備中町	
有漢子供神楽クラブ	有漢町	備中神楽の伝承・育成
成羽備中神楽育成会	成羽町	
川上町子供神楽育成会	川上町	
備中町子供神楽育成会	備中町	

市内の神楽保存会・育成会

<p>神舞</p>	<p>鈴の舞、幣の舞、榊の舞を、順次1人で舞う。素面で巫舞の型であり、古くからあった神事舞で、神楽場や奉仕する人々を清める舞である。</p>	
<p>導きの舞</p>	<p>猿田彦の命の由来を説明する舞。素面の羽織はかまのいでたちで、能舞の基本となっている曲舞の型。</p>	
<p>猿田彦の舞</p>	<p>通常2人。大神楽では4人で舞い、さらに5人で舞うこともある。悪魔払いの勇壮な舞で、いで立ちや舞い方に山伏神楽に通じるものがあり、神代神楽より古くからあるもの。</p>  <p>猿田彦の命</p>	
<p>天岩戸開き</p>	<p>神代神楽の第1編。岩戸の前に諸神が集って舞い狂うた故事を、劇風に仕組んだもの。</p>  <p>天児屋の命 天太玉の命 思兼の命 手力男の命 天鈿女の命 天照大御神</p>	
<p>大国主の命の国譲り</p>	<p>神代神楽の第2編。バラエティーに富んでおり、時間もかなり長くかかる。</p>  <p>経津主の命 武甕槌の命 稲脊脛の命 大国主の命 事代主の命 建御名方の命</p>	
<p>素戔嗚の尊の大蛇退治</p>	<p>神代神楽の第3編。大蛇と尊の大立回りなどがある。</p>  <p>素戔嗚の尊 脚摩乳の命 手摩乳の命 奇稲田姫 松尾明神 奇名玉明神 室の尾明神</p>	

神楽の順序（神代神楽）

(4) 渡り拍子に見る歴史的風致

渡り拍子は、岡山県の西部農村地域で昔から広く行われてきた。高梁市では高梁川より西部地域の備中町、川上町、成羽町、宇治町、松原町まで広く行われているが、地域により呼称や飾り、衣装などに相違が見られる。各地区では豊作と無病息災を祈り、氏神に感謝を込めた秋祭の神輿の供奉樂として600年余の伝統を持つといわれる民俗芸能である。渡り拍子というのが一般的な呼称であるが、地域によっては頭打ち、樂、樂打、樂を打つ、渡り打ち、拍子打ちなどともいう。



渡り拍子の花笠（松原町）

その起源についてはそれぞれ異なるが、神功皇后が三韓征伐から凱旋した時とか、朝鮮からの貢物を献上に来た使者の道中樂などといわれている（『高梁市史』）。渡り拍子は各地域に広がっていったが、口伝であったため地区によって細部では相違が見られる。しかしながら地域の秋祭りを彩るものとして、人々が大切に守ってきた。

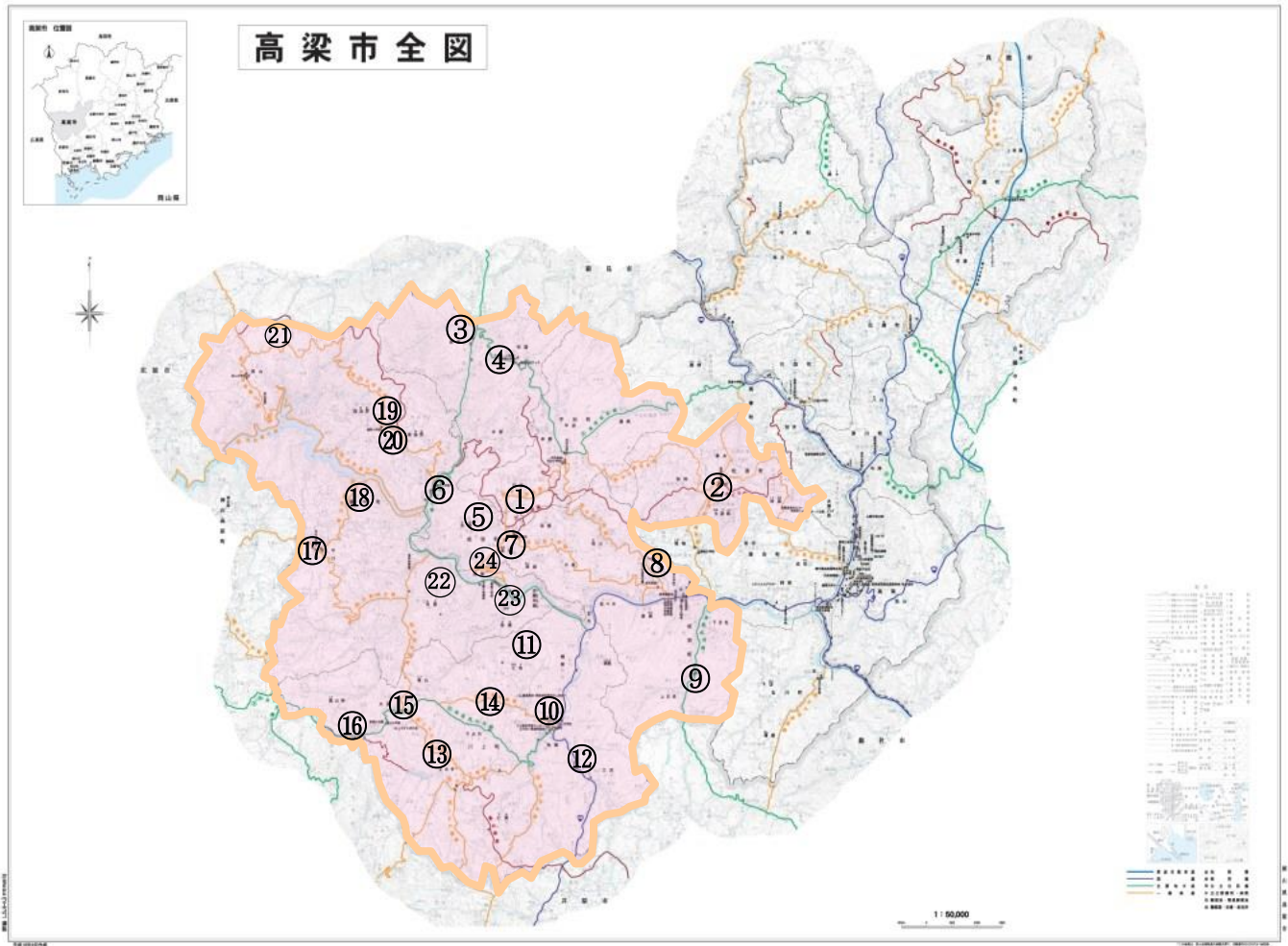


渡り拍子の花笠（備中町平川）

渡り拍子は「カラ」と呼ばれる組（トビコと呼ばれる少年4人と胴丸の太鼓1つ）で構成され、複数のカラが一団となって、お社や家のカド（庭）などで豊作と無病息災を祈り、感謝を込めて踊り各地区を巡る。地域により頭に被る笠には花笠と尾長鶏の鳥毛で作った赤熊の2種類があり、それぞれ太鼓の打ち方も異なる。前者は華やかで、後者は勇壮であるともいわれている。



渡り拍子の赤熊（備中町西油野）



町内楽の組一覧と所在

番号	地区名	カラの数	流派	祭礼と起源等
①	宇治町穴田	2カラ	花笠	御崎神社秋季例祭
②	松原町大津寄	4カラ	花笠	天津神社秋季例祭
③	成羽町坂本	3カラ	花笠	辰口八幡神社秋季例祭、嘉永7年(1854)
④	成羽町吹屋	2カラ	花笠	八幡神社秋季例祭
⑤	成羽町布寄	3カラ	花笠	布寄神社秋季例祭、大正13年(1924)
⑥	成羽町布寄	2カラ	花笠	堅山八幡神社秋季例祭
⑦	成羽町長地	4カラ	花笠	諏訪神社秋季例祭、大正5年(1916)
⑧	成羽町成羽	2カラ	花笠	八幡神社秋季例祭、昭和6年(1931)頃
⑨	成羽町下日名	2カラ	花笠	御前神社秋季例祭、文化元年(1804)
⑩	川上町地頭	4カラ	花笠	八幡神社秋季例祭
⑪	川上町七地	1カラ	花笠	八幡神社秋季例祭
⑫	川上町三沢	4カラ	花笠	八幡神社秋季例祭
⑬	川上町上大竹	3カラ	花笠	八幡神社秋季例祭
⑭	川上町下大竹	5カラ	花笠	清實八幡神社秋季例祭
⑮	川上町高山	3カラ	鳥毛	八幡神社外4社秋季例祭
⑯	川上町高山	1カラ	鳥毛	飯之越天神社秋季例祭
⑰	備中町平川	8カラ	花笠	鋤崎八幡神社秋季例祭
⑱	備中町平川	2カラ	花笠	たかおのみ 高籠神社秋季例祭
⑲	備中町西油野	3カラ	鳥毛	八幡神社秋季例祭
⑳	備中町東油野	3カラ	花笠	八幡神社秋季例祭
㉑	備中町西山	4カラ	鳥毛	大蔵神社秋季例祭
㉒	備中町布賀	3カラ	花笠	八幡神社秋季例祭
㉓	備中町布瀬	4カラ	花笠	八幡神社秋季例祭
㉔	備中町長屋	4カラ	花笠	天津神社秋季例祭

一例を挙げると、備中町平川の鋤崎八幡神社秋季例祭で行われる渡り拍子は勇壮、華麗である。

鋤崎八幡神社は、建武3年(1336)に近江国平川郷より移りこの地を治めた平川掃部介高親が、応神天皇を祀る八幡神社を勧請し、もともこの地にあった鋤の宮を合祀して建立し、多くの人々の平穏と安寧を祈ったとされる。現在の本殿は享保17年(1732)に再建されたもので、内陣厨子は入母屋造り・平入り・正面千鳥・唐破風を配し、内部は扉をはじめ総金箔仕上げの豪華なものである(『備中町史』)。

大願主平川氏にかかる『平川家文書』によると、文政2年(1819)、上郷、下郷、小迫、臼谷、北の地区の若連中が渡り拍子を担当していたと記されている。

鋤崎八幡神社のある平川地区では、毎年秋の収穫が終わった頃の11月3日(文化の日)には、朝からにぎやかな鉦の音が聞こえる。

トビコは全部で8カラの32人、先払い(猿田彦)4人、二人獅子3頭、2人で担ぐ打ち鉦8組、拍子木で宰領(指揮)する者4人、奴1人と市内でも大規模である。

鋤崎八幡神社への宮入前に渡り拍子の組は、午前8時ごろ、4地区ごとにその年の打出しの家(当家)に集合し、食事・飲み物などの接待を受ける。接待後に当家で楽を打ち、いよいよ渡り拍子が出発する。紅葉の始まった田んぼ道などを通して広場、民家のカド(庭)、社を巡行し、何箇所かで楽打ちをしながら鋤崎八幡神社へ向かう。

袷の着物に羽織姿の宰領が拍子木でカチカチと拍子を取り、トビコは着物と袴に襷がけ、タクリ(5色の細い布)をさげ、桜やカキツバタなどの造花を飾った大きな花笠を被り、両手には両端に白い紙で切った房をつけた撥を持ち、大人2人で担ぐ鉦の大きな音に乗って、太鼓の周りを跳ねるようにして踊りながら回る。撥で合いの手を入れるように太鼓をポンと叩き、時折



鋤崎八幡神社 (備中町平川)



地域を巡る渡り拍子



渡り拍子 (鋤崎八幡神社)



渡り拍子 (鋤崎八幡神社)

り掛け声も入る。途中では身振りよろしく音頭をとる。

正午前に神主らが迎える中、先払いを先頭に宮入が始まる。社殿を3周しながら楽を打ち、境内で勢ぞろいして華々しく賑やかに楽打ちを繰り広げる様は壮観である。

続いて、お湯たて神事が行なわれ、笹湯で御神幸前の神輿を清める。この後、拝殿から湯餅が投げられる。その後御神幸が発し、供奉楽として渡り拍子も近くのお旅所に向かう。

お旅所でもひとしきり楽を打つ。そして、神輿とともに再び神社に戻り、最後に楽を打って終わる。子どもたちはご褒美として、楽しみにしていた駄賃をもらう。

渡り拍子の練習は、祭りの1ヶ月前から夜2時間程度、トビコらが集会所などに集まり行う。子どもにとっては激しく飛び跳ねる動きで、厳しい練習になる。この練習のことをこの辺りでは「ならし」という。渡り拍子は小学校に入ってから習い始めるが、初めて打つ子どもは「しんこ」と呼ばれ、上級生に交じり1年目は見よう見まねで楽打ちを覚えていく。練習回数は5・6回程度行い、その最後の練習を「バエ揃え」という。その日は当家が飲み物や食事も提供し、練習の打ち上げと本番の打ち合わせを行う。

一方、花笠作りも飾りを切り抜き、和紙を絞った花びらを束ねて花を造り、絵の具で着色するなど準備をするが手間の掛かる作業であり、その技術も昔から伝承されてきた。

こうした祭りの風景や渡り拍子は、秋の農村風景の中で、鉦の音とともに鮮やかな着物・袴の一団が踊り跳ぶ様に風情があり、信仰や自然、人々の暮らしに深く結びついている。高梁市西部の神社や農村地域を舞台として繰り広げられ、祭りにかける人々の情熱とともに、伝統を今に伝えている。



お旅所での神事



花笠作り



出来上がった花笠



平川渡し拍子マップ

2 高梁市の歴史的風致を取り巻く課題

(1) 歴史的な町並みの保存に関する課題

市内には歴史的な建造物や山並み・町並み・田園風景などが一体となって良好な景観を醸し出す地域がいくつかある。岡山県景観計画で自然緑地と歴史的町並みが一体となった地区として指定された高梁と吹屋が代表的といえる。

市内の大部分が山間部の農村地域である高梁市では過疎化、少子高齢化が進んでいるが、高梁のように現在も市の中心部となっている地区においても人口の減少が続いており、空き家や空き地が増え、連続性ある町並みが失われつつある。それとともに、生活スタイルの現代化や建物の老朽化による建て替えて、駐車場や現代的な家屋も増えてきている。これまでも歴史的町並み保存地区整備事業を行い修景に努めてきたが、今後も継続し歴史的な町家が並ぶ景観を維持していく必要がある。



歴史的町並みの中で駐車場となった土地

吹屋においては、高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区において計画的に町家の保存事業を実施しているが、平成 22 年 4 月の「吹屋町並保存会」の調査では、61 件中 20 件が空き家となっており、十分な維持管理が行えていないところもある。

高梁市の人口

年 齢 別		S55	S60	H 2	H 7	H12	H17
0～14 歳	人口 (人)	8,429	7,895	6,806	5,922	4,868	4,029
	構成比	17.9%	17.2%	15.5%	13.7%	11.8%	10.4%
15～64 歳	人口 (人)	30,464	28,944	27,090	25,552	23,558	21,907
	構成比	64.8%	63.3%	61.5%	59.3%	57.4%	56.5%
65 歳以上	人口 (人)	8,120	8,921	10,143	11,641	12,651	12,862
	構成比	17.3%	19.5%	23.0%	27.0%	30.8%	33.2%
総数 (人)		47,013	45,760	44,039	43,115	41,077	38,798

資料：国勢調査

(2) 文化財等歴史的建造物の保存・修復に関する課題

市内には重要文化財の備中松山城、旧片山家住宅、臍帯寺石幢及び石塔婆や高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区などをはじめ数多くの文化財があり、これまでも歴史的な建造物の継続的な調査を実施し、保存に努めてきた。



岡山県指定史跡順正寮跡(伊賀町)

備中松山城や高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区など、国の重要文化財や市のシンボリック存在で多くの人に公開されている文化財については比較的整備が行き届いているが、県や市の指定文化財の多くは修復が必要となってきた。順正寮跡では一部屋根が崩れかかっており、立ち入り禁止となっているほか、旧吹屋小学校では倒壊を防ぐために支えが必要であり、2階の使用も制限されている。これらは早期の修復を必要とするものだが、その他多くの文化財でも傷みが目立ってきている。また、文化財等歴史的建造物の多くは歴史的町並みに集中しているが、個人所有の建造物が多くあり、修復・保存には費用がかさむことや高齢者世帯、空き家であることなどの理由により、整備を進める上での課題は多い。



岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校（成羽町吹屋）
本館は倒壊を防ぐため校舎裏を支柱で支えている



吉岡銅山跡
雑木が生え遺構の保存状態がよくない

歴史的な遺構についても同様で、特に銅山関連の遺構は、水が出るため湿気で傷みやすく、管理が行き届いていないために雑草や雑木が生え、保存状態がよくないところがあり、活用も十分なされていない。他の歴史的な遺構についても、地域の歴史を語る上で重要な要素であるにも関わらず、保存状態がよくないため整備が遅れている。

また、備中松山城や頼久寺庭園、吹屋伝統的建造物群保存地区などは高梁市の代表的な歴史的資源であり、市民の多くがよく知っているが、その他の文化財についてはあまり知られていない。それらを高梁市の歴史的風致を形成する大切な資産として市民に認識してもらう必要がある。

（3）伝統文化の保存継承に関する課題

高梁を代表する3つの伝統文化である松山踊り、備中神楽、渡り拍子についても過疎化、少子高齢化により保存継承に課題を抱える。

松山踊りについては、音頭取りもマイクを使い、駅前大通りで一つの輪となって踊るようになった。覚えやすく踊り連が多くつくられている「地踊り」や速いテンポで若い世代が親しみやすい「やとさ踊り」は地元、観光客を問わず多くの人に親しまれているが、「仕組踊り」の保存会が現在では一つだけで、後世に残していくことが課題となっている。

備中神楽においては、過疎化や高齢化が進む中、神社・荒神社での神楽奉納ができなくなった地域が増えており、家の新築、結婚式など個人で行っていた神楽も減少してきている。岡山民俗学会が文化庁・岡山県教育委員会から平成16年

度地域伝統文化伝承事業研究の委嘱を受け、取りまとめた報告書『備中神楽と渡り拍子～現状と問題点～』によると、イベントでの神楽や子ども神楽は人気があるものの、省略した短時間の神楽が増えてきて、昔のような本格的な神楽を舞う機会が少なくなっている。激しい動作を伴い体力も要求される神楽師も、半数近くが60歳以上となり高齢化が進んでおり、本格的な神楽を伝承していくために、後継者育成を望む声強い。

渡り拍子においては、過疎化、少子高齢化により連中や保存会が減っており、地域によっては渡り拍子をやめたところもある。多くの保存会等が共通して抱える課題で、保存会は残されていても「カラ」を減らすことで続けている。小学生など年少の子が役割を果たしていた跳び子も減ってきているため、次の子どもに受け継ぐことができず、女子や大人に跳び子役をお願いし続けている。前出の報告書でも、同じ課題が記されており、衣装や道具の確保も含め、何らかの継承策を検討する必要があると指摘している。

以上の3つを含め、高梁市を代表する伝統行事を守り次代へ受け継いでいくために、保存団体に対し保存伝承活動や後継者育成への支援が必要となっているとともに、高梁市の歴史や伝統文化への理解を深めていくことも課題となっている。

(4) 周辺景観に関する課題

吹屋には伝統的建造物群があり、高梁においても町割りや通りなど城下町として発展した江戸時代の都市構造が残されており、特徴的な景観を形成している。その中を渡り拍子や神輿が巡幸し、多くの観光客で賑うが、電柱が歴史的建造物からなる景観を阻害し、アスファルト舗装が周辺の景観にそぐわないころもある。さらに町並みの中にマンションや鉄骨スレート葺の倉庫、駐車場などもあり、歴史的な景観と町並みの連続性を阻害している。



景観を阻害する電柱(本町)

これら周辺景観の課題とともに、今後計画が予定されている都市計画道路の見直しや高梁市独自の景観形成基準を定めていくなど、広域的な視点からも高梁市固有の歴史的景観を守って行かなければならないが、住民の意識が十分とは言えない。

また、高梁市へは観光で訪れる人も多いが、案内・説明看板は老朽化しており、意匠の統一感も無いため、市民や観光客にとって分かりやすく、景観に配慮したものにする必要がある。



分かり難い案内看板

3 関連する他の計画及び施策

(1) 総合計画

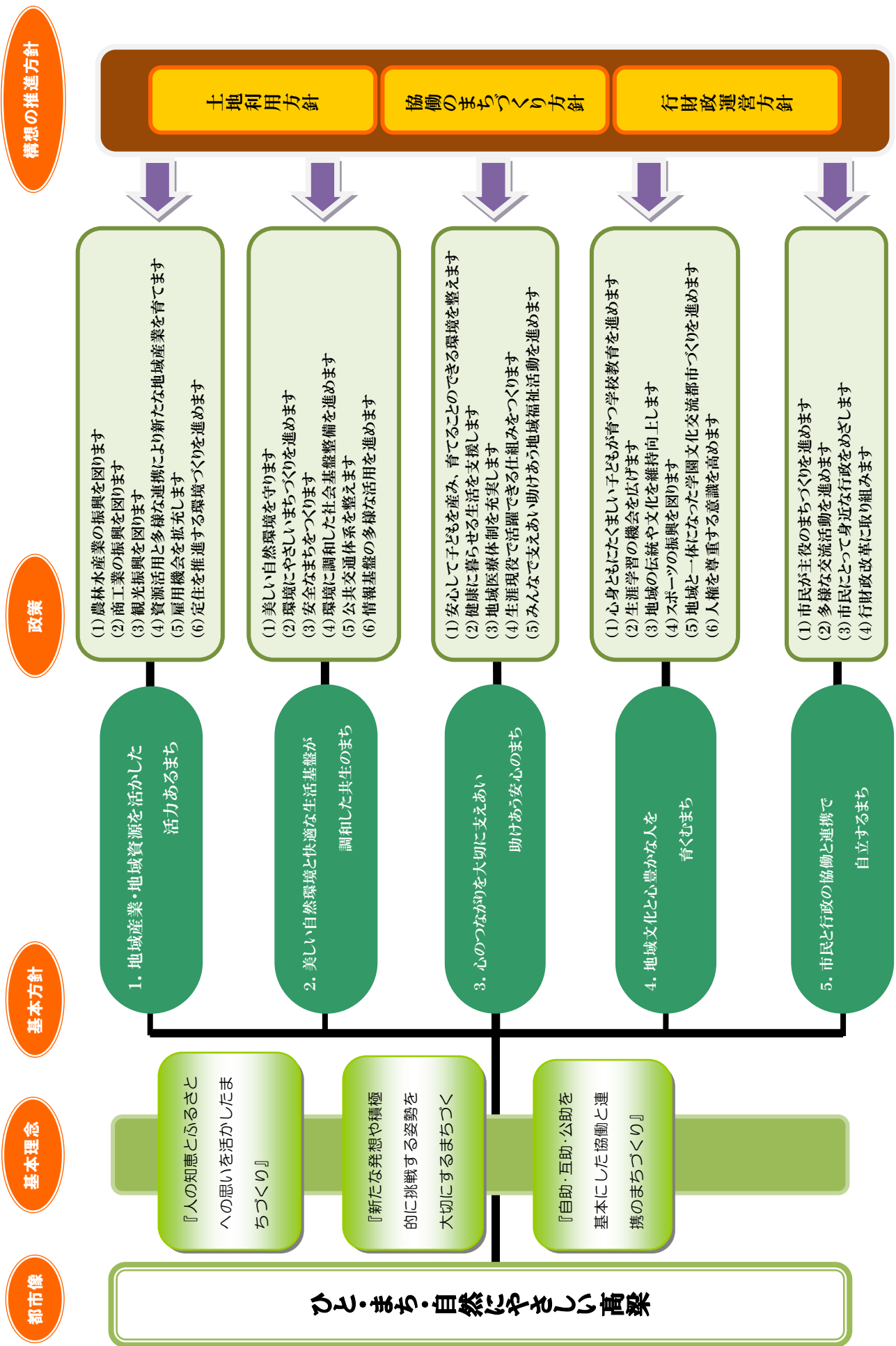
平成22年3月策定の「高梁市新総合計画」は、基本構想において、「先人から受け継いできた、かけがえのない地域の財産をまちづくりに活かすとともに、地域の力を結集し、市民が望む産業活力に満ちた社会、誰もが安心して暮らすことのできる社会、人もまちも自然もいきいきと輝くことのできる社会の実現を目指す」こととし、5つの基本方針をもとに都市像「ひと・まち・自然にやさしい高梁」の実現を目指している。

基本方針の1つである「美しい自然環境と快適な生活基盤が調和した共生のまち」では、課題として「自然的、歴史的に価値の高い多くの町並みや景観は、過疎化や高齢化の影響により、空き地・空き家の増加、建物の老朽化が進み、その景観の維持が困難な状況になっている」ことを挙げ、将来目標として「地域それぞれの個性を活かした調和のとれた美しい景観が形成されている」、「高梁景観モデル地区や伝統的建造物群保存地区等、地域固有の景観に配慮した町並みが継承されている」ことを掲げ、自然資源の保全と歴史的景観資源の保存・継承、歴史や環境等に配慮した道路の推進、市の景観計画の策定検討、良好な景観は市民共有の財産であるという認識の醸成や維持向上に向けた啓発に努めることとしている。

また、「地域文化と心豊かな人を育むまち」では、課題として「本市に残る貴重な文化遺産や伝統芸能、自然の価値を深く理解し継承するとともに、大切な財産として保護・保存し、次世代へ伝えていく必要がある」ことを挙げ、将来目標として「貴重な歴史的遺産が、適切に保護・保存されるとともに、市民を中心に子どもたちにも伝統芸能が継承されている」ことを掲げ、文化財の適切な保存・管理及び活用、伝統芸能の継承のための保存会等への支援や顕彰事業に取り組むこととしている。

さらに、「社会・経済環境の変化に伴って歴史的風致が失われている中、歴史的町並みを形成する景観を保全するため、地域と一体となって歴史的建造物の保存修理や修景を行っていくことが重要である」ことを課題に挙げ、将来目標として「歴史的町並みが保全・整備され、訪れる人や住む人にとって潤いと安らぎを感じられる良好な景観が形成されている」ことを掲げ、歴史的町並み保存地区整備事業の継続、周辺に残る文化財との一体的な活用、伝統的建造物群の家屋の計画的な整備に努めることとしている。

このように、新総合計画においては、市内に残る歴史的風致をこれからのまちづくりに活かしていくこととしており、地域住民の理解と協力のもとに歴史的風致維持向上計画を策定することは、総合計画の推進をより一層実効的にするものである。



(2) 岡山県景観計画

岡山県では、景観づくりの先進県として全国的にも極めて早く、昭和 63 年に岡山県景観条例を制定し、県内の優れた景観の保全、修復、新たな景観づくりに取り組んできた。高梁市については、平成 2 年に「高梁景観モデル地区」が、平成 4 年に「吹屋背景保全地区」が指定を受けた。その後、景観法の制定を受けて、岡山県は平成 19 年に「晴れの国おかやま景観計画」を策定した。

「高梁景観モデル地区」においては、『本地区は歴史的町並みと周辺の緑とが一体となって優れた景観を形成しており、このような地区は県下でも少なく、その景観の保全を図っていくことが必要である』としており、特性を生かし、今後のよりよい景観形成に資するための基本方針として、①自然を生かした景観の形成、②歴史・伝統を生かした景観の形成、③山頂からの眺望を考慮した景観の形成を掲げ、景観の形成、周辺景観との調和を図ることとしている。

吹屋地区においては、『吹屋は国選定の重要伝統的建造物群保存地区として、鉦山とベンガラ工場、町家、周辺の山、川、農地と一体となった景観が県民に親しまれ、県民の誇りになっている』としており、背景保全地区として指定し、大規模な建築物等が主要眺望地点から望見されないようにすることで、近景、中・遠景の景観保護を行うこととしている。

(3) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

基準年次を平成 12 年として、概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、概ね 10 年以内の市街地（用途地域）の規模や、整備すべき都市施設、市街地開発事業など、高梁都市計画区域の都市計画の基本的方向を定めている。

「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」として、『優れた自然の風景を有する丘陵地、良好な樹林地、寺社、文化財・遺跡等については、都市的開発を抑制し、現在の土地利用を維持していく。その中で特に、必要な部分については、公園緑地、風致地区等の都市計画を定め、積極的に整備、保全を図る』こととしている。また、『良好な自然環境を支える緑地として、神社仏閣や文化財等と一体となって歴史的風土を保っている樹林地を配置する』とし、さらに、『高梁を特徴づける景観として、石火矢町など城下町の落ち着いた風情ある街並みを位置づけ、良好な街並み景観の形成に努める』こととして、山や川などの豊かな自然環境、歴史や文化、風土など、地域に広がるこれらの資源と調和した個性ある都市づくりを目指すこととしている。

4 高梁市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的町並みの保存に関する方針

歴史的・伝統的町並み等、全国に誇るかけがえのない歴史的景観資源を保存し継承し、周囲の自然と歴史・文化的な景観と調和した魅力ある景観の保全、形成を図っていく。具体的には、伝統的な建築様式を残す町家や歴史的な風情を感じさせる町家については、地域住民の理解と協力を得て、修理・修景を行い、歴史的風致を形成する歴史的町並みを保存していく。また、通りに面した駐車場や空き地への門、塀の設置および現代的家屋への建て替えなどに対しては、高梁市歴史的町並み保存地区整備事業の活用などにより、歴史的町並みと調和した修景を行うことを推奨し、歴史的町並みの連続性を維持向上していく。



これまでに修景整備された町家（本町）

歴史的町並みの空き家対策については、実態調査を行い、デザインガイドラインの策定も含め、保存・活用方法について今後検討していく。

(2) 文化財等歴史的建造物の保存・修復に関する方針

市内に分布する文化財等歴史的建造物や歴史的な遺構の適切な保存に努め、適切な管理を行い、活用を図っていく。

具体的には文化財保護法、県及び市の文化財保護条例に基づいて指定または登録されている文化財、その他の歴史価値の高い建造物に関して、調査・研究を継続的に行い、歴史的風致を形成している建造物・遺構で修復・整備の必要があるものから順次適切な保存と維持管理に取り組んでいく。積極的に公開してその活用を図るとともに、公民館講座や公開講座等において、市民に文化財に親しんでもらうものとする。

(3) 伝統文化の保存・継承に関する方針

歴史と伝統を反映した人々の生活の営みは、地域に対する愛着や誇りを育むとともに高梁市固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している。こうした良好な環境を維持・向上させ後世に継承していくため、歴史的風致を形成している地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動を活発にし、これを将来へ確実に継承するため、その普及と啓発に努めるとともに、担い手となる後継者の育成に努める。

松山踊り、備中神楽、渡り拍子等の伝統的な祭礼や芸能については、保存団体が行う保存伝承活動、後継者育成活動への支援を行い、顕彰事業にも取り組んでいく。

(4) 周辺景観に関する方針

歴史的風致の色濃く残る地域では、道路や周辺環境についても歴史的な景観に

配慮した美装化や無電柱化、景観を阻害する建造物の修景・除去などの整備を図っていくとともに、長期間にわたって未着手の都市計画道路については、高梁市固有の歴史的風致を踏まえ、歴史的景観を損なうことがないように見直しを検討していく。

良好な景観は市民共有の財産であるという認識の醸成や維持向上に向けた啓発に取り組み、歴史的な景観を阻害することがないように景観計画を策定し、景観形成基準を作成する。

また歴史的風致を形成している建造物をつなぐ周遊ルート上の案内・説明看板を統一的でわかりやすいものに整備するとともに、案内マップの作成に取り組み回遊性を高めていく。

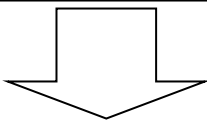
5 計画実施の方法

計画実施にあたっては、「高梁市の歴史と伝統等を生かした文化のまちづくり連絡会議」において、計画の推進、連絡調整を行うこととする。その取りまとめは事務局である歴史まちづくり室が中心となり、教育委員会社会教育課等と連携して行う。更に歴史的風致の維持向上に寄与する事業の追加など計画変更に関わる検討事項がある場合や、事業実施に係る懸案事項がある場合には、「高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会」と協議しながら計画の推進にあたる。

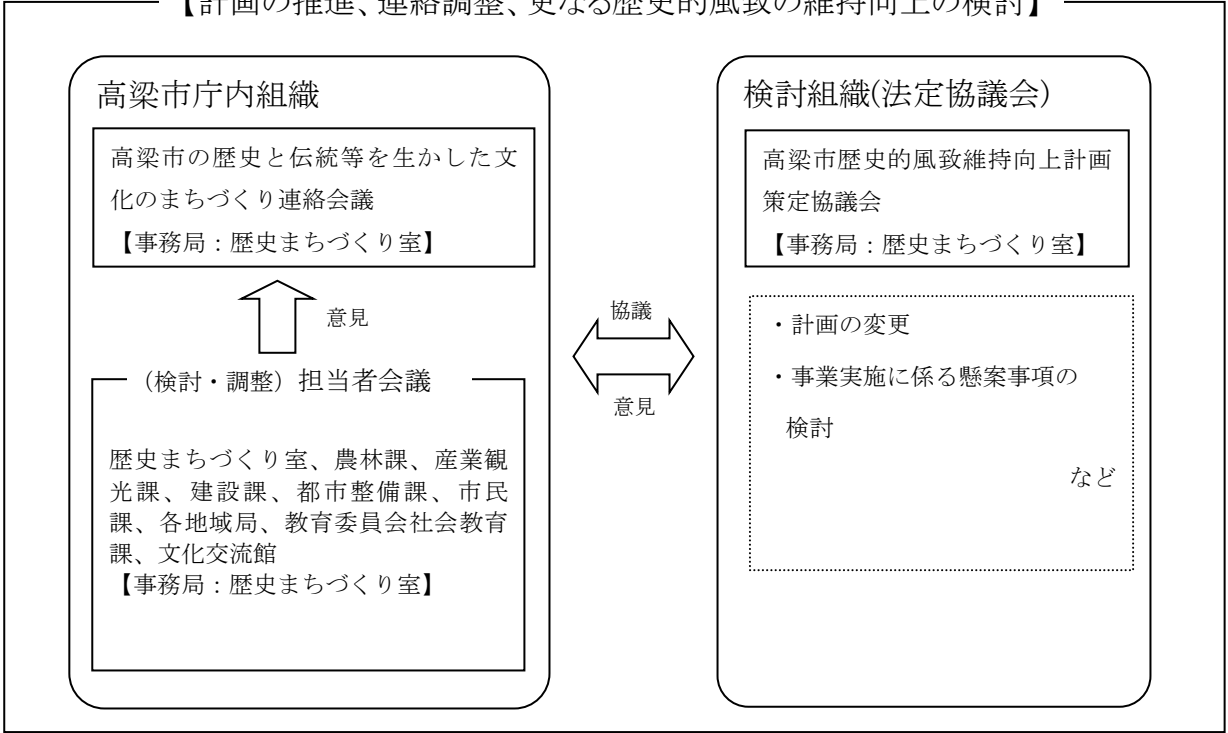
事業の実施にあたっては、事業担当課が関係団体や個人への支援や連携するとともに、審議組織や関係機関と協議を図りながら事業を実施することとする。

次に、計画の変更については、歴史まちづくり室が中心となってい、計画推進の法定組織である「高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会」との協議、パブリック・コメントによる市民意見の聴取を行い、変更計画を決定し、3省への変更認定申請を行うこととする。

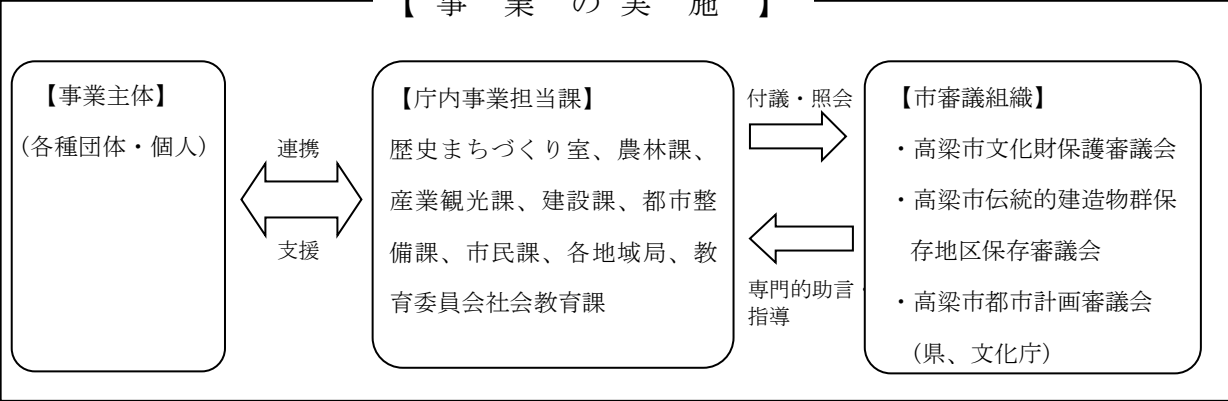
認 定 計 画



【計画の推進、連絡調整、更なる歴史的風致の維持向上の検討】



【事業の実施】



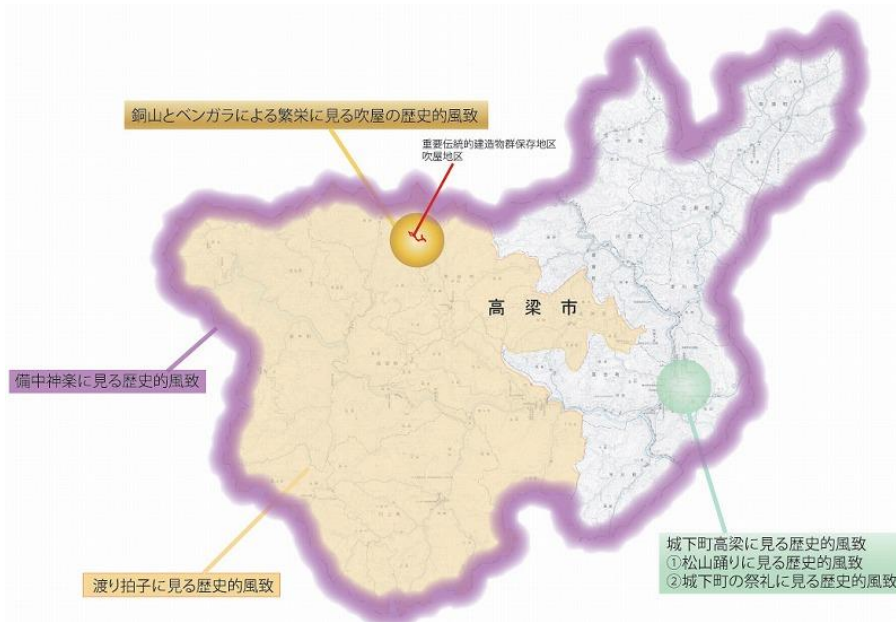
第3章

重点区域の設定

1 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財等の周辺で、その他の文化財や伝統的な町家などの歴史的建造物が集積し、かつ、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が今も展開され、それらが一体となって高梁市の風情・情緒が醸し出されている良好な市街地であり、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的にかつ一体的に推進し、さらに、発展または強化させることで、市内に歴史的風致の維持向上が波及していく区域とする。

神社祭礼など歴史と伝統を反映した人々の活動は、市内全域で繰り広げられている。その中で高梁地域は重要文化財である備中松山城の下に広がる江戸時代初期からの城下町の町割りが、現在の市街地と重なり名勝頼久寺庭園周辺に当時のまま残されている。一方、吹屋地域は重要伝統的建造物群保存地区である高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区内に、ベンガラ窯元の商家など連なり山中に独特の町並みを形成し、周辺の銅山の遺構とともによく残っている。それらの2地域では、神社祭礼などとともに備中神楽や渡り拍子、松山踊りなどの伝統芸能が行われ、歴史的風致が引き継がれている。



このように、高梁地域と吹屋地域は歴史的町並みと伝統的な活動とが一体となり風情・情緒を醸し出している代表的な地域である。

しかし、ここにおいても歴史的町並みの維持や文化財の保存、伝統行事の継承等、徐々に歴史的風致が失われつつある。一方で、高梁地域と吹屋地域は、昭和49年

(1974)12月岡山県によるふるさと村の指定、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを機に市内でも市民の町並み保存活動や歴史の普及啓発活動が活発な地域であり、この2地域を重点区域として設定することが適している。また、歴史的にもつながりの深い両地域が東西の核となって歴史的風致を維持向上していくことで、市町合併によって広大となった市域に対しても、効果的に歴史的風致の維持向上を波及させていくことが期待できる。

従って本計画では高梁地区と吹屋地区の2つの地域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を展開していく。

2 重点区域の位置及び区域

(1) 高梁地区 (78ha)

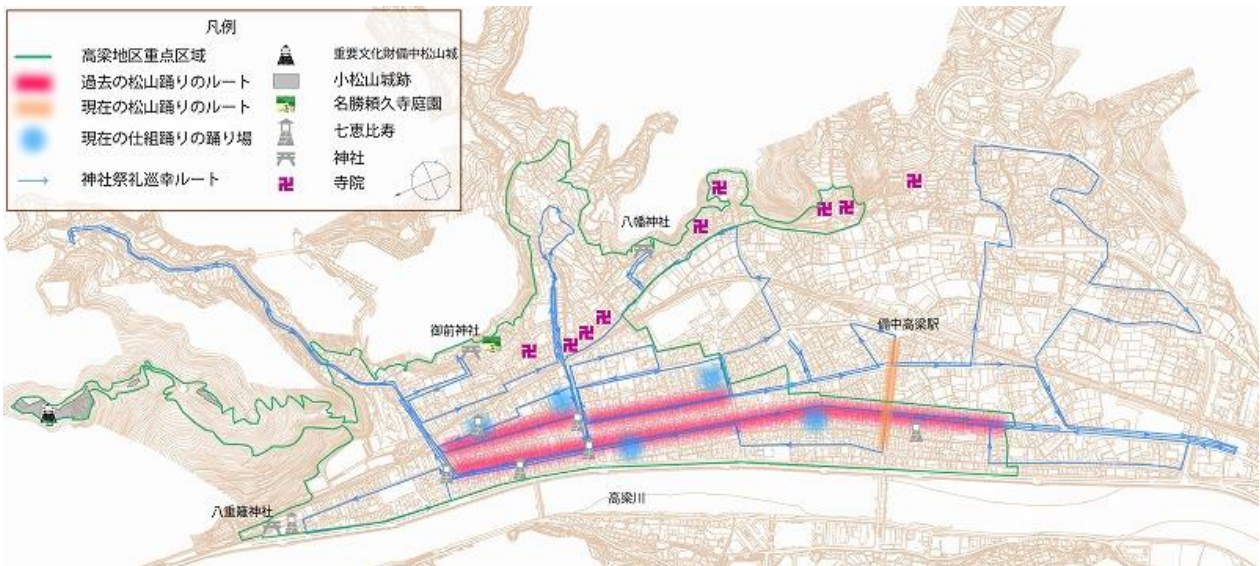
① 重点区域の位置

高梁地域は重要文化財備中松山城及び史跡備中松山城跡の城下町として発展し、現在も歴史的町並みや文化財などの歴史的建造物が多く残され、城下町の姿を色濃く残している。江戸時代の都市計画による町割りや町名、地割りがそのまま残され、それが現在も人々の生活の基盤となっている。

寺院群は山辺に防衛線を張るように石垣を築いて整備され、備中松山城の砦として、防衛ラインとしての役割も果たしており、城下町を構成する要素の一つでもある。名勝頼久寺庭園が位置する頼久寺町をはじめ、寺町、和田町と連なる寺院群は、城下町より歴史の古い寺院や各時代の城主の菩提寺が多数あるほか、多くの文化財もある。

城下町が発展してきた歴史の中で生まれた祭事も、現在まで脈々と受け継がれている。本町、新町、下町、鍛冶町、南町の5町の商家町を舞台としてきた地踊り、御根小屋跡や武家町の伊賀町を舞台としてきた仕組踊りで構成される松山踊りは、およそ360年の伝統を誇り今なお地域の人に親しまれている。また恵比寿講（七恵比寿）も5町を中心に行われるほか、御前神社や八幡神社の神輿など城下町を舞台に今も活動が続けられている。

このため、高梁地区の重点区域の位置は、城下町の範囲を基本とし、自然環境と調和した良好な景観を守るために背景として必要な範囲も考慮して設定する。



高梁地区歴史的風致位置図

② 重点区域の区域

高梁の城下町は、小堀氏、池田氏、水谷氏と城主が変遷する 1600 年からの約 80 年でほぼ完成しているため、水谷氏時代までに形成された城下町の範囲を重点区域の基本とする。水谷氏時代の城下町の範囲は、水谷氏の次の代の城主安藤氏の時代に作成された『松山家中屋敷併町』（個人蔵）における城下町と寺院群の範囲を根拠とする。

なお、江戸時代末期の板倉氏が取り立てた鍛冶屋町は幕末まで時代が隔たり、また規模も小さく歴史的な建造物等も特にないため含めない。

備中松山城については、御根小屋跡から登城道を経て小松山城跡までの範囲とする。

また、城下町の中心付近にある名勝頼久寺庭園では、周辺の山々を借景としているため、高梁市都市計画奥万田地区地区計画で建築物等の規制がかけられている。今後も自然と調和した景観を守っていくため、奥万田地区地区計画の区域も加える。

また、これまで岡山県景観計画で高梁景観モデル地区歴史的町並み景観形成ゾーンとして指定されていた区域も重点区域に加え、引き続き景観を守っていく。

具体的には以下の区域に拠って重点区域を定める。

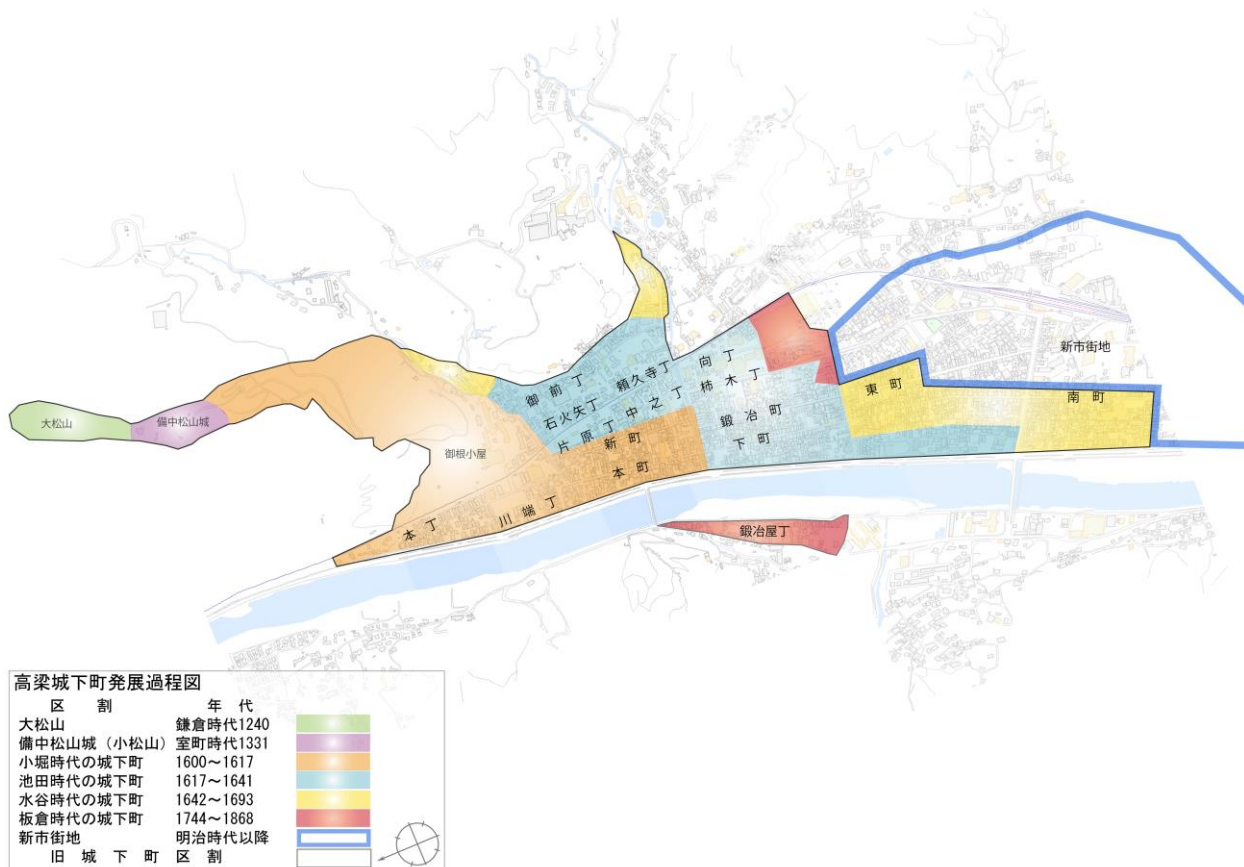
ア 水谷氏の時代までに形成された城下町の字（高梁城下町旧町割り区域）

川端町、内山下、本町、新町、片原町、中之町、石火矢町、御前町、頼久寺町、伊賀町、向町、大工町、柿木町、荒神町、甲賀町、八幡町、間之町、鍛冶町、下町、中間町、鉄砲町、弓之町、東町、南町、寺町、小高下町の一部

イ 御根小屋跡から下太鼓の丸跡、中太鼓櫓跡を經由して重要文化財備中松山城まで至る登城道と遊歩道で囲まれた区域及び小松山城跡の区域

ウ 高梁市都市計画奥万田地区地区計画の区域

エ 岡山県景観計画で高梁景観モデル地区歴史的町並み景観形成ゾーンの区域



城下町の発展過程と町割り

時代	当時の町名 (現在の町名)
小堀氏時代	<商家町>本町、新町
池田氏時代	<武家町>本丁 (内山下)、川端丁 (川端町)、小高下、御前丁 (御前町)、石火矢丁 (石火矢町)、片原丁 (片原町)、頼久寺丁 (頼久寺町)、中之丁 (中之町)、伊賀丁 (伊賀町)、寺町、向丁 (向町)、柿木丁 (柿木町)、大工丁 (大工町)、荒神丁 (荒神町)、甲賀丁 (甲賀町)、八幡丁 (八幡町)、中間町、鉄砲丁 (鉄砲町) <商家町>鍛冶町、下町
水谷氏時代	<武家町>荒神横町 (建町→荒神町)、新鉄砲丁 (新丁→弓之町) <商家町>南町、東町
板倉氏時代	<武家町>東間之町 (間之町)、中間之町 (間之町)、西間之町 (間之町)、同心丁 (間之町)、上ノ丁 (伊賀町) <商家町>鍛冶屋町 (落合町近似)

各町の取り立ての時代と現在の町名



城下町の範囲と現在の景観規制地区



高梁地区重点区域根拠図



高梁地区重点区域図

対象となる地区

川端町、内山下、本町、新町、片原町、中之町、石火矢町、御前町、頼久寺町、伊賀町、向町、大工町、柿木町、荒神町、甲賀町、八幡町、間之町（工場敷地を除く）、鍛冶町、下町、中間町、鉄砲町、弓之町、東町、南町、寺町、和田町の一部、上谷町の一部、奥万田町の一部、小高下町の一部、横町の一部

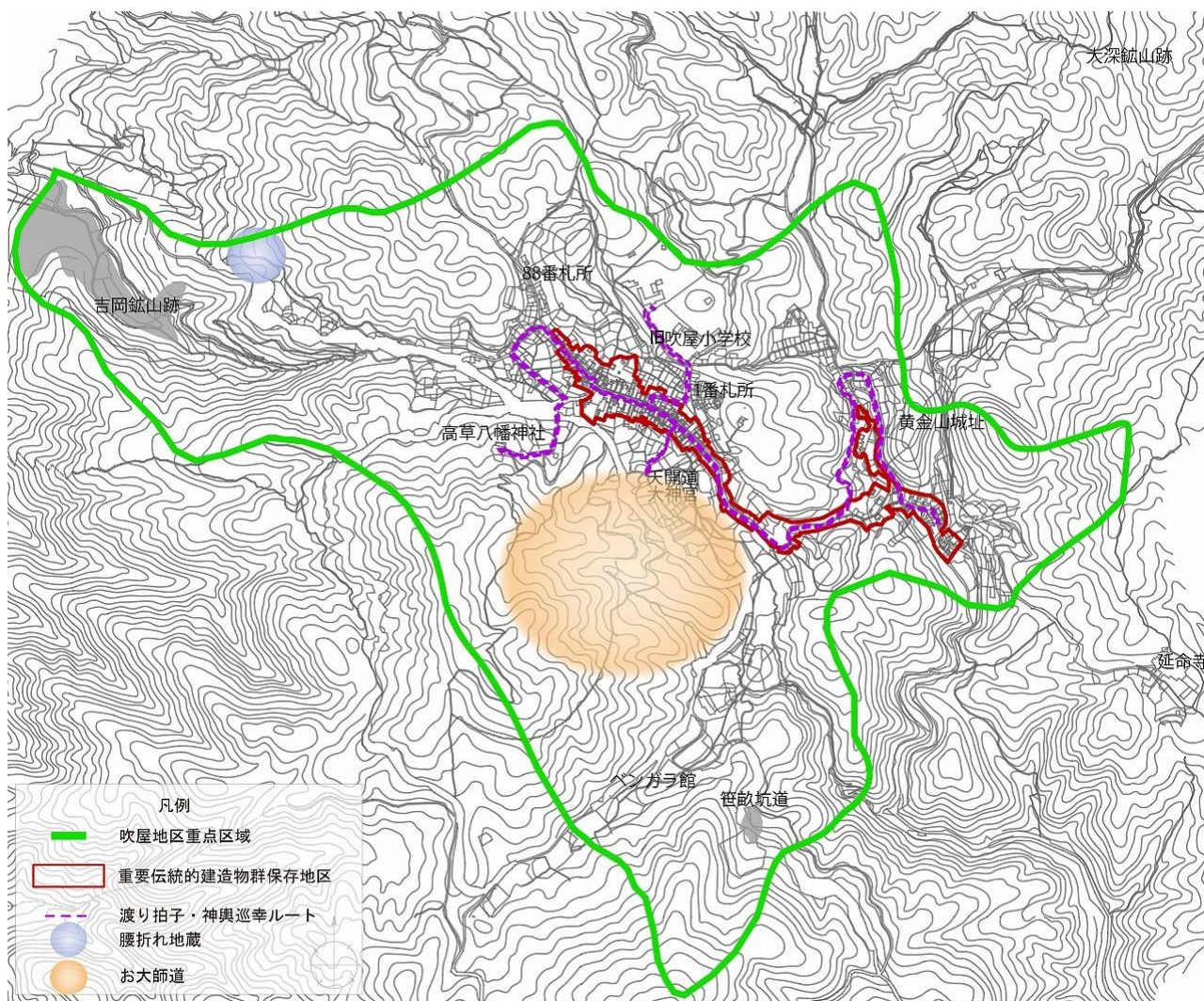
(2) 吹屋地区(210ha)

① 重点区域の位置

吹屋地域は高草八幡神社の祭礼など地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と古くからの銅山町並びにベンガラ豪商の商家などで形成される伝統的建造物群など歴史上価値の高い建造物が一体となって歴史的風致を形成している。

明治時代に銅山経営会社の本部が坂本へ移転し、一方では江戸時代後期から銅山の副産物であるベンガラ生産が盛んになったことによって、主に現在の町並みはベンガラによる経済活動の結果により形成されたものであるが、坑道跡、地元銅山師の屋敷跡、坑夫長屋跡、吉岡銅山跡、吹屋銅山発祥の地など銅山に関連した歴史的建造物は、現在の町並みの形成過程と深く関わっているものであり、伝統的建造物群等の現在の町並みと一体的に捉えることが自然である。

このため、吹屋地区の重点区域の位置は、重要伝統的建造物群保存地区である高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区とその周辺に一体的に連なる銅山関連の歴史的建造物を基本とし、自然環境と調和した良好な景観を守るために背景として必要な範囲も考慮して設定する。



吹屋地区歴史的風致位置図

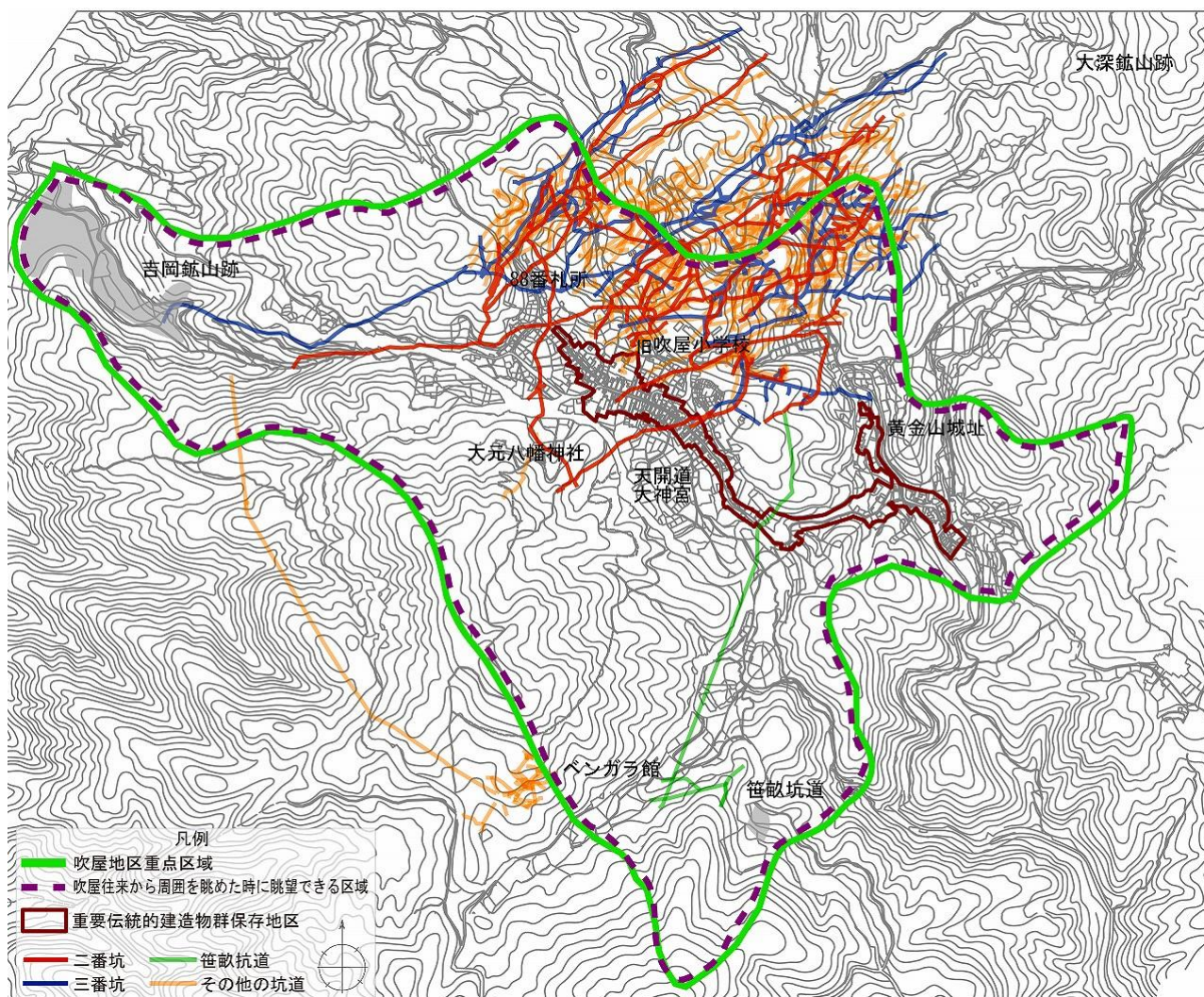
② 重点区域の区域

重点区域の区域としては、高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区を中心に、自然環境と調和した良好な景観を守るための背景として、伝統的建造物群保存地区から眺望できる範囲を重点区域に含めるものとする。

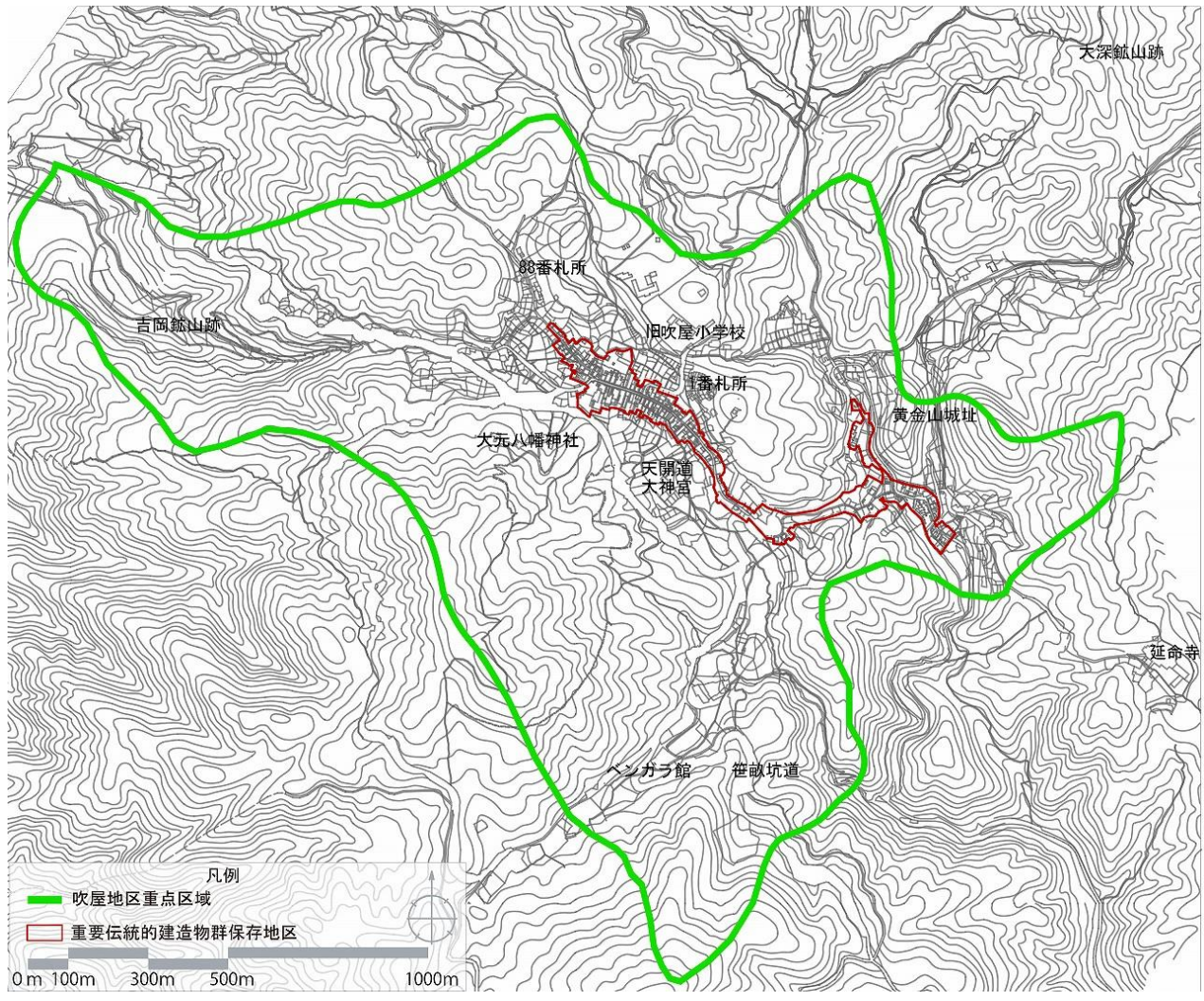
また、高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区と一体的に連なる銅山関連の歴史的建造物としては、吹屋銅山発祥の地とされる大深谷、明治時代以後開発された二番坑、三番坑、笹畝坑などが残っており、その地下には旧坑道が網の目のように広がっているが、その中でも吉岡銅山跡及び笹畝坑道口は、最後の銅山として閉山後もその姿を最もよく留めている建造物であるため重点区域に含めるものとする。

具体的には以下の区域に拠って重点区域を定める。

- ア 高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区（千枚、中町、下町、下谷の一部）
- イ アの地区内を横断する吹屋往来から周囲を眺めたときに眺望できる区域
- ウ 吉岡銅山跡地及び笹畝坑道口跡の敷地



吹屋地区重点区域根拠図



吹屋地区重点区域图

第4章

良好な景観形成に関する施策との連携

1 高梁地区

(1) 都市計画の活用

① 区域区分及び用途地域

高梁地区は全域が非線引都市計画区域に指定されており、その大部分に用途地域を定めている。

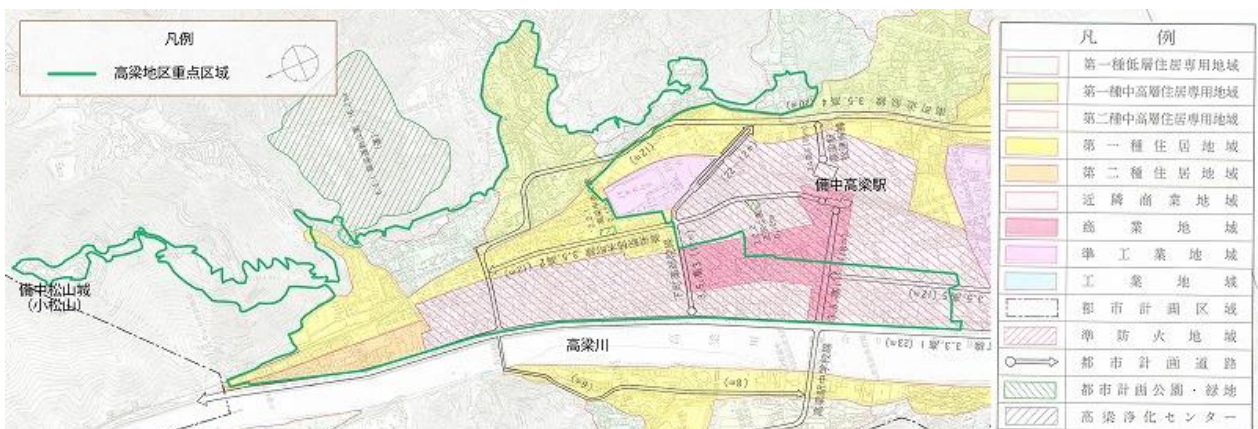
このうち、武家町の面影を残す石火矢町、柔らかな山並みを背景に寺社の点在する山裾の一体は第1種低層住居専用地域として10mの絶対高さ制限を定めており、住環境を保全しつつ、歴史的町並みが多く残るよう措置が図られている。

今後は、城下町の特性に応じた景観の保全等の観点から、必要に応じて高度地区等による建築物の高さ制限の導入についても検討することとする。

② 都市計画道路

高梁地区は本町地区を中心とする旧松山往来沿いや奥万田地区地区計画にかかる都市計画道路が計画されている。

今後は、長期間整備されておらず、必要性が低下したと判断される道路について、歴史的景観に配慮しながら廃止を含めた見直しを進める。

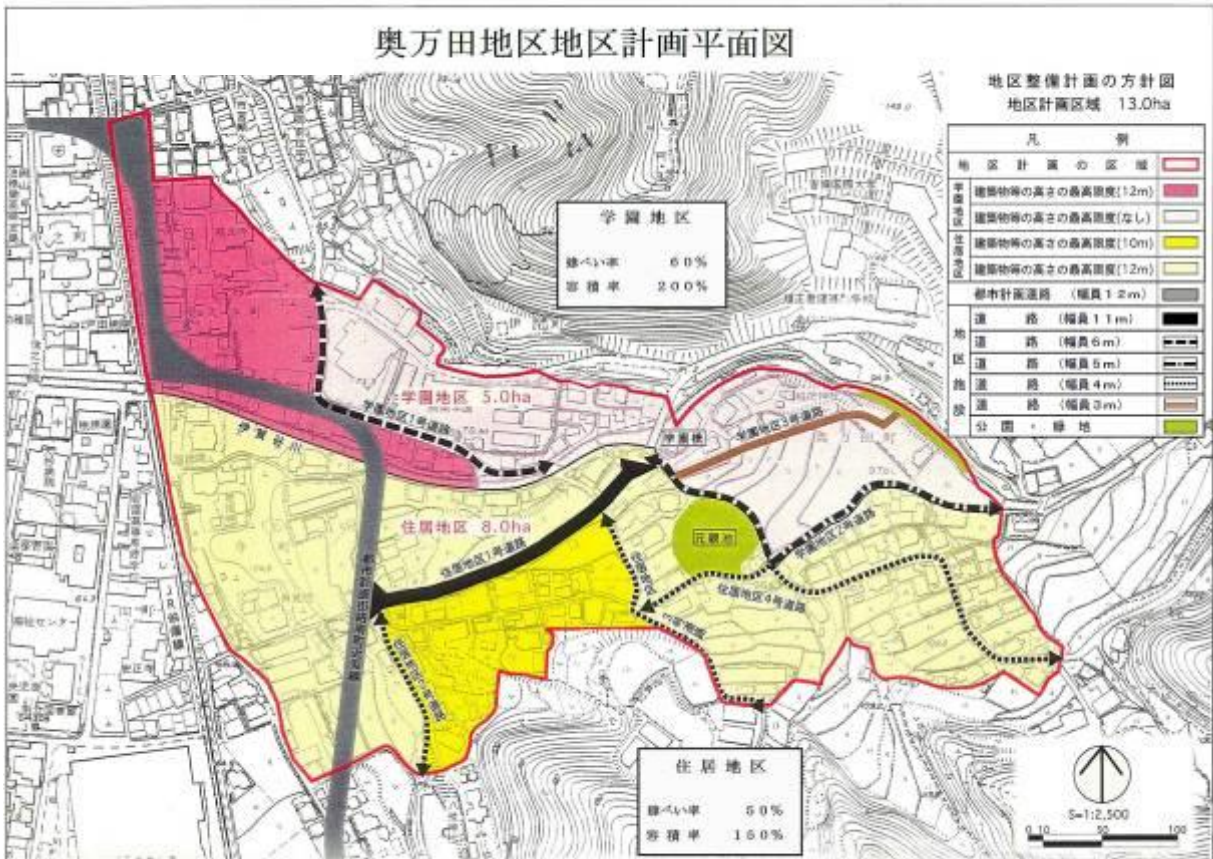


都市計画平面図及び都市計画道路概要（高梁地区）

③ 地区計画

高梁地区は名勝頼久寺庭園からの借景に配慮した都市計画法に基づく奥万田地区地区計画が定められており、建築物の形態意匠、壁面の位置の制限や、10m、12mの絶対高さ制限を指定し、頼久寺庭園からの借景を保存しながら良好な集合住宅や生活利便施設の立地を誘導している。

今後も、歴史的背景や背後地の豊かな自然環境並びに周辺住宅地と調和のとれた土地利用を図る。



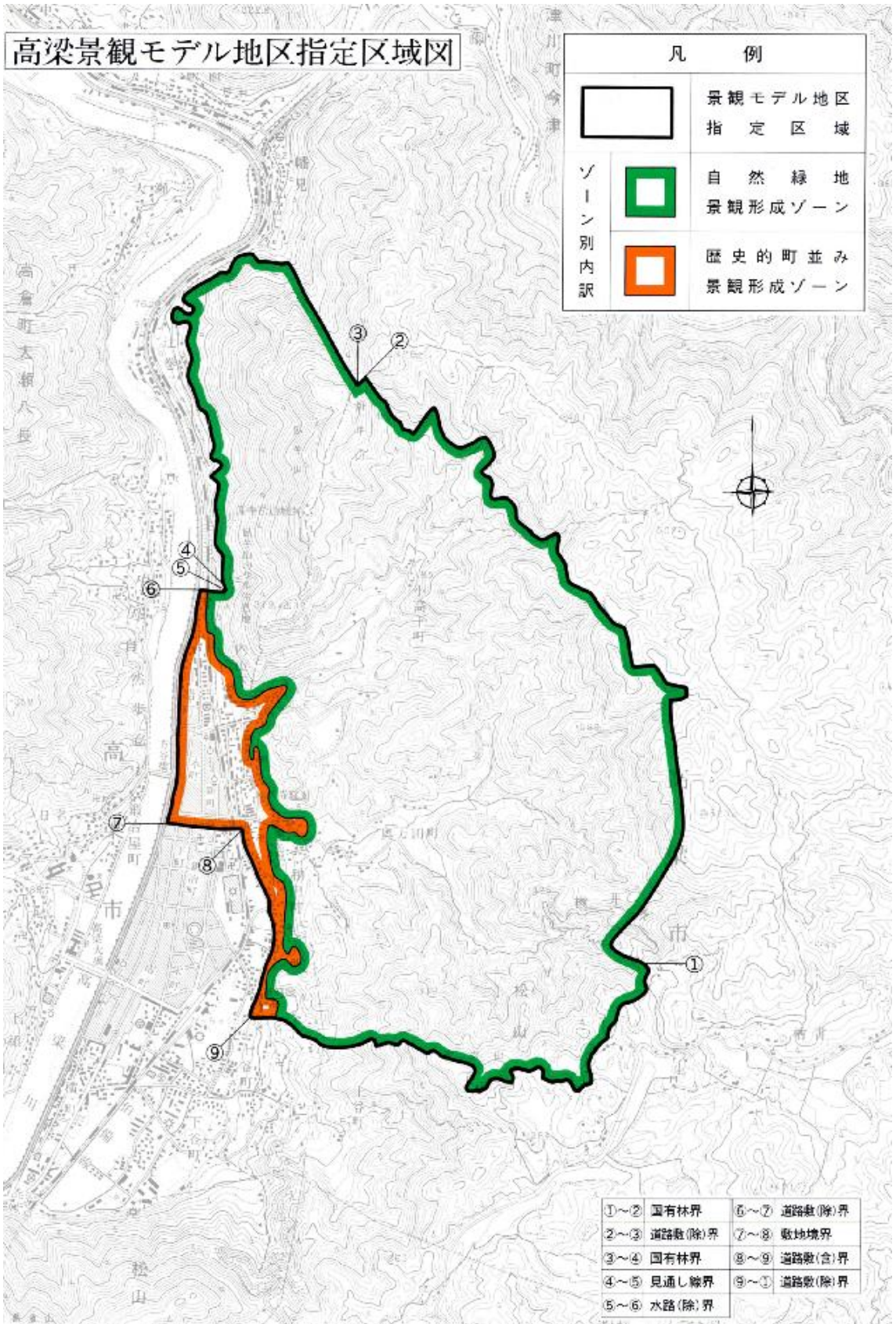
奥万田地区地区計画平面図

(2) 景観計画の活用

高梁地区は全域が岡山県の景観計画区域に指定されており、大部分が高梁景観モデル地区に指定されている。

高梁景観モデル地区は、重要文化財備中松山城が建つ臥牛山などの山並みに囲まれ、高梁川沿いに市街地が形成され、城下町の町並みと自然緑地が調和した景観を有しており、周辺景観と調和したまとまりのある形態意匠、自然素材の使用、敷地の植栽等の景観形成基準を定めている。

今後は景観法に基づく景観行政団体となり、岡山県の景観形成基準を基に市独自の景観計画を策定し、市全域を景観計画区域とするとともに、高梁地区を景観計画重点区域とするよう検討し、景観形成基準を定め、城下町の特성에応じた景観の保全を図る。



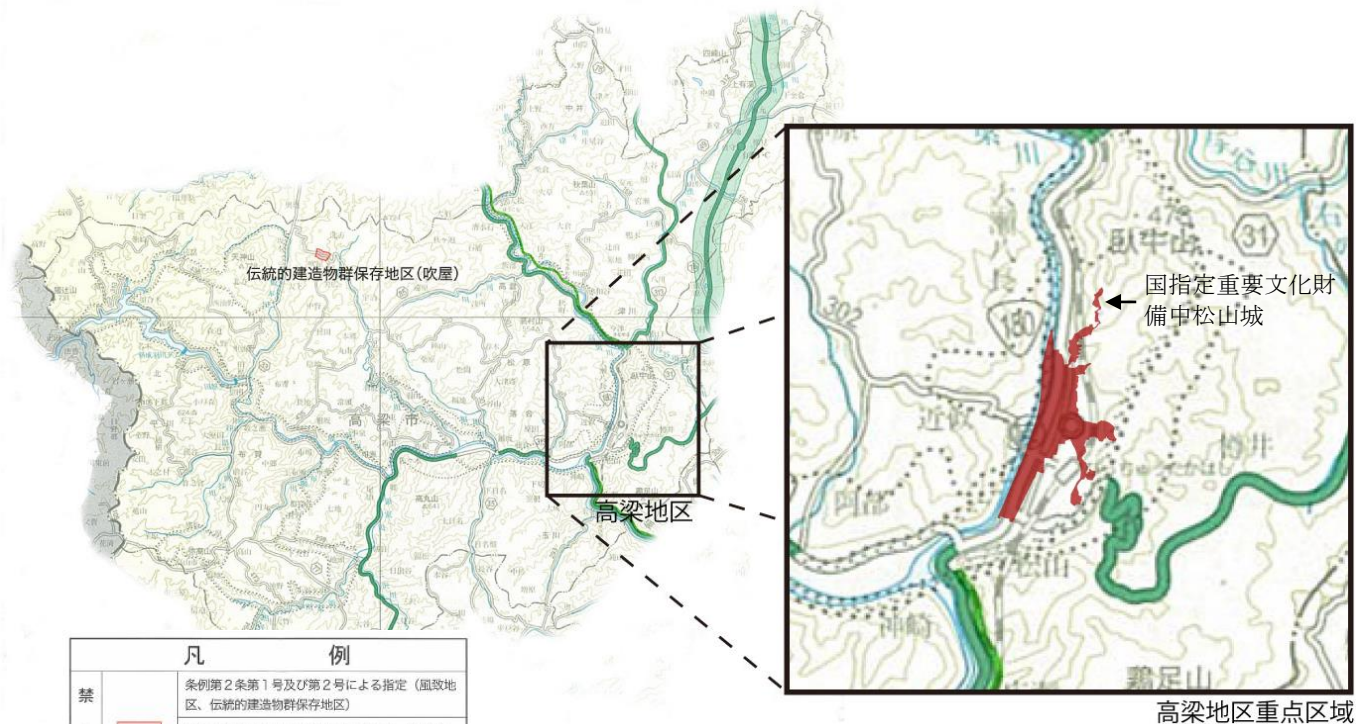
景観モデル地区指定区域図

(3) 屋外広告物に関する規制

高梁市は屋外広告物に係る届出許可、簡易除却事務について、平成 19 年度に岡山県から権限移譲されている。

岡山県屋外広告物条例に基づき、禁止地域、第 1～3 種の許可地域が指定されており、地域の特色に応じて、広告物の面積、色彩、表示方法等の規制を行っている。高梁地区のうち、重要文化財備中松山城が、原則として広告物が設置できない禁止地域に、石火矢町周辺、寺社の点在する山裾一体が許可基準の厳しい第 1 種許可地域に指定され、良好な景観の形成、風致の維持が図られている。

今後策定する市の景観計画と連携しながら、周囲の景観と調和した広告物が設置されるように図り、景観計画重点区域を踏まえた屋外広告物の禁止地域、許可地域の見直しについて県と調整を図る。



屋外広告物規制図

凡 例	
禁 止 地 域	条例第 2 条第 1 号及び第 2 号による指定 (風致地区、伝統的建造物群保存地区)
	条例第 2 条第 8 号による指定 (瀬原湖、旭川湖、神庭の滝、井倉洞及びその周辺)
	条例第 2 条第 9 号による指定 (津山駅前)
第 2 種 許 可 地 域	条例第 2 条第 4 号及び第 5 号による指定 (道路の区間及び道路に接続する両側 100メートル以内の区域)
	道路に接続する両側 100メートル以内の区域
	鉄道に接続する両側 100メートル以内の区域
	道路に接続する両側 500メートル以内の区域
第 3 種 許 可 地 域	第 1 種許可地域及び第 2 種許可地域を除く許可地域
	道路・鉄道に接続する両側 500(1,000)メートル以内の区域
(注) 表示を省略しているもの	
禁 止 地 域: 条例第 2 条第 2 号、第 3 号の 2、第 3 号の 3、第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号及び第 12 号による区間又は地域	
第 1 種 許 可 地 域: 条例第 4 条第 1 号に規定する市町村及び吉備中央町の第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域	
	高梁地区重点区域

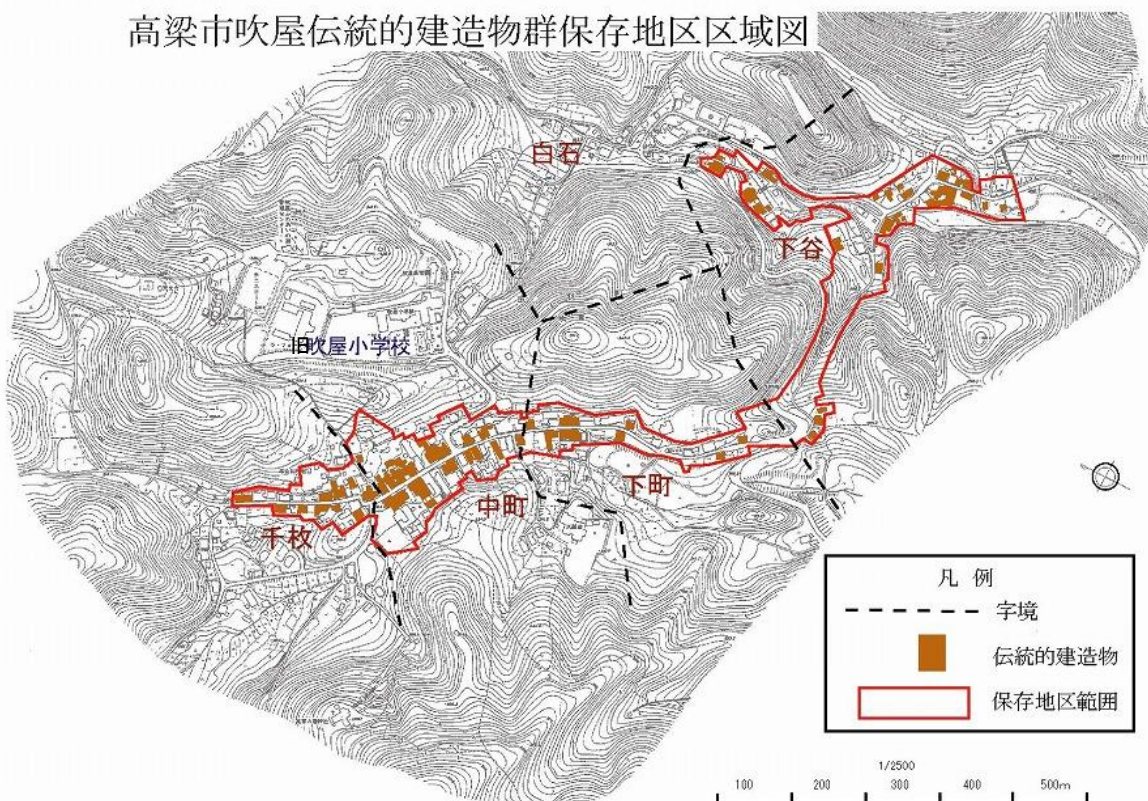
2 吹屋地区

(1) 伝統的建造物群保存地区の活用

高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区は昭和 52 年 5 月に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている。

本地区では文化財保護法と同法に基づいた高梁市伝統的建造物群保存地区保存条例により、価値ある環境を良好な状態で保存していくための保存計画を定めるとともに、保存地区内において、建築物の新築、増改築、除却等や、建築物の修繕や色彩の変更など外観の変更することとなるもの、宅地の造成などの現状変更行為に対して規制を行っている。

高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区区域図



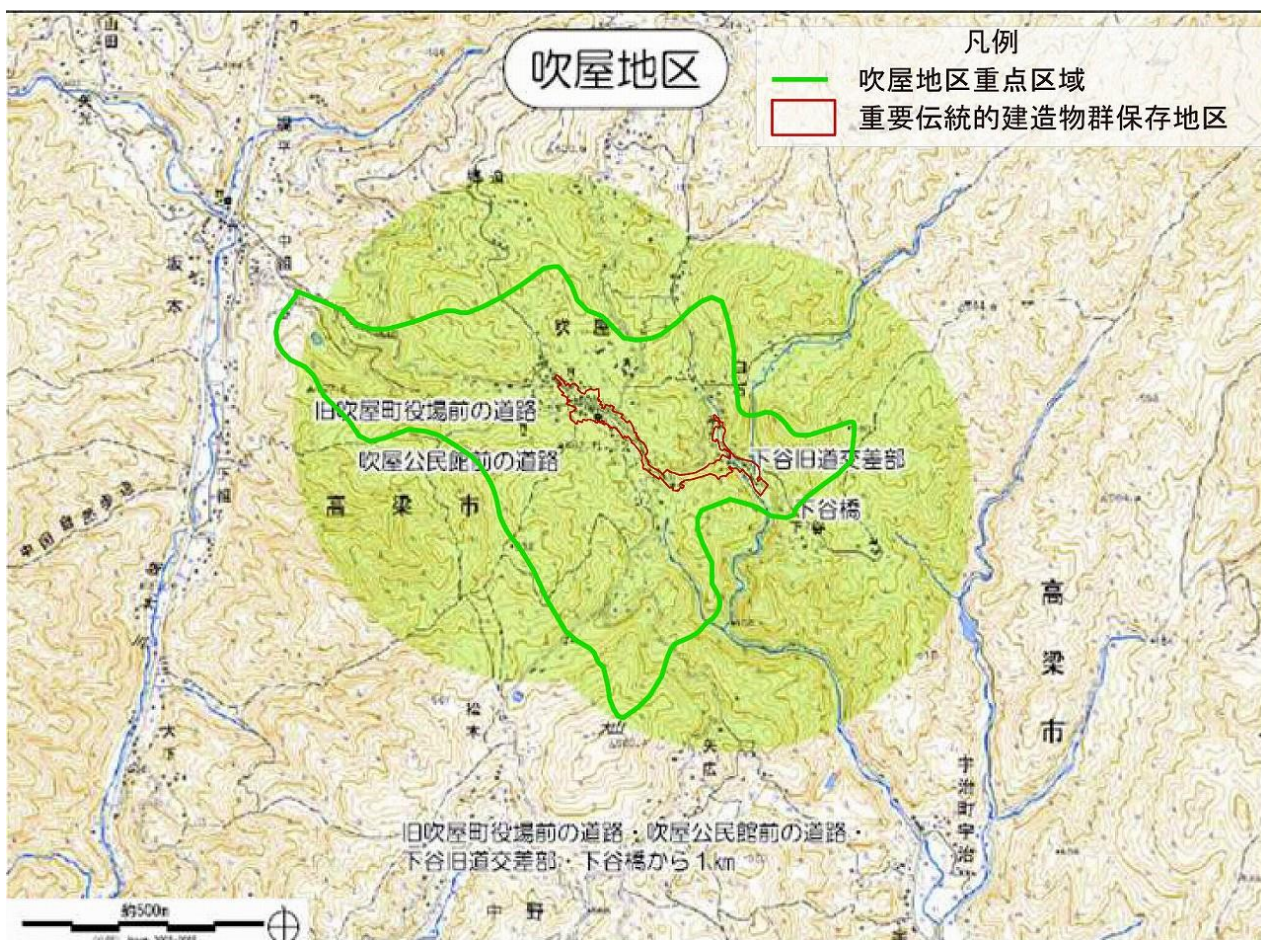
高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区区域図

(2) 景観計画の活用

吹屋地区は全域が岡山県の景観計画区域に指定されており、このうち高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区周囲の山稜及び田園部が背景保全地区に指定されている。

背景保全地区は農地や里山の自然に囲まれ、銅山とベンガラ工場、町家、農地、自然緑地とが一体となった優れた景観を有しており、吹屋公民館前や下谷旧道交差部等の主要眺望地点からの見え方を軽減する高さや配置、まとまりのある形態意匠、周辺の自然や空に溶け込む色彩等の景観形成基準を定めている。

今後策定する市独自の景観計画では、吹屋地区を景観計画重点区域とするよう検討し、美しい眺望に配慮した景観形成基準を定め、周囲の山並みや田園部での大規模建築等の影響を極力軽減するよう図る。

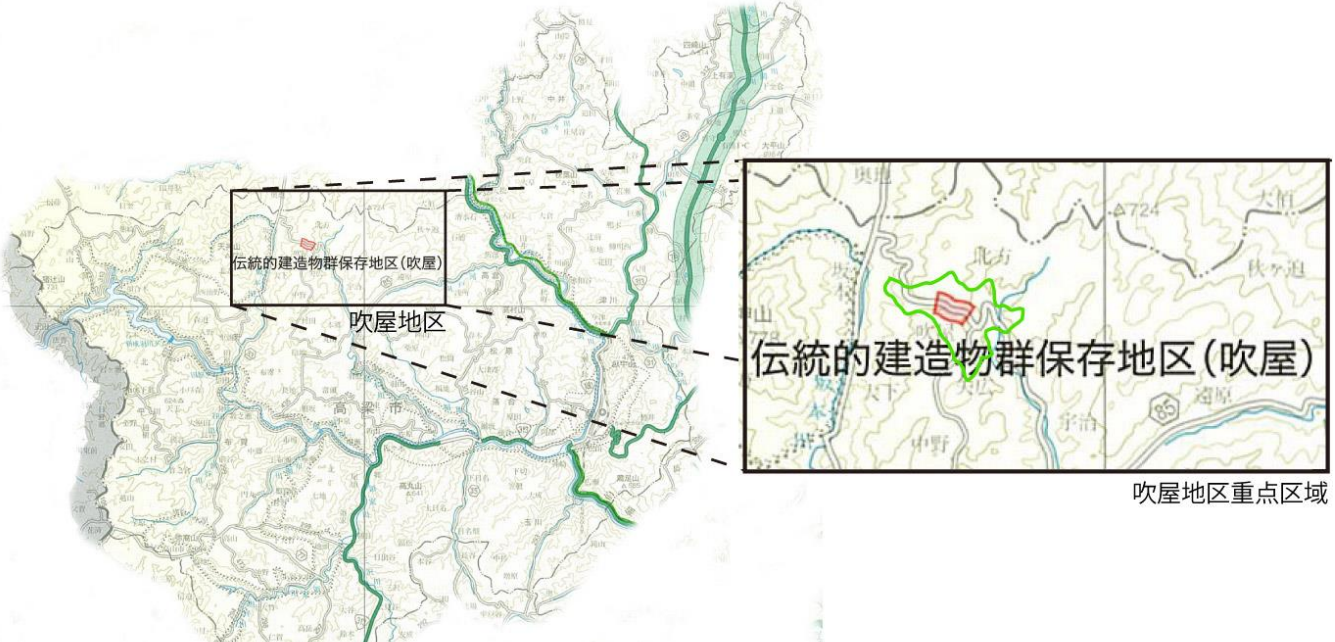


背景保全地区指定区域図

(3) 屋外広告物に関する規制

吹屋地区のうち高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区が、原則として広告物が設置できない禁止地域に指定され、良好な景観の形成、風致の維持が図られている。

今後策定する市の景観計画と連携しながら、周囲の山並みや田園部に吹屋の町並みからの眺望に影響する広告物が設置されないよう図り、景観計画重点区域を踏まえた屋外広告物の禁止地域、許可地域の見直しについて県と調整を図る。



凡 例		
禁 止 地 域		条例第2条第1号及び第2号による指定（風致地区、伝統的建造物群保存地区）
		条例第2条第8号による指定（瀧原湖、旭川湖、神庭の滝、井倉洞及びその周辺）
		条例第2条第9号による指定（津山駅前）
第2種許可地域		道路に接続する両側100メートル以内の区域
		鉄道に接続する両側100メートル以内の区域
		道路に接続する両側500メートル以内の区域
		鉄道に接続する両側500メートル以内の区域
第3種許可地域		第1種許可地域及び第2種許可地域を除く許可地域
		道路・鉄道に接続する両側500(1,000)メートル以内の区域
(注) 表示を省略しているもの		
禁 止 地 域：条例第2条第2号、第3号の2、第3号の3、第4号、第6号、第7号、第10号、第11号及び第12号による区域又は地域		
第1種許可地域：条例第4条第1号に規定する市町村及び吉備中央町の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域		
	吹屋地区重点区域	

屋外広告物規制図

第5章

文化財の保存又は活用に関する事項

1 高梁市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の状況と今後の方針

高梁市には国・県・市指定等文化財、国登録文化財が合わせて 204 件ある。文化財は高梁市の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた。これらは貴重な遺産として、今後とも、適切に保護保存し、後世に引き継いでいかなければならない。また、文化財を活用することによって、高梁の歴史、伝統、文化などを理解することができるとともに、市民の文化の向上と発展にもつながる。

高梁市では、平成 16 年 10 月に 1 市 4 町が合併したが、合併以前に各市町が指定文化財としていたものを、平成 20 年に高梁市文化財保護条例に基づいて 155 件を市指定文化財として再編した。今後さらに、国・県の指定文化財とともに、傷みが激しいものなど緊急性を要するものから継続的な調査を実施し、その保護を図っていく。

また、未指定の文化財は、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努め、その結果、得られた知見に基づき学術的な価値等が定まれば、市の文化財として指定する方針を立てる。

これら文化財を保存整備し、活用するためには、市全体の総合的な文化財の方針を定めることが急務であり、「歴史文化基本構想」など文化財の保存・活用に関する基本構想を策定する必要がある。さらに文化財の保存・活用を推進するため、文化財の保存・活用に向けての啓発及び P R、保存組織の育成支援など、ソフト面も含めて推進していく。

また、文化財の活用については、市の所有するものについては原則公開を基本としているが、収蔵庫に収納されたままのものなど、公開されていないものもあるので、企画展や特別展を通して、できるだけ公開していくよう進めていく。

建造物等の文化財は、公開できるものはしているが、今後整備を進めていくものについても、外部のみならず、できるだけ内部も含めて公開していくようにする。

民間が所有する文化財等についても、各種支援事業に取り組み、保存修理を進めるとともに、積極的な公開が図れるよう所有者と協議を進めていく。また、市民やまちづくり団体等、各種団体と連携し、内部公開が図れる催しを実施する。

文化財を積極的に公開していくとともに、各種講座や講演会、市広報紙、ホームページなどを通じて、文化財の周知と文化財保護の啓発を図っていく。

無形の民俗文化財については、各保存会とも継承のための人材育成を行っているが、社会の急激な変化に伴って、後継者不足が生じている。このことから、伝承活

動のすそ野を広めるためにも、環境の整備を図る必要がある。衣装や用具の整備・修理等の支援を継続しながら、発表の場を設けるなどし、郷土を愛する心を育み、後継者の確保へとつなげていくことを目指す。

(2) 文化財の修理（整備を含む）に関する方針

文化財の修理や整備にあたっては、文化財保護法、岡山県文化財保護条例、高梁市文化財保護条例等の関係法令に基づき、手続きを適宜適切に行うとともに、必要に応じ、歴史的真正性を確保するため、市文化財保護審議会委員など専門家の指導、助言を仰ぎ、文化庁、県とも連携を図りながら適切に対応していくものとする。

修理にあたっては、史実に基づいて、その価値を維持していくため、現状維持を基本とした修理を行い、整備についても周辺地域との関連性や整備後の活用を十分に考慮した上で行うこととする。

また、市教育委員会による文化財現状調査の定期的な実施については、文化財所有者等の意向も確認しながら計画的に実施し、修理に関する技術的指導及び必要な手続きについて指導する。



備中松山城跡（国史跡）
平成 21 年度保存整備を実施した石段

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の持つ価値を広く公開することは、文化財の保存・活用を図る上で重要なことである。高梁市には、市の歴史・美術に関連した資料を収集、保管して一般公開する高梁市歴史美術館と、民俗資料の展示を行う郷土資料館がある。また、銅とベンガラで繁栄した資料等を展示する「旧片山家住宅」「笹畝坑道」がある。

高梁市歴史美術館の美術展示室では収蔵品の常設展示のほか、特別展、企画展を行い、常設の歴史展示室では、備中松山城を軸に高梁の歴史を構成した展示を行っている。今後さらに文化財を活用した特別展、企画展等を開催していくこととする。

郷土資料館として「高梁市郷土資料館」「成羽歴史史料館」「成羽民俗資料館」「川上郷土資料館」「備中郷土館」など、旧市町単位での展示施設があるが、今後これらの施設や収蔵品の適正かつ効率的な管理体制を整備するため、施設の統廃合等を含めて再点検していく。



高梁市郷土資料館（市重文）

「旧片山家住宅」や「笹畝坑道」を公開施設の中心にして、伝統的建造物の町並みとともに紹介するとともに、銅・ベンガラの製造過程や運搬ルートのご案内板等を

整備していく。

また、今後は、出土遺物や伝統文化、近代における人物を顕彰する施設整備等を検討するとともに、本市の歴史を語り継ぐための情報拠点として、市の歴史・民俗資料の保存活用の機能を有する施設を計画的に拡充していく。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

多くの建造物等の文化財が町並みとともに歴史的な景観を形成しているが、空き地や空き家、建物の近代化など、歴史的な景観の維持にも課題が出てきている。文化財の修復とともに、周辺の道路の美装化や無電柱化、歴史的町並みの修景など文化財の周辺環境の整備に努め、歴史的な景観の維持を図っていく。

あわせて歴史的風致を形成している建造物をつなぐ周遊ルート上の案内・説明看板を統一的でわかりやすいものに整備し、案内マップを作成し回遊性を高めていく。

また、都市計画法及び建築基準法に基づく高梁市都市計画の用途地域と岡山県景観条例に基づく景観モデル地区及び背景保全地区による景観形成、市独自の景観計画制定による周辺環境の保存に努める。さらに文化財と歴史的町並みが調和したまちづくりを推進するために、県と協議しながら、教育委員会社会教育課と都市整備課、秘書広報課、市民課、建設課が情報を共有し、開発行為や現状変更行為について、常に連携が取れる体制を構築していく。

特に、旧城下町など良好な景観を維持している地域は、地域住民の合意によりモデル区域を指定し、一定の範囲で景観に配慮した取り組みを行っている。これは、地域住民の周辺環境の保全への意識啓発にもつながっている。

(5) 文化財の防災に関する方針

高梁市では、平成 17 年に『高梁市地域防災計画』を策定し、「文教災害対策」の一つとして、「文化財の保護のため、住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備を図る」方針を定めている。

文化財指定建造物のほとんどが木造であるため、火災に対して脆弱である。そのため、消防署と連携し、防火施設や消火設備に対し、助成を行うなど適正な管理を促すとともに、所有者などに対し、定期的な消火訓練などを促し防災体制の強化に努める。

また、防犯対策として、施設公開中は管理者が適宜巡回するとともに公開時間以外は機械警備で対応するなどし、地域住民と行政、警察が連携して行うこととする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及啓発に関する方針

まちづくり団体、文化協会、保存会など各種団体と連携して、各種講座、講演会、発掘調査現地説明会等の開催を通じ、文化財の周知に努め、文化財保護の啓発・普及を図る。

また、市民が文化財に親しみ、関心が持てるよう説明板の整備や文化財の現地説明会等に取り組むとともに、市広報誌やホームページにも文化財にかかわる掲載をしていくこととする。



(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

高梁市内には、468カ所の周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。

埋蔵文化財保護の関係機関との調整では、教育委員会社会教育課、都市整備課、建設課、農林課、農業委員会と連携を図り開発行為等の情報を共有している。開発等にあたっては、事業者と事前に協議を行うように指導し、できる限り包蔵地を回避、または保存するよう働きかけていく。



備中松山城跡下太鼓の丸跡発掘調査

また、包蔵地での開発等については、文化庁や県、関係団体と協議し開発事業者に対して適切な手続きと、現地での注意事項を徹底させ、現地確認などを行い、文化財保護法に基づき、適正な指導を行う。さらに、包蔵地以外の場所にあっても、新たに発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解・協力を求め、現状保存や記録保存について協議する。

(8) 文化財の保存・活用に係る高梁市教育委員会の体制と今後の方針

- ① 教育委員会社会教育課で、市域全体の文化財に関する業務を行っている。また、広大な市域に分布する多数の文化財に対応するため、各地域局と文化財関係業務の連携を行っている。
- ② 高梁市文化財保護条例第10条の規定により、教育委員会の諮問機関として高梁市文化財保護審議会を設置している。審議会は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査、研究、審議し、並びにこれらの事項に関し、必要と認めることを教育委員会に建議する。

高梁市文化財保護審議会は委員数15人以内で、学識経験者等で構成している。

専門分野	人数	専門分野	人数
郷土史	4人	美術・工芸	2人
名勝	1人	建造物	1人
民俗芸能	1人	文化財一般	2人
計			11人

(令和2年2月現在)

- ③ 高梁市伝統的建造物群保存地区保存条例第13条の規定により、市長及び高梁市教育委員会の諮問機関として高梁市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置している。審議会は保存地区の保存等に関する重要事項について、調査、審議し市長及び教育委員会に建議する。

高梁市伝統的建造物群保存地区保存審議会は委員数12人以内で、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等で構成している。

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

高梁市において、合併前の市町ごとに「まちづくり協議会」が組織され地域の中核を担っており、これらの下部組織やNPO法人、文化協会、保存会など各種団体が文化財の保存・活用も取り組んでいる。

今後においても、各種団体の様々な活動をさらに活発にするため、情報提供を行うとともに人材育成を図って、行政と市民との協働による文化財の保存・活用につながるような体制の整備を図る。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

高梁地区重点区域には、国指定文化財が4件、県指定文化財が4件、市指定文化財が6件ある。傷みが激しいものなど緊急性を要するものから継続的な調査を実施し、その保護を図っていく。

備中松山城跡については、教育委員会が平成3年度に「史跡 備中松山城跡保存管理計画」を策定した。策定にあたっては、平成元年に備中松山城施設整備等調査検討委員会、平成2年には史跡備中松山城跡等整備委員会を設置するなど、遺跡の適切な保存・管理のあり方について検討を行うとともに、平成3年には史跡備中松山城跡保存管理計画策定委員会で協議を重ねた。さらに、平成4年度には「史跡備中松山城跡環境整備基本計画」を策定し、城郭の環境整備、文化財の保護・保存と活用を図っている。

こうした計画に基づき平成9年には、本丸南御門をはじめ、東御門、腕木御門、路地門、五の平櫓、六の平櫓、土堀などを復原し、さらに、平成15年には傷みが進んだ天守の保存修理も行っている。

今後は、石垣総合調査（平成 14 年）によって修理の必要があると判断された石垣の整備を随時行うとともに、中世の城郭遺構である「天神の丸跡」等の発掘調査及び整備を実施することとしている。

名勝頼久寺庭園では、平成 13 年ごろサツキの大刈込みの一部が枯死するなど植栽の寿命の問題が生じたため、平成 15 年に名勝頼久寺庭園保存整備委員会を組織し平成 18 年までの 3 年間で名勝頼久寺庭園保存修理事業を実施した。また、この事業の一環として、平成 18 年 3 月に文化財庭園の公開活用に向けた整備を考慮し、保存管理・整備指針に関する「名勝頼久寺庭園保存整備等指針」を策定した。現在は、この指針に基づき良好な状態に維持されており、平成 21 年 7 月には、本堂や書院などを含んだ頼久寺全体が名勝に追加指定された。訪問者に対して、随時公開され、庭園を眺めながら茶会やガーデンコンサートなどが時折開かれるなど、風情ある景観を活用した取り組みが行われている。

高梁地区で毎年お盆に行われている松山踊りは、平成 25～26 年度に学術的な調査を実施し、「松山踊り保存調査報告書」を刊行した。その成果を基に、平成 29 年に市指定重要無形民俗文化財に指定され、平成 30 年には県指定重要無形民俗文化財に指定された。松山踊りは、およそ 370 年の歴史と伝統があり、民俗芸能として維持していくための支援を行っていくこととする。

備中神楽は、重点地区に限らず市内全域で行われており、10 月から 11 月末の秋祭りの奉納神楽や荒神社の式年大神楽に限らず、家の普請、結婚式などの祝い事等でも舞われている。市内に約 60 組の備中神楽社がある。また、文化財として次世代へ継承するための活動も行われている。その一つが「國橋まつり大神楽大会」。平成 13 年 5 月



國橋まつり大神楽大会

3 日に「備中神楽発祥 200 年記念大神楽大会」の開催を機に、毎年 4 月の最終日曜日に行っており、平成 22 年度で 10 回目を数える。備中神楽の真髓を正確に伝承するために県下の神楽師（高梁市、総社市、井原市等）を招き、舞を披露している。毎回大勢の来場者があり、地域の活性化が図れている。この催しは、子どもたちにとっても本物が鑑賞できる数少ない機会であり、あこがれの舞台となっている。

渡り拍子も、重点地区に限らず高梁川以西の市内神社の秋祭りの神事、御神幸の供奉楽として行われている。市内 24 箇所の子神社の秋祭りで行われ、市内に 25 団体ある保存会などが各地区で保存伝承に努めている。その内、松原町大津寄と成羽町布寄、備中町地域の渡り拍子が市無形民俗文化財として指定されている。近年、渡り拍子の規模を縮小する地区も増えてきており、保存会の活動が厳しい実情を受けて、平成 21 年度から備中神楽とともに活動費の補助や保存伝承活動用設備の整備に係る補助を始めた。

備中神楽と渡り拍子については、保存伝承のための保存会や子ども育成会等が地

域にあるが、会員不足などで活動費が不足するなど活動自体が厳しい状態となっている。教育委員会では、こうした団体の活動PRや団体の基盤を強化し、今後も引き続き保存伝承、後継者の育成ができるように支援していくこととする。

吹屋地区重点区域には、建造物の国指定文化財が1件と重要伝統的建造物群保存地区、県指定文化財1件、市指定文化財が2件ある。

旧片山家住宅は平成15・16年度に主屋の保存修理を行い、これを機に、平成17年8月から主屋の一般公開を開始している。平成18年9月には、重要伝統的建造物群保存地区の中核施設として、今後もこの住宅の保存を図るとともに、積極的活用を図るために「旧片山家住宅保存活用計画」を策定した。これに基づき平成21年度までに旧片山家住宅附属建物の保存修理と防災施設整備を行った。平成21年度に、ベンガラ製造過程や道具などの展示施設を整備し、平成22年4月から全面公開を開始している。

また、高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区は、地区内の建造物については、所有者・管理者による管理が行われている。伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建造物の修景に対しては、国・県の支援を得て保存修理修景事業補助金の交付とともに、必要な技術的支援を行っている。平成21年度末で保存修理した家屋は120件になる。未指定の文化財は、計画的に調査を進め、その結果、学術的な価値等が定まれば、市の文化財として指定して保護を図る。

この2区域は、観光地としても有名であり、備中松山城や頼久寺庭園、旧片山家住宅、重要伝統的建造物群保存地区など多くの歴史的建造物が公開されている。多くの観光客が訪れるとともに、地域の小・中学生の学習の場ともなるなど文化財を身近に感じることでできる区域である。

こうした文化財の積極的な活用を推進するため、各文化財や区域相互の連携を強める必要がある。そのため、文化財をつなぐルート整備や拠点施設整備、未公開となっている文化財を可能な限り公開できるように推進することとする。

なお、未指定の文化財については、計画的に調査を進め、その結果、学術的な価値等が定まれば、市の文化財として指定して保護を図る。

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

重点区域内においては、文化財の保存と活用を通じた地域活性化を図るため、国指定文化財の修理等について文化財保護法、県指定文化財は県文化財保護条例に基づいた手続きを行うとともに、国や県、有識者、専門家の適切な指導を受け進める。市指定文化財の修理等については、継続的に状況を把握し、市文化財保護条例に基づく手続き及び適切な指導を行う。文化財の保存・活用を行う際に、修理や整備といった現状変更等を伴う場合は、文化庁等関係機関と連携の上、文化財の調査・研究による歴史的な真正性を確保した適正な修理・整備を実施していく。

また、県・市指定文化財のうち、歴史的風致維持形成建造物に指定したものについては、必要に応じ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第10

条第3項の定めによる文化庁への管理または修理に関する協力を求める。

●備中松山城跡（史跡）

平成2年度に史跡備中松山城跡等整備委員会を設置して、櫓、土塀の復原・修復、石垣の修復、その他史跡の整備を計画的に実施している。今後も、年次的に保存整備し、活用していくこととしている。

平成22年度は、平成21年度からの工事に引き続き、小松山城跡の石段補修を実施する。また、天神の丸跡について、平成21年度に発掘調査を行ったが、平成22～23年度にかけて、法面保護や遺構表示等の整備工事を実施する。大松山城跡については、遊歩道の整備を実施する。

平成24年度以降については、史跡備中松山城等整備委員会でも中・長期的な整備計画を立てて、これに基づき実施していくこととしている。

●高梁市郷土資料館（旧高梁尋常高等小学校本館（高梁市指定重要文化財））

平成23～24年度に調査報告書を作成し、令和2年度から保存修理を行う。事業実施にあたっては、建物全体で修理の必要な個所を総点検して修理することとしているが、外壁の塗装の塗りなおし、屋根や建具の補修、床の破損部や老朽部材の取り替え等が推定できる。また、修理期間中は館内で展示物を工事個所から移動させながら、随時行うこととする。これらの修理は、市指定文化財であることから、市条例に基づき審議会への諮問等を行うとともに、保存（収蔵）環境に配慮した施設となるよう考慮する。

●順正寮跡（岡山県指定史跡）

平成26～27年度に保存修理を行う。県指定史跡であるため、県条例に基づき現状変更の手続きを行う。修理にあたっては、文化財としての価値を損なわないよう有識者等を含む委員会を設置し、委員会の指導を受けながら進めていく。

●旧備中松山藩御茶屋跡

平成22～23年度に跡地に立つ御茶屋（木造平屋建、床面積47.72㎡）を解体し整備する。平成18年度に地元の依頼で社団法人日本建築学会中国支部岡山支所が調査し報告書を作成している。また、平成21年度には、市が敷地内の遺構調査を行っている。こうした調査を基に整備することとしており、平成22年度に市が用地を購入し、家屋を解体。平成23年度に建築完成することとしている。

●高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）

伝統的建造物については、所有者それぞれが保存に向けて取り組んでいる。市は、吹屋町並保存会と連携しながら文化財の保存について、必要に応じて保存活動補助金等を交付し、文化財の保護、啓発、管理において所有者等を側面から支援し、保存に努めていくこととしている。

平成22年度は、旧片山家住宅の分家である伝統的建造物・柴田家（江戸末期、木造2階建、切妻造、棧瓦葺き、427.5㎡）の屋根妻部分補修、外壁

修理、基礎まわり修理、耐震壁の設置、建具補修を行うとともに、景観を阻害している建造物の除去を行う。

平成 23 年度以降は、吹屋町並保存会から修理・修景対象の家屋の推薦をもらい、高梁市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮り、当該年度の修理・修景対象となる家屋を選定し、整備することとしている。

●旧吹屋小学校校舎（岡山県指定重要文化財）

平成 25～令和 2 年度に保存修理を行う。県指定重要文化財であるため、県条例に基づき現状変更の手続きを行う。改修にあたっては、文化財としての価値を損なわないよう有識者等を含む委員会を設置し、委員会の指導を受けながら進めていく。

●笹畝坑道

平成 24～25 年度に整備を行う。老朽化した坑道内の坑木を修理し、当時の作業を再現した人形の修繕及び説明看板の設置、照明器具の修繕を行い、坑口の周辺整備を行う。

●吉岡銅山遺跡

平成 29 年度に吉岡銅山関連遺跡調査委員会を設置して、国指定史跡に向けて吉岡銅山の歴史的評価を行うための調査を実施している。平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、分布調査と埋蔵文化の発掘調査及び文献調査を行う。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的計画

高梁地区重点区域においては、城下町を回遊する来訪者に対して、今も町割りが色濃く残る武家町、商家町や町並みに通る小路を説明する案内看板や歴史的人物を顕彰する標柱の設置を検討する。

また、高梁市郷土資料館は、明治 37 年(1904)に建築された明治洋風建築の旧高梁尋常高等小学校本館（高梁市指定重要文化財）で、館内には庶民生活に使われた生活民具等を展示している。今後は、高梁市の特徴といえる主要な交通手段だった高瀬舟や基幹産業だった葉たばこの展示部門を充実することにする。

吹屋地区重点区域においても銅、ベンガラの運搬ルートや製造過程を説明する案内看板を設置する。

旧片山家住宅は、高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区では数少ない公開施設である。吹屋がベンガラの生産で発展したことを物語る遺構であり、平成 22 年 4 月から全面公開している。活用にあたっては、旧片山家のみならず、伝統的建造物群保存地区や吹屋ベンガラの歴史を紹介する施設として位置づける。

笹畝坑道では、坑道内の坑木、説明看板、人形の修理、照明設備の修繕、坑口の周辺整備を行う。

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の周辺については、その大部分を岡山県景観条例に基づく景観モデル地区、もしくは背景保全区域としている。

高梁地区重点区域においては、都市計画法による奥万田地区計画を定めており、建築物などの形態または意匠、高さの制限や、屋外広告物の規制など、文化財の周辺景観としてふさわしい地域となるよう規制を行っている。

平成 24 年度から本町通り、紺屋川通りにおいては、無電柱化工事と美装化工事を行い、川端町、内山下、中之町、寺町、向町の各通り及び武家屋敷通りにおいても美装化工事を行い沿線の景観を改善する。

歴史的町並み保存整備事業については、平成 10 年度から「本町通り」を対象に開始し、平成 19 年度からは対象地区を「紺屋川通り」「武家屋敷通り」に拡げ、現在（平成 21 年度）までに 32 件の事業を実施している。本町通りについては、伝統的建築物（代々伝えられてきた技と意匠で建てられた建造物）の町家の保存修理は、ほぼ完了しているが、伝統的建築物以外の建築物の新築、増築、改築、修繕をどうするのかといった課題がある。また、紺屋川通りは職人町であったが、現在はほとんどその面影を残す建築物が残っておらず、武家屋敷通りにおいては町家とはまったく異なる構造である。このように、単に町並み保存といっても建築物の構造・意匠が異なるため、それぞれの保存修理、修景のためのガイドラインが必要である。こうした理由から平成 22 年度にガイドラインを作成しこれに基づき、また順次対象地区を拡げ、補助事業を実施し良好な町並みを整備していく。

また、平成 22 年度から備中松山城への登城道及び案内看板を修復し、周辺環境の保全を図るとともに、平成 24 年度に登城入口にあたる御殿坂の道路の美装化、周辺の白壁の修復を行う。

吹屋地区重点区域は、吹屋中心部が背景保全地区に指定されており、周辺の山並みと一体となった調和した景観の維持及び向上を図っている。

平成 12 年度には、吹屋地区の個性を活かしたまちづくりと、そのまちづくりと一体となった道路整備のあり方を示した「まちづくり・みちづくり計画」が住民参加（PI 方式：パブリック・インボルブメント）のもとで策定された。今後はこの計画の進捗状況を踏まえつつ、地域住民の意向や関係機関の整備方針等を反映させながら、吹屋地区にふさわしい新たな「みちづくり整備計画」を策定し、平成 24 年度からの市道吹屋線景観整備、平成 29 年度の旧吹屋往来周辺地域景観整備事業など吹屋往来の環境整備などを行い、伝建地区の歴史的景観との調和を図る。また、平成 28 年には銅山経営で多大な功績のあった大塚家の屋敷跡の整備を行う。

今後こうした景観行政やまちづくり行政、文化財行政がさらに連携を強化して、文化財の周辺環境の保全を図っていくこととする。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

文化財及び周辺の防災対策は、関係者と連携協力しながら実施し、予算措置を必要とする事業については、所有者、管理者と協議し、文化財の防災対策を講じる。

また、伝統的建造物群保存地区や歴史的町並み保存地区については、木造建築が連たんする町並みのため、火災による類焼等が懸念されるため、保存会の自主防災意識の育成を図る。

災害時には地元防災組織、消防署、消防団が連携して対処する。特に火災については、防火水槽、消火栓等の整備を図るとともに、火災予防の啓発、消火訓練、高齢世帯等への見回りなどを通じ、火災発生を防ぐ取り組みを実施していく。

公開施設における防犯対策は、展示物を固定するとともに展示ケースを厳重に施錠し、管理者が適宜巡回を行って毀損、盗難を防止するとともに、地域住民と行政、警察が連携して、放火や盗難等の未然防止に努める。また、夜間等についても機械警備を行い徹底する。



高梁市吹屋伝統的建造物保存地区での消防訓練

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財は、保存するのみではなく、活用されてこそ、その価値が生きてくる。そのため、まちづくり団体、文化協会、保存会など各種団体と連携して、デザインを統一した案内・説明看板等の設置や、町並み散策地図や各文化財のパンフレットの作成など積極的に展開していくこととする。特に、両重点区域を結ぶルートを確立し、PRするとともに、修理等を実施した文化財等については、積極的に公開・活用していく。平成 24 年度には、合併に伴う新高梁市域の指定文化財の周知と保護啓発のため、国・県・市指定の文化財をまとめた『高梁市の文化財』を発行することとしている。

また、備中松山城跡をはじめ、発掘調査で貴重な遺構や遺物が出土した場合、市民を対象に現地説明会を開催し、調査成果を公開する。

さらに、さまざまな機会を通じて、文化財に関する講座の開催や文化財担当職員や博物館学芸員による出前講座を開催する。



天神の丸跡発掘調査説明会(平成 22 年 3 月)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

周知の埋蔵文化財包蔵地については、高梁地区重点区域内に 4 カ所、吹屋地区重点区域に 7 カ所ある。遺跡の取り扱いは、岡山県教育委員会が作成した『改訂岡山県遺跡地図』からなる基礎資料に基づき、以下のとおり対応する。

周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発及び整備計画実施の場合は、協議の上、事前の確認調査を実施し、本発掘調査の必要性の有無を検討する。

文化財保護法の規定に基づく届出・通知書の提出を開発事業者へ依頼する。市から県教育委員会へ進達する際には、確認調査の結果を添付し、意見書を添える。

本発掘調査を実施する必要がある場合には、開発事業者と本発掘調査費用及び時期等について協議を実施した上で、本発掘調査を実施する。本発掘調査費用は原則的には開発事業者の負担とする。

近世の遺跡については、文献資料や絵図に基づく事前調査を実施した上で、必要に応じて、試掘調査を実施し、その取り扱いについて検討する。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

「松山踊音頭保存会」は、子ども音頭の指導や小中学校での伝承活動を行うことにより、後継者の育成を図るとともに、県内外のイベントへの参加などを通じて松山踊りの普及活動に努めている。また、毎年6月から週2回の練習を行い踊りを盛り上げている。

「仕組み踊り保存会」は、その伝統の継承に努めている。太刀を操り特有の間合いで舞う踊りのため、年間を通じて週1回の練習を重ねている。松山踊り開催時に踊るほか、イベントや施設を訪問して演武するなど活動も行っている。

「本町地区町並み保存推進協議会」は、本町地区の町並みを整備するため、行政と一体となって、町家の保存・修景に努めている。

「高梁市指定文化財臥牛亭等保存会」は、備中松山藩主板倉氏創建の八重籬神社にある臥牛亭の修復のために組織された。行政の支援を受けて、平成19～20年度には同境内にある神輿蔵を修復し、平成21年度には臥牛亭を修復した。

「吹屋町並保存会」は、吹屋の町並みの保存と、よりよい生活環境づくりを目的に組織されている。伝統的建造物修復工事にかかる家屋の選定や、町並みの清掃・説明看板の整備、防災訓練等を行っている。

また、このほか備中神楽保存会・育成会及び渡り拍子保存会が、各地域に数団体あって伝統芸能の継承のために活動している。

今後、文化財の保存と活用、伝統芸能の継承のために、高梁市として文化財行政とまちづくり行政の連携を強化するとともに、これらの団体とネットワーク化を図り、人材の育成を図ることとする。

第6章

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する全体的な方針

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理については、以下の視点で実施する。

①文化財等歴史的風致形成建造物の整備及び管理

歴史的風致の核となる歴史的風致形成建造物については、現状維持または調査に基づく修理を行い、多くの人に積極的に公開し、歴史的風致を感じることができるよう配慮しながら、歴史的風致の維持向上に資するよう適正な管理を行う。

②展示・交流施設の整備及び管理

資料館の整備、歴史・文化の学習交流施設の整備を図ることにより、地域の歴史的風致への理解と協力をより深め、市民と協働したまちづくりの推進に資するよう適正な管理を行う。

③周遊ルートにおける修景整備

歴史的な町並みを維持していくために、町家など建物の修景に補助していくとともに、景観に配慮し、無電柱化、道路美装化を行い良好な歴史的景観を形成していく。また、周辺景観に配慮しながら案内板を整備し、歴史的風致形成建造物や展示・交流施設をつなぐ周遊ルートをつくり、多くの人々が歴史や文化に触れることができるよう配慮する。

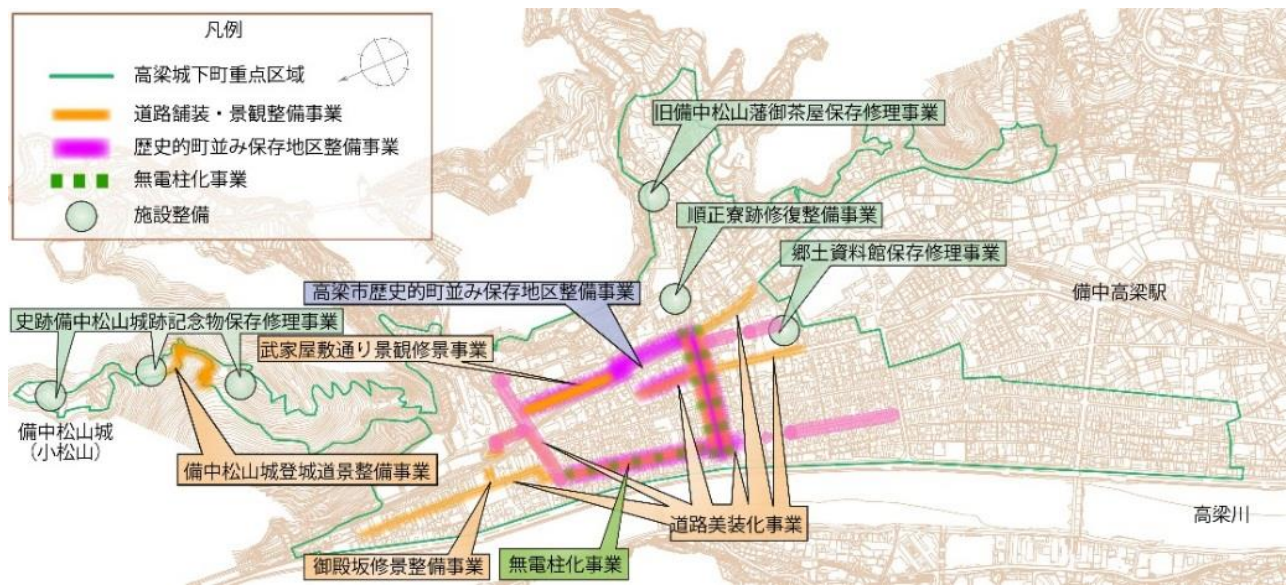
2 歴史的風致の維持及び向上に資する事業

事業実施計画リスト

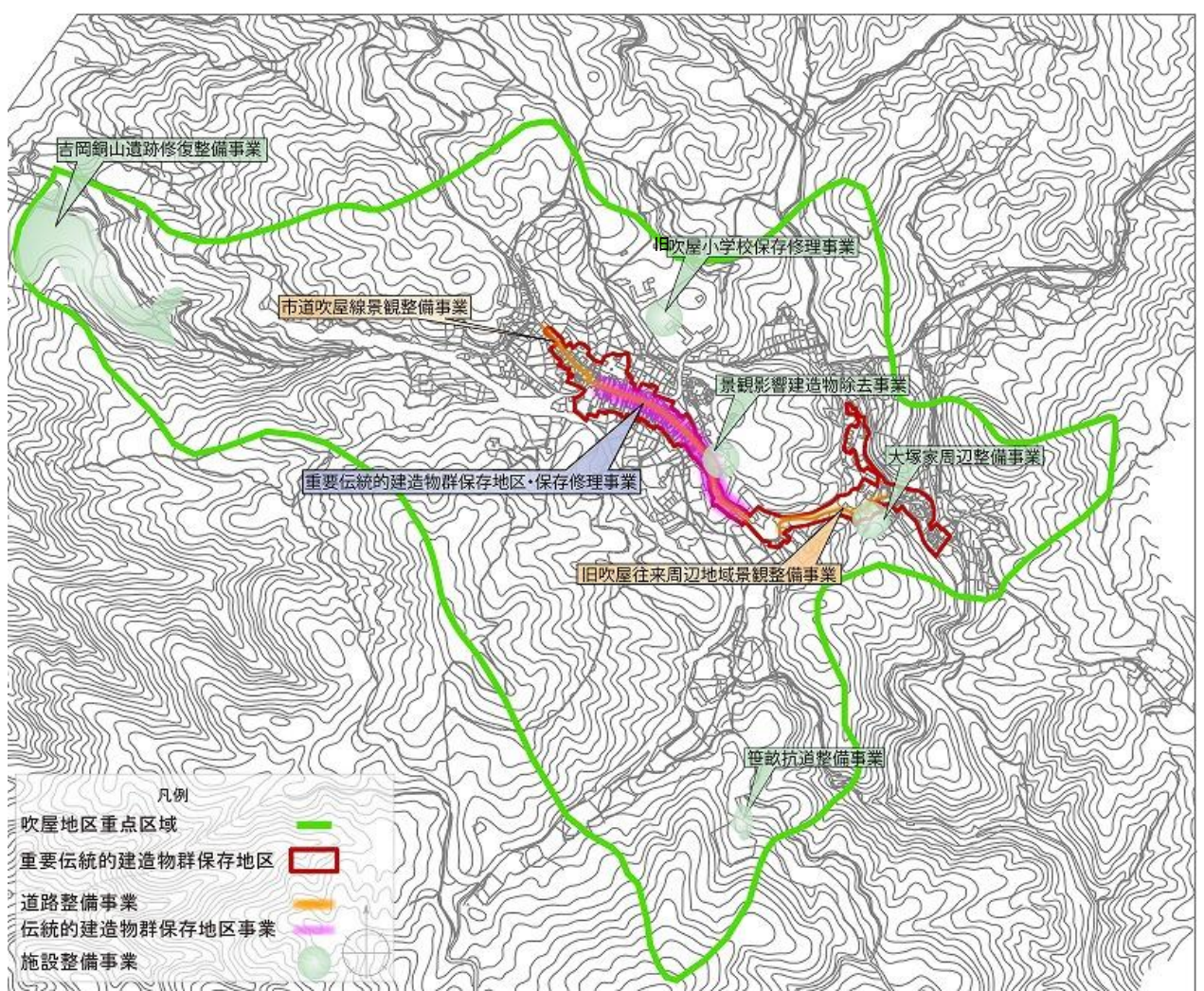
区域	番号	事業名	事業区分	事業期間
高 梁 地 区	1-1	高梁市歴史的町並み保存地区整備事業	歴史的環境形成総合支援事業	H22
			市単独事業(文化振興基金)	H23～R2
	1-2	高梁市歴史的町並み保存地区整備事業(ガイドライン策定)	歴史的環境形成総合支援事業	H22
	2	武家屋敷通り景観修景事業	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	H24
	3	旧備中松山藩御茶屋保存修理事業	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	H22～24
	4	備中松山城登城道整備事業	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	H22～23
	5	無電柱化事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	R2
	6	道路美装化事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	H25～R2
	7	郷土資料館保存修理事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	H23～24 R2
	8	順正寮跡修復整備事業	岡山県教育委員会補助金(文化財保護費等補助金)	H26～27
	9	御殿坂修景整備事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	H24
	10	史跡備中松山城跡記念物保存修理事業	国宝重要文化財等保存整備費補助金	H22～R2
11	備中松山踊り保存調査事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)	H23～26	
12	備中松山踊り保存伝承活動推進事業	市単独事業	H28～R2	

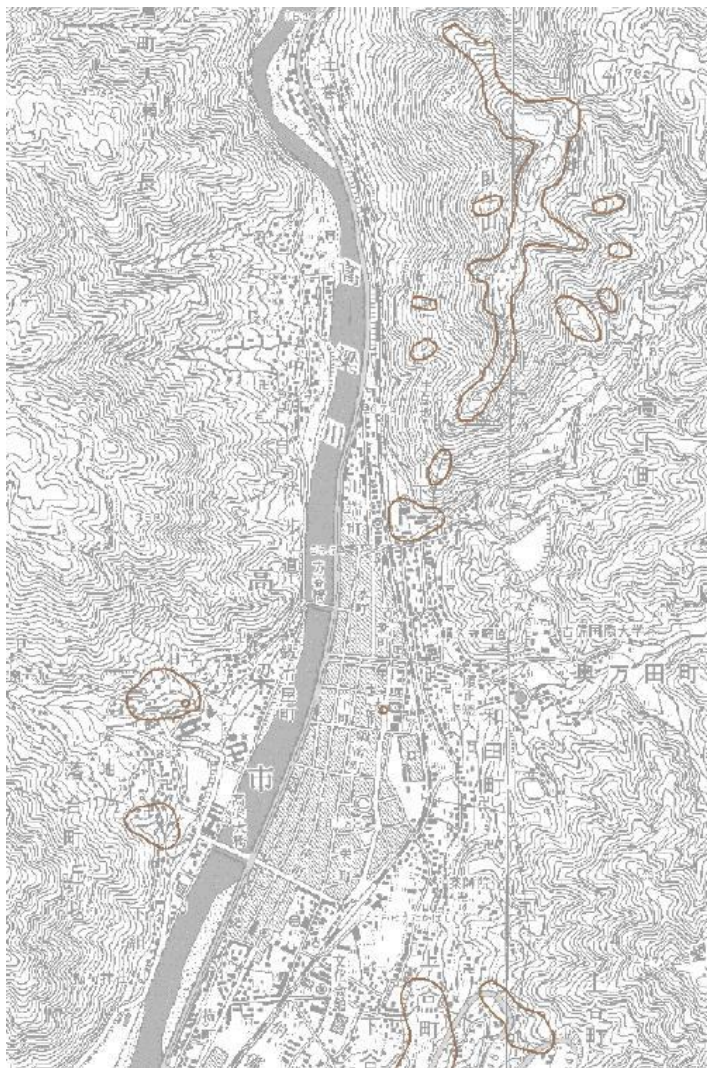
区域	番号	事業名	事業区分	事業期間
吹屋地区	13	市道吹屋線景観整備事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	H24～25
	14	大塚家周辺整備事業	市単独事業	H28～R2
	15	旧吹屋往来周辺地域景観整備事業	市単独事業	H29～R2
	16	景観影響建造物除去事業	歴史的環境形成総合支援事業	H22
	17	旧吹屋小学校校舎保存修理事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	H25～R2
	18	吉岡銅山遺跡修復整備事業	市単独事業	H30～R2
	19	笹畝坑道整備事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)	H24～25
	20	重要伝統的建造物群保存地区・保存修理事業	国宝重要文化財等保存整備費補助金	H22～R2
両地区	21	案内・説明看板等設置事業	歴史的環境形成総合支援事業	H22
			社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	H23～27
	22	景観計画策定等事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	H23～25
	23	備中神楽・渡り拍子保存伝承活動推進事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)	H22～R2

事業實施位置圖（高粱地區）

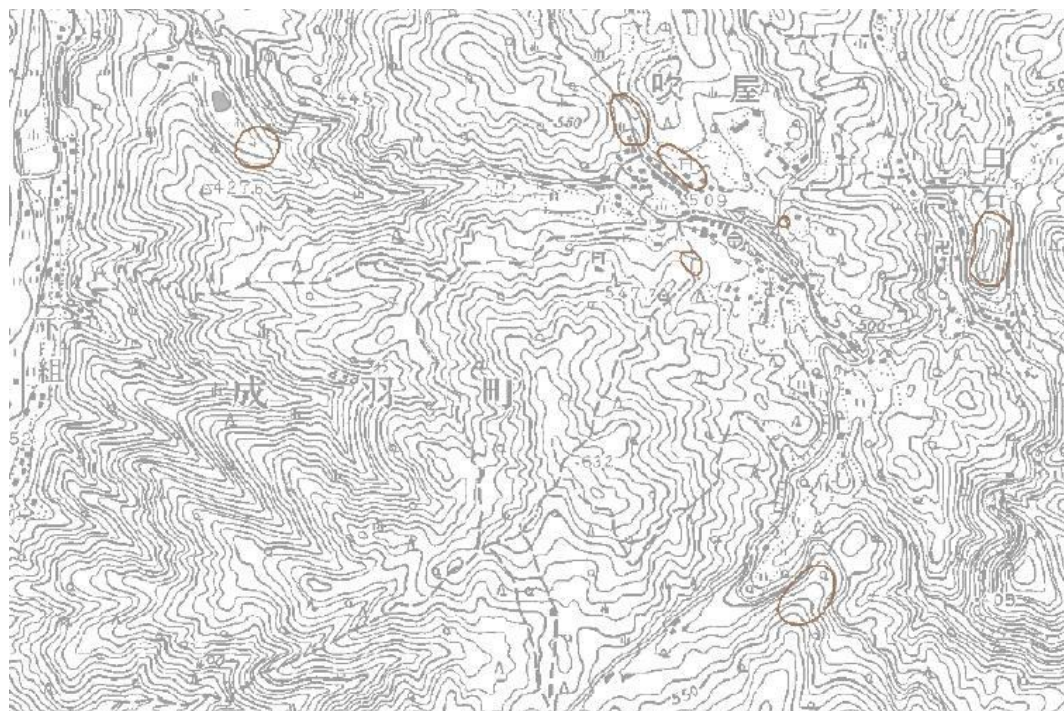


事業實施位置圖（吹屋地区）





埋藏文化財包蔵地（高梁）



埋藏文化財包蔵地（吹屋）

(1) 高梁市歴史的町並み保存地区整備事業

【整備主体】 高梁市及び個人

【事業期間】 平成 22～令和 2 年度

【活用する国の支援事業の名称】 歴史的環境形成総合支援事業、高梁市文化振興基金
(住民参加型まちづくりファンド支援事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

城下町の面影を多く残す本町において、平成 10 年度から平成 24 年度末まで 40 件の町家の保存・修景を行い、歴史的町並みを維持してきた。平成 19 年度には整備対象範囲を広げ取り組んでいたが、建築物の構造・意匠が町割りによって異なるため、保存・修景するためのガイドラインが必要となっている。

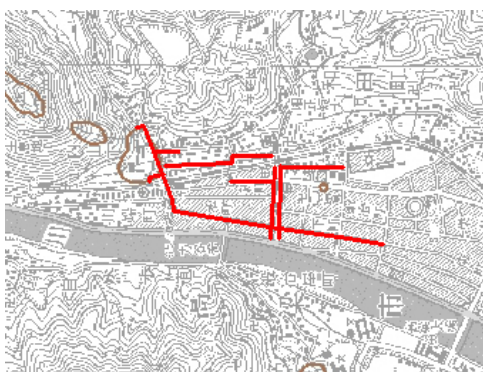
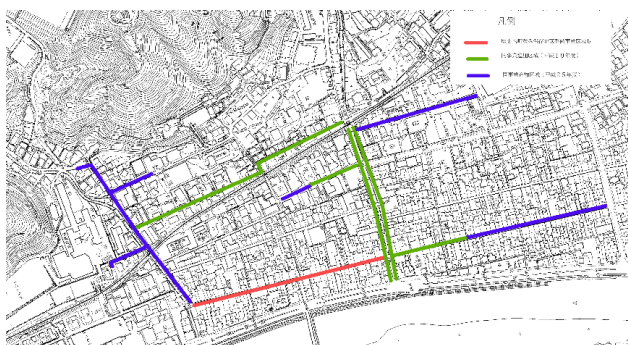
ガイドラインの作成等体制を整備し、順次対象範囲を拡大しながら継続して町家の修景を行うことで、歴史的町並みの連続性を向上させ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

【事業の概要】

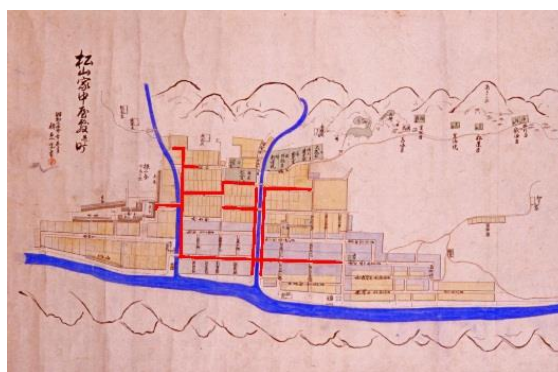
歴史的町並みを保存し後世に伝えていくため、重点保存地区を指定し、市が定める条件にあった歴史的建造物の保存整備などをする方に、一定の補助をする。

- ① 伝統的建造物（概ね昭和 20 年以前の建築物）の保存・修理
- ② ①以外の建築物の修景整備（新築含む）
- ③ 付帯工作物（主に看板）の整備

また、保存・修景するためのガイドラインの作成を行う。



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵）



古絵図

(2) 武家屋敷通り景観修景事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成24年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

岡山県にふるさと村に指定されている石火矢町は、高梁の代表的な武家町で歴史的な町並みが残っている。武家屋敷では埴原邸や折井家が公開されており、連続した土塀は武家町の町並みを残している。

道路を美装化することによって、歴史的な町並みの景観の向上を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

【事業の概要】

武家屋敷通りの道路の美装化(カラー舗装)を行う。

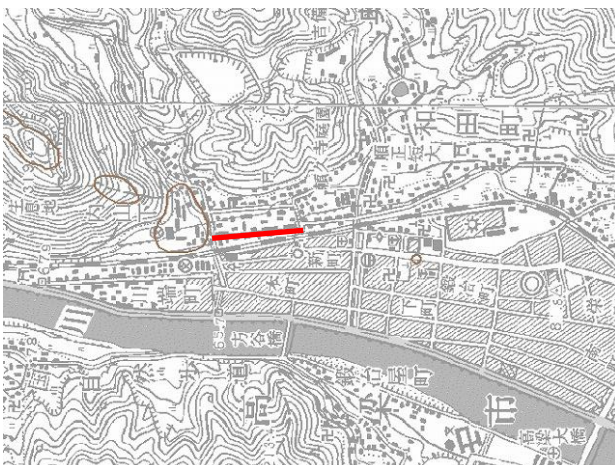
美装化にあたっては、高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会やその他専門家に意見を求めて、周囲の景観に配慮した色とする。



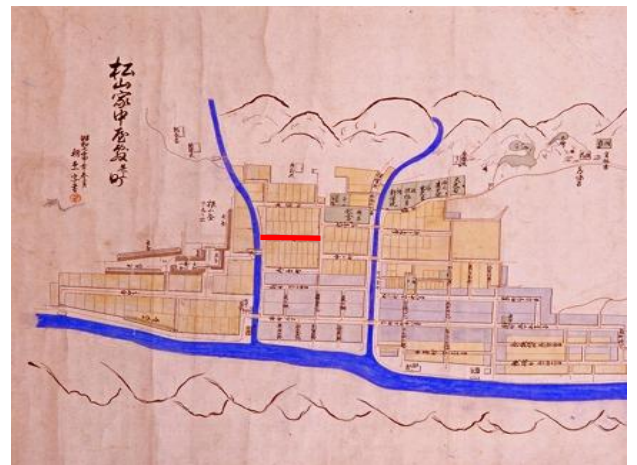
現況写真



整備イメージ



事業実施位置(丸囲みは埋蔵文化財包蔵地)



古絵図

(3) 旧備中松山藩御茶屋保存修理事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成 22～24 年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

当御茶屋は、旧松山藩主別邸の一棟と考えられており、山田方谷が城下滞在時に使用していた施設としても遺跡的な価値が高い。また、河井継之助が逗留したともいわれている。藩政時代の御茶屋という施設自体が全国にほとんど残っていない中、その使い方まで含めた資料や遺構が残っていることは珍しいといえるが、老朽化が激しい。

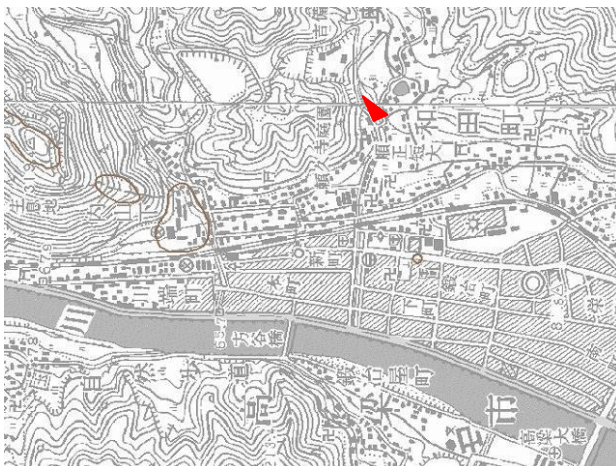
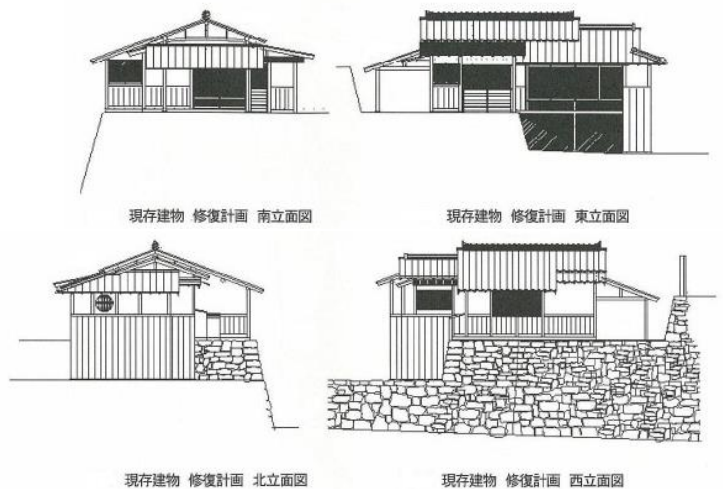
谷川の水を引き込んで池をつくり高低差を利用して水車を回していたことなど敷地全体の歴史的環境を修復することにより、当時の景観が再現でき歴史的風致の向上が図れるとともに、人々の交流の場としても活用することができる。

【事業の概要】

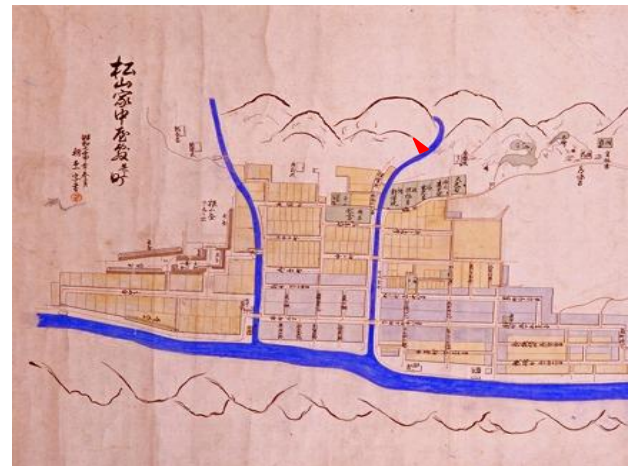
本事業は、まちづくり交付金事業（高梁北地区）を活用し、伊賀谷川河川親水公園整備事業の一環として、平成 22 年度用地購入、土地造成等を行い、平成 23 年度に建物本体の修復を行う。



旧備中松山藩御茶屋の現況写真



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(4) 備中松山城登城道整備事業

【整備主体】 高粱市

【事業期間】 平成22～23年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

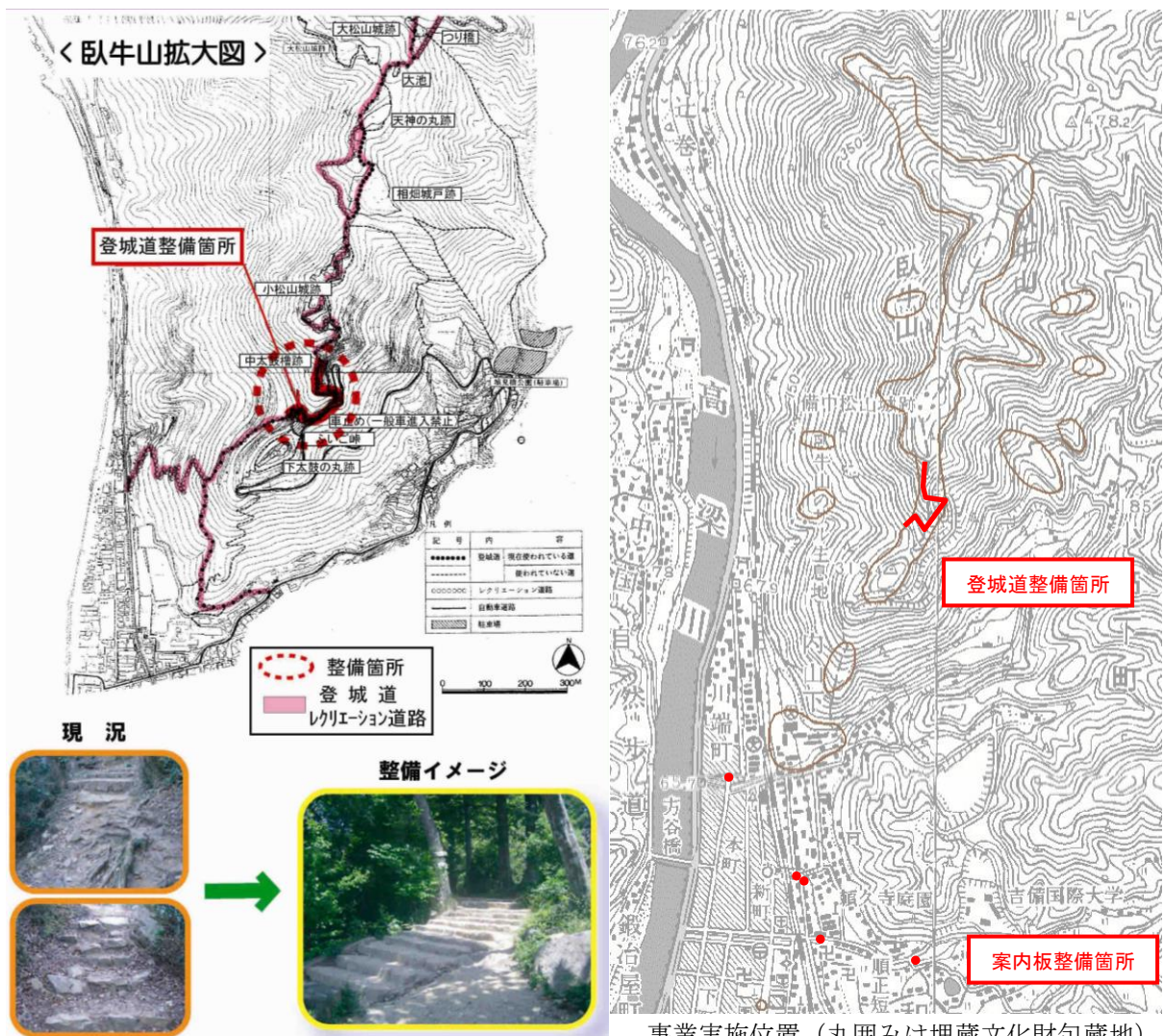
備中松山城は根小屋式城郭であったため、麓にある御根小屋に政庁を置き城と行き来していた。備中松山城へ登城していた道を整備し、復活させることによって、城山一体が歴史的遺産として見直され、歴史的風致維持向上に寄与する。

また、昔の登城ルート(標高差約350m)は急峻であり、登城者の安全に配慮することができる。

【事業の概要】

当時、麓にある政庁であった御根小屋から下太鼓の丸、中太鼓櫓を經由して備中松山城へ登城していた道を整備する。

城下町にある古くなって損傷している案内板を設置しなおし、登城道を整備し安全な登城ができるようにする。整備にあたっては、必要に応じて発掘調査を実施しつつ、文化庁ほか関係機関と協議し実施する。



(5) 無電柱化事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 令和2年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

本町通りは松山往来の入り口として、紺屋川通りは天然の外堀であり「城内」と「城外」の境として、ともに歴史的な町並みや歴史的風致建造物が色濃く残る通りである。多くの人々の往来があるとともに恵比寿宮の祭礼場所、神輿の巡幸ルートである。通りの無電柱化を行うことにより、往来する人々の回遊性や通りの景観が向上するとともに神輿巡幸の障害を除去することができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものである。

【事業の概要】

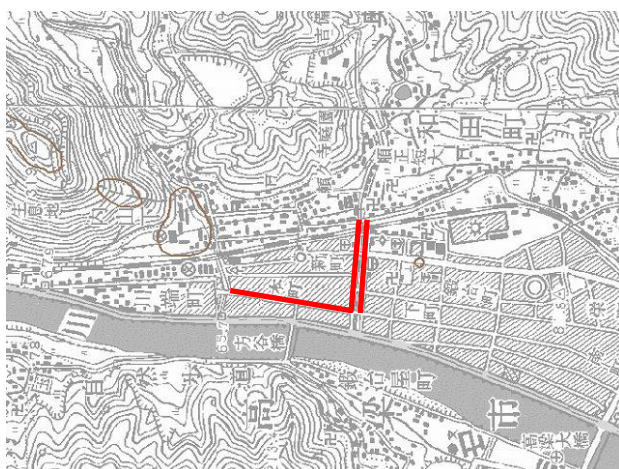
本町通り、紺屋川通りの無電柱化（総延長 870m）を電力事業者等と協力して行う。



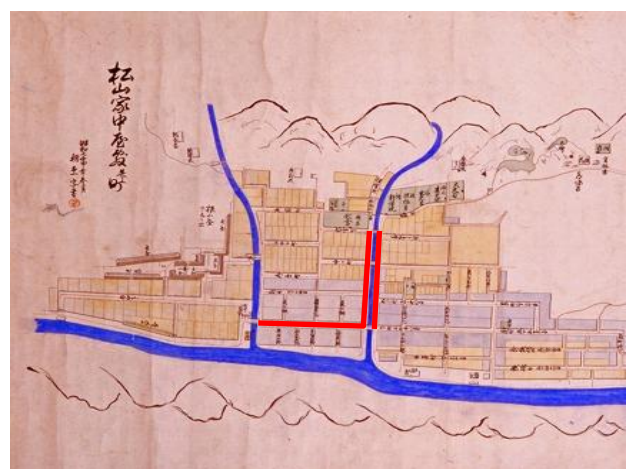
現況写真



事業完成イメージ



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(6) 道路美装化事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成25～令和2年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

川端町、本町、頼久寺、寺町、内山下、中之町、向町、紺屋川沿いの各通りは、武家町、商家町、町人町、寺院群として、今も城下町の姿を色濃く残しており、多くの人々の往来があるとともにも神輿の巡幸ルートである。周囲の景観と調和するよう道路を美装化することにより、往来する人々の回遊性や通りの景観が向上するとともにも神輿巡幸にふさわしい景観形成を図ることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものである。

【事業の概要】

川端町、本町、寺町、内山下、中之町、向町、紺屋川沿いの各通りの道路の美装化(カラー舗装)を行う。(延長2,400m)

美装化にあたっては、高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会やその他専門家に意見を求めて、周囲の景観に配慮した色とする。

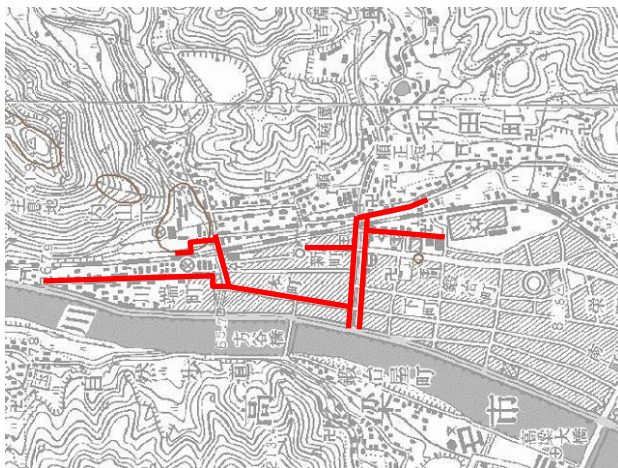
現況写真



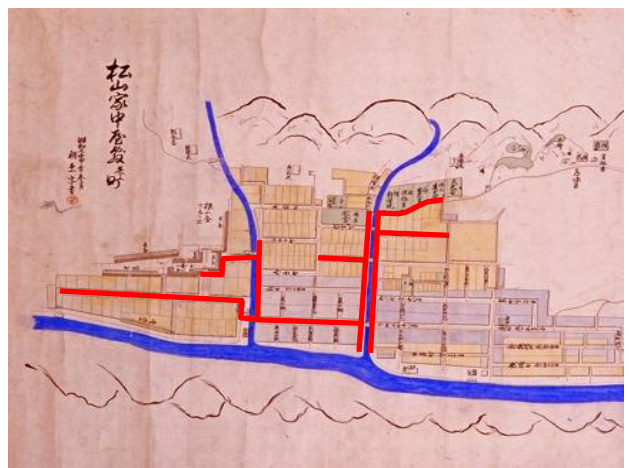
本町



川端町



事業実施位置 (丸囲みは埋蔵文化財包蔵地)



古絵図

(7) 郷土資料館保存修理事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成23～24年度、令和2年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

藩校有終館が設置され、キリスト教が伝わり、近代教育が進んでいく中、明治37年に建築された旧高梁尋常高等小学校本館は、近代高梁を象徴する建造物であるが、雨漏りなど老朽化が目立ってきており、屋根や建具などの修理の必要がある。同館は現在高梁市郷土資料館として利用されており、見学者も多く社会教育の場として市民による歴史まちづくり活動を支援することができ、また、神輿の巡幸ルート上にある歴史的建造物であり、修理することで良好な景観の形成を図ることができる。

【事業の概要】

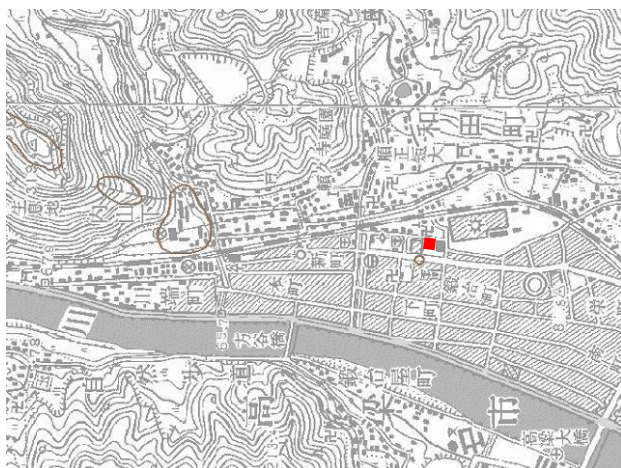
高梁市指定重要文化財である高梁市郷土資料館（旧高梁尋常高等小学校本館）の現状調査を行い、屋根、外壁、床、建具、照明などの修復及び展示物の整理を行う。

同館には、当時使われていた教科書や教材、またいろいろな民俗資料があるが、これらを活用した地域活動の学習の場として利用することができるようにする。

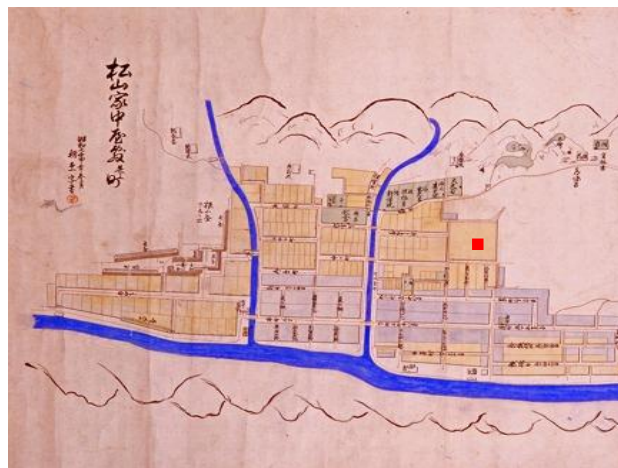
修復にあたっては、保存（収蔵）環境に配慮した施設となるよう考慮する。



高梁市郷土資料館の現況



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(8) 順正寮跡修復整備事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成 26～27 年度

【活用する国の支援事業の名称】 岡山県教育委員会補助金(文化財保護費等補助金)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

順正寮跡（岡山県指定史跡）は、熱心なキリスト教徒福西志計子が、向町の自宅に裁縫所を開いたことに始まる県下最初の女学校順正女学校の関連施設で、明治 29 年に寄宿舎として建てられた。神輿の巡幸ルート上にあり、良好な歴史的景観にも寄与しているが、現在では屋根や外壁など老朽化が目立ってきており、修復の必要がある。

当該施設の保存修復により学生の活用はもとより、文化施設・交流施設としての活用を図り、さらに良好な市街地環境の形成を推進する。

【事業の概要】

岡山県指定史跡の順正寮跡を、建物調査に基づき保存修復等を行う。



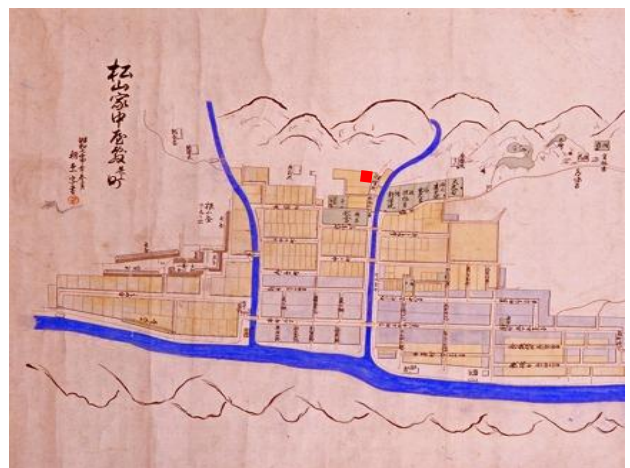
順正寮の現況



順正寮の現況



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(9) 御殿坂修景整備事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成 24 年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

備中松山城登城の入口にあたる御殿坂は、周辺の白壁や高い石垣と一体となり歴史的な景観を醸し出しているが、坂の一部に見られる現代的な舗装や、白壁の損傷が景観を損ねている。

御殿坂を周辺景観に合うよう美装化を行うとともに白壁の修復を行うことで、景観の向上を図ることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものである。

【事業の概要】

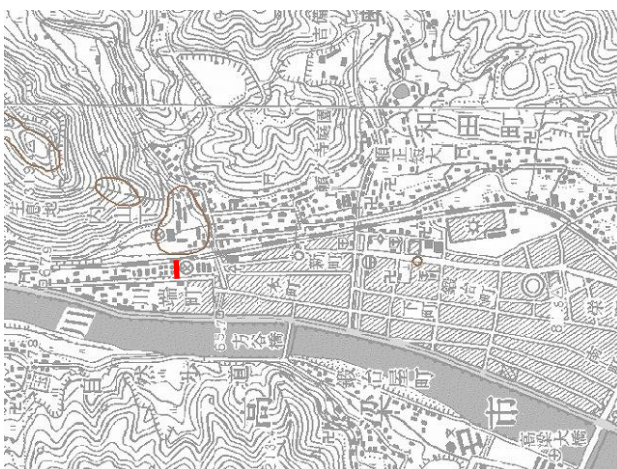
道路（御殿坂）の美装化（延長 25m、施工面積 200 m²）及び周辺の白壁の修復を行う。



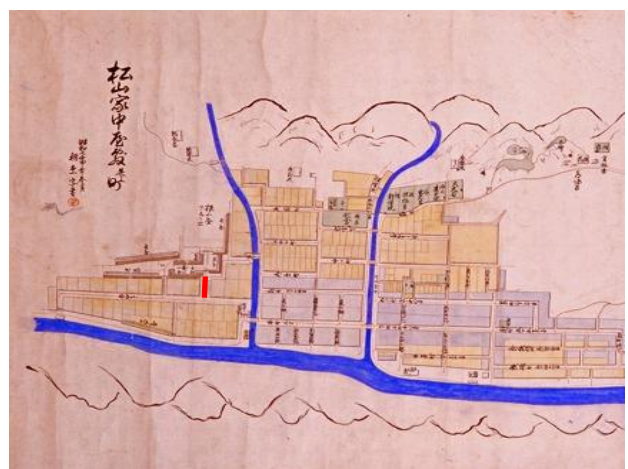
現況写真



昭和 2 年の県立高梁中学校と御殿坂



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(10) 史跡備中松山城跡記念物保存修理事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成 22～令和 2 年度

【活用する国の支援事業の名称】 国宝重要文化財等保存整備費補助金

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

備中松山城跡（史跡）は現存する天守では日本一高いところにある城として広く知られ、町のいたるところから見る事ができる。臥牛山とともに城下町の背景として存在感を醸し出しており、城下町高梁のシンボリック的存在である。城下町のシンボル備中松山城を整備することにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものである。

【事業の概要】

史跡備中松山城跡の整備を順次行う。

平成 22 年度は小松山城跡の石段補修を実施する。また、天神の丸跡について、平成 21 年度の発掘調査をもとに平成 22～23 年度に法面保護や遺構表示等の整備工事を実施する。あわせて大松山城跡の遊歩道整備を実施する。

平成 24 年度以降は整備委員会で中長期的な整備計画を立て実施していく。

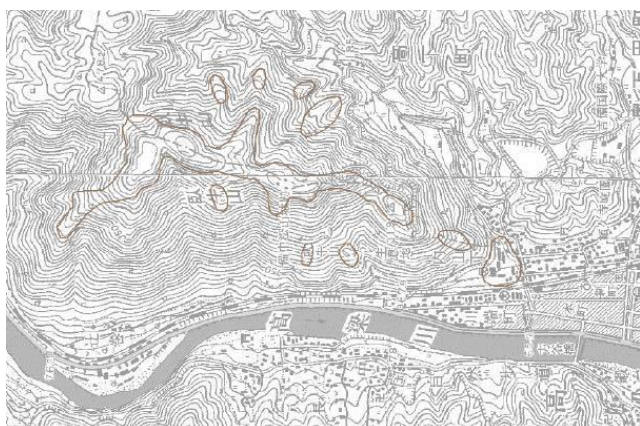
整備にあたっては、文化庁ほか関係機関と協議し実施する。



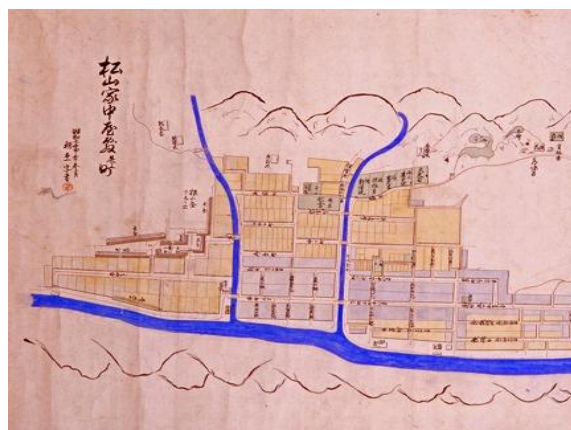
備中松山城跡



備中松山城本丸



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(11) 備中松山踊り保存調査事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成23～26年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

備中松山踊りはおよそ360年の伝統を誇り、岡山県下でも有数の伝統ある盆踊りである。歴史が古く、市民に親しまれ絶えることなく行われている踊りではあるが、これまで伝統的な形式や所作や踊りの歴史などを伝える調査報告書等の公式な文書が作成されていない。

誇りある伝統文化としての認識の下、改めて松山踊りについて調査し、市の無形文化財への指定を視野に入れながら保存にかかる調査報告書を作成し、後世に歴史ある踊りを伝えていくことで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

【事業の概要】

備中松山踊りの保存伝承のため、保存調査報告書を作成する。なお、調査に当たっては、踊りだけでなく、盆全体の行事として把握することとする。



備中松山踊り 地踊り



備中松山踊り 仕組踊り

(12) 備中松山踊り保存伝承活動推進事業

【整備主体】 任意団体

【事業期間】 平成28～令和2年度

【活用する国の支援事業の名称】 市単独事業

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

備中松山踊りはおよそ360年の伝統を誇り、岡山県下でも有数の伝統ある盆踊りである。近年は盛大に行われる一方でイベント化が進みつつあり、伝統的な形式を後世に伝えていく必要がある。

備中松山踊りの音頭や踊りの所作など伝統的な形式を保存していく活動を行う団体に対して、活動費や設備費の補助をすることで、松山踊りの伝統的な形式を守り伝え、また広めていくことで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

【事業の概要】

備中松山踊りの音頭や踊りの所作など伝統的な形式を保存・伝承していく活動を行う団体に対して補助金を支出し、その活動を支援する。

(13) 市道吹屋線景観整備事業

【整備主体】 高梁市、岡山県

【事業期間】 平成24～25年度

【活用する国の支援事業の名称】

岡山県実施：県単独事業

高梁市実施：社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区の中心を通る吹屋往来のバイパスが完成し、伝建地区内を通る自動車の通行量の軽減が図ることができることに伴い、吹屋往来の美装化を行い、伝建地区の歴史的景観との調和を図ることで歴史的風致維持向上に寄与する。

【事業の概要】

県道バイパス整備に伴い、道路（市道吹屋線等）の美装化を行う。

舗装により上がった路面の高さを下げ、側溝改修や美装化を行い、かつての姿に近づける。

美装化にあたっては、高梁市歴史的風致維持向上計画策定協議会や高梁市伝統的建造物群保存地区保存審議会、文化庁、その他専門家に意見を求めて、周囲の景観に配慮した色とする。



現況写真



事業実施位置



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(14) 大塚家周辺整備事業

【整備主体】 個人

【事業期間】 平成28年度～令和2年度

【活用する国の支援事業の名称】 市単独事業

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

大塚家は地元資本の銅山師で、何代にもわたり地域住民のために銅山経営を続けその功績は多大であったが、その歴史は余り知られていない。その屋敷跡は広大な敷地であるが、未整備状態ながら往時の面影を残す石垣も現存している。

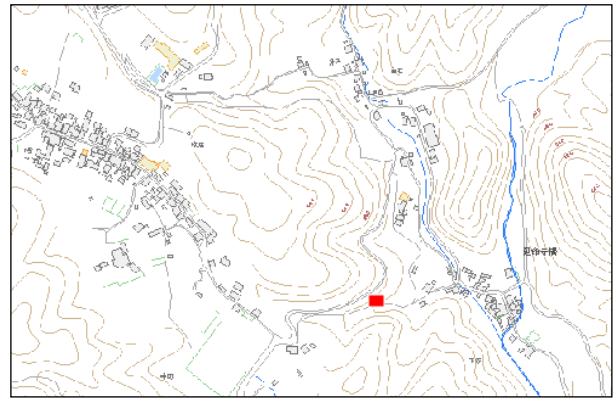
樹木の成長により崩壊の危機があるとともに、周辺の整備がなされていない状況であるため、石垣などの整備を実施して保存していくとともに、大塚家の功績を広く公開することで歴史的風致維持向上に寄与し、地域の活性化を図る。

【事業の概要】

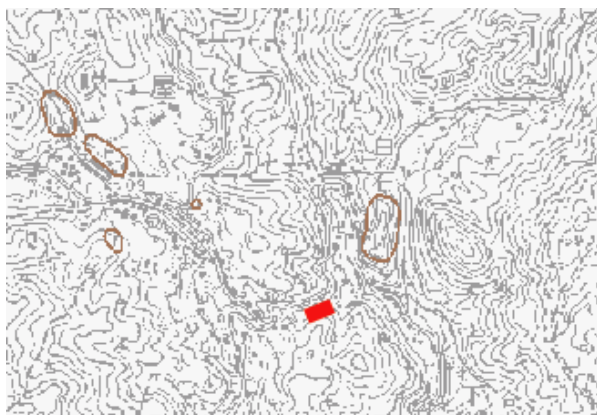
大塚家屋敷跡に案内標識を設置し、石垣保護のための適切な間伐、石垣補修、樹木伐採などの環境整備を行う。



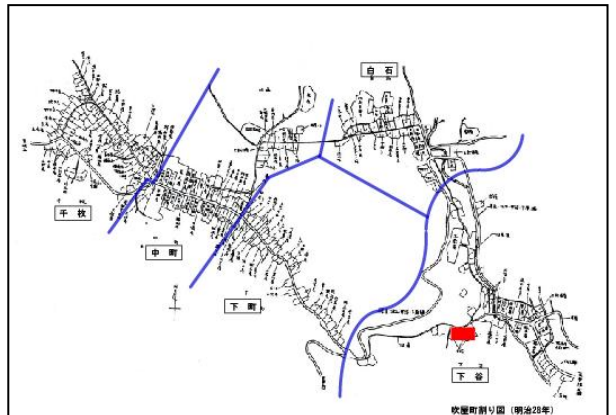
大塚家屋敷跡の現況



事業実施位置



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(15) 旧吹屋往来周辺地域景観整備事業

【整備主体】 高粱市

【事業期間】 平成29年度～令和2年度

【活用する国の支援事業の名称】 市単独事業

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

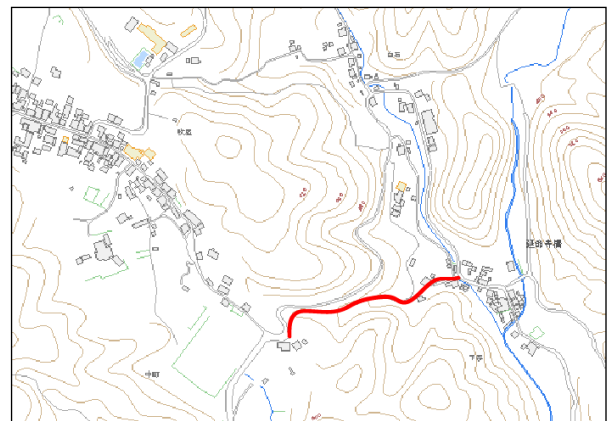
吹屋往来は、往時の面影を今に伝える道であり、吹屋から成羽・高粱に至る往来を整備することで、歴史的風致維持向上が図られ、景観上の改善が果たされるとともに銅山町としての良好な環境を向上させることができる。

【事業の概要】

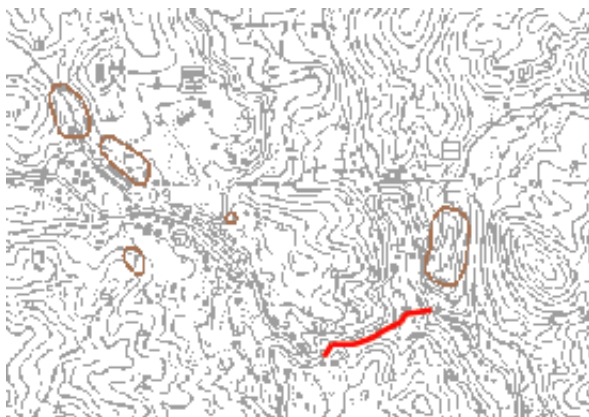
吹屋往来（約500m）の木竹の伐採及び石段、路面の修復整備し、案内看板を設置（4基）して、遊歩道として活用する。



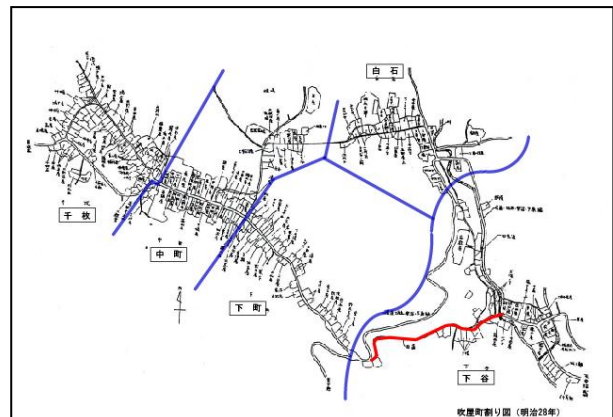
旧吹屋往来の現況



事業実施位置



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(16) 景観影響建造物除去事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成 22 年度

【活用する国の支援事業の名称】 歴史的環境形成総合支援事業

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区内に鉄骨スレート葺きの倉庫があるが、歴史的な町家が連続している中、景観を著しく阻害している。倉庫に特別な用途もないため、周囲の景観に配慮し除去を行い、修景整備することで、歴史的景観を向上させ、歴史的風致の維持向上を図る。

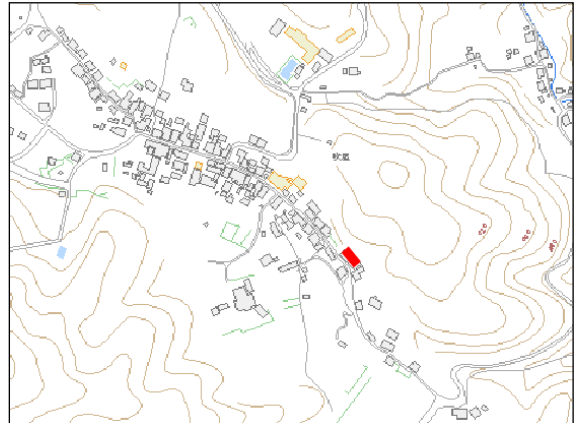
【事業の概要】

建物（旧農協倉庫）を解体し取り壊し、修景整備を行う。

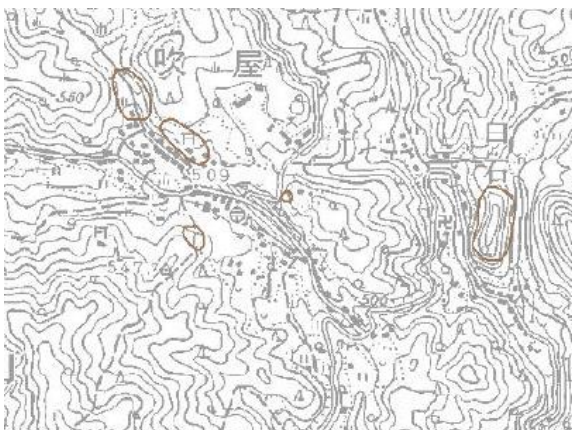
整備にあたっては、文化庁、岡山県ほか関係機関と協議し実施する。



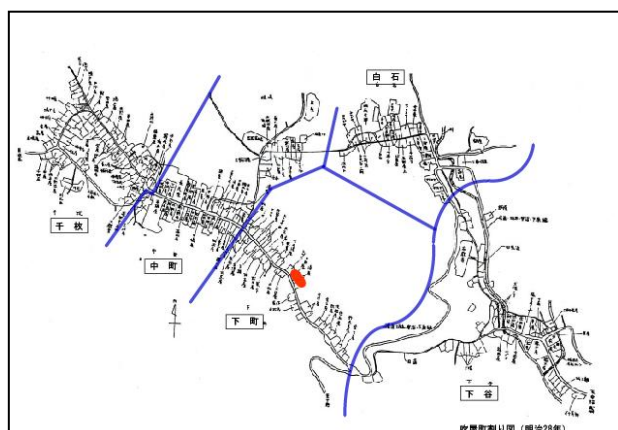
景観影響建物の現況



事業実施位置



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(17) 旧吹屋小学校校舎保存修理事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成25～令和2年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

旧吹屋小学校(岡山県指定重要文化財)は銅山とベンガラの産地として栄えた吹屋の絶頂期に建設された学校で、平成24年(2012)3月に閉校するまで、現役の木造校舎として国内最古の小学校であった。明治6年(1873)に開校し、同32年(1899)に現在の場所に移転して、木造平屋建の東校舎・西校舎が落成した。同42年(1909)に木造2階建の校舎本館が建てられた。

築100年が経過しており、老朽化が激しく修復の必要がある。高草八幡神社の秋季例祭のルート上にもあり、修復して歴史的価値を適切に維持していくことで地域の歴史的風致の維持向上に寄与する。

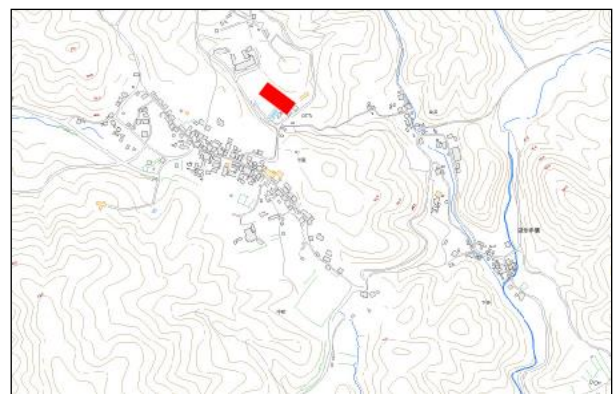
【事業の概要】

平成25～令和2年度に保存修理を行う。改修にあたっては、文化財の価値を損なわないように、有識者を含む委員会で十分に協議した上で、委員会の指導を受けながら進めていく。

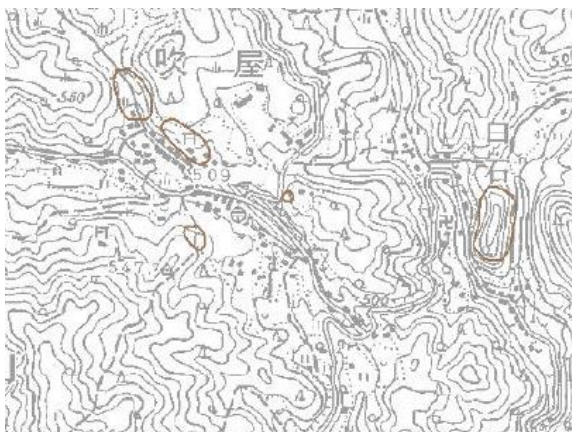
整備にあたっては、文化庁、岡山県ほか関係機関と協議し実施する。



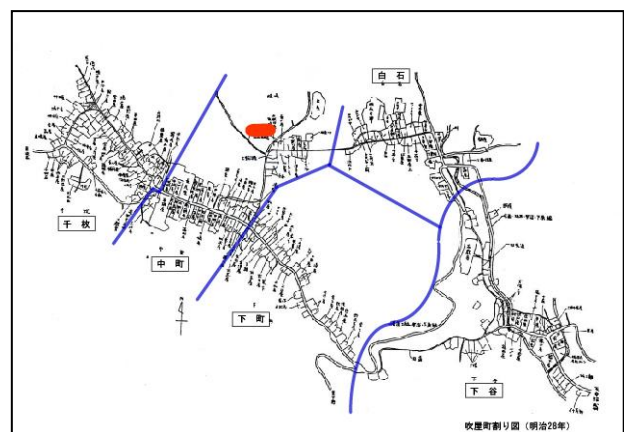
旧吹屋小学校の現況



事業実施位置



事業実施位置(丸囲みは埋蔵文化財包蔵地)



古絵図

(18) 吉岡銅山遺跡修復整備事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成30～令和2年度

【活用する国の支援事業の名称】 市単独事業

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

吹屋銅山の起源となった吉岡銅山遺跡は、今もなお当時の面影が残る産業遺産である。現在、沈殿池及び煙道の一部が残っているが、草木の繁茂により当時の面影を残す景観が損なわれている。さらに、坑口の崩壊も見られ、修復が急務となっている。また、当時活躍していたインクライン（傾斜鉄道）及びトロッコ道跡もあるが、整備されていない状況である。

この整備事業によって産業遺産としての価値を維持していくとともに、吹屋の歴史を語る新たな地域資源として公開することで地域の活性化を図る。

【事業の概要】

現存している沈殿池跡及び煙道跡、三番坑口の修復保存を行う。

カルベルトや沈殿池、選鉱場跡などが残っているが、雑草、雑木が生え荒廃しているため、不要な樹木を伐採する。三番坑口跡や選鉱場跡などへ向かう遊歩道を整備するとともに、案内看板を設置する。また、崩れかかっている三番坑口跡を補修する。



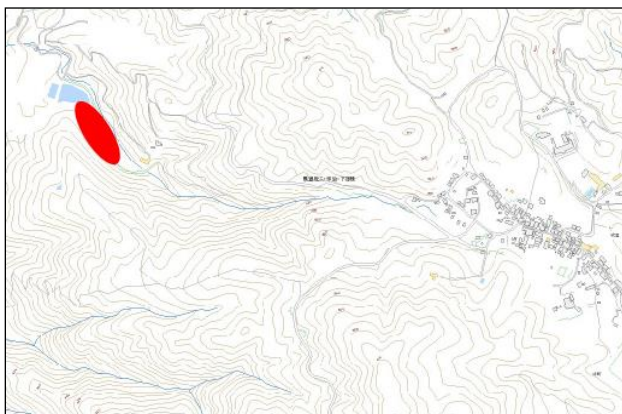
選鉱場跡の現況



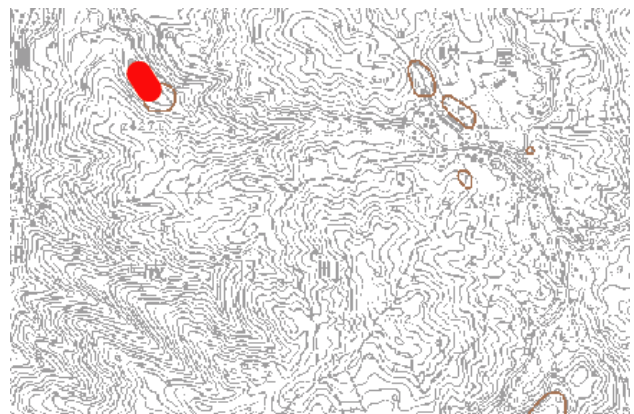
カルベルト跡の現況



沈殿池跡の現況



事業実施位置



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）

(19) 笹畝坑道整備事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成24～25年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

吹屋に張り巡らされた坑道の中で、笹畝坑道は一般に公開されているものである。銅山の坑道はその歴史を物語るには、欠かせない遺産である。

坑道内では採掘状況を人形や説明板などで説明しているが、坑道内は水が染み出し湿度が高く、坑道の壁を支える坑木や人形、照明器具が傷んできている。笹畝坑道を維持していくために、これらを整備し適切な管理を行い、引き続き公開していくことで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

【事業の概要】

坑道内の坑木の取替え(32m)、坑道内の展示資料の人形の修理(7基)、照明設備の延長(300m)、説明看板の設置等を行い整備する。



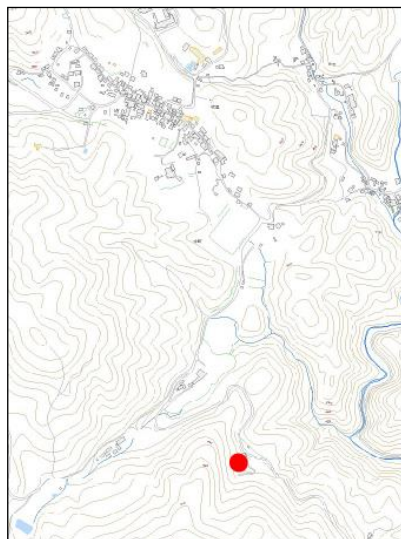
笹畝坑道入口



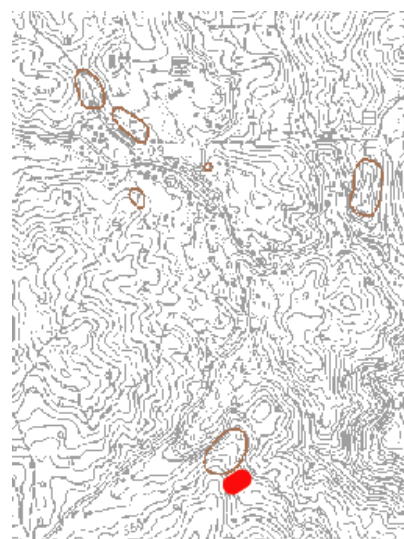
坑木



坑道内にある展示資料の人形



事業実施位置



事業実施位置 (丸囲みは埋蔵文化財包蔵地)

(20) 重要伝統的建造物群保存地区・保存修理事業

【整備主体】 高梁市及び個人

【事業期間】 平成 22～令和 2 年度

【活用する国の支援事業の名称】 国宝重要文化財等保存整備費補助金

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区はベンガラ格子や赤い石州瓦に彩られた町並みが吹屋を象徴する景観で、高草八幡神社の秋祭りなどとあいまって独特の風情を醸し出している。江戸時代末期から明治時代の建物がほとんどであり、修復の必要な建物があるため、伝統的建造物を順次修復していくことで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

【事業の概要】

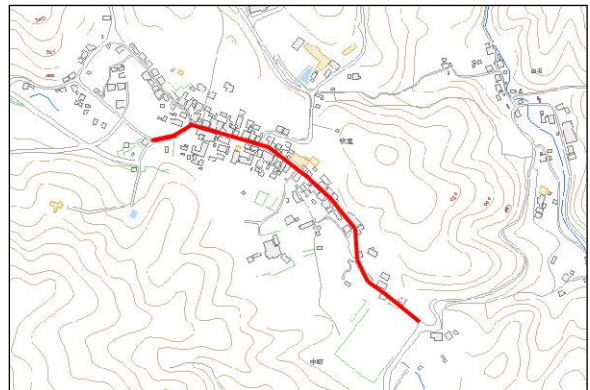
高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区において、補修の必要な家屋を順次保存修理していく。

平成 22 年度は柴田家の屋根妻や外壁、基礎などの保存修理、耐震壁の設置、建具改修を行う。平成 23 年度以降は、吹屋町並保存会から修理・修景対象の家屋の推薦をもらい、高梁市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮り、当該年度の修理・修景対象となる家屋を選定し、整備することとしている。

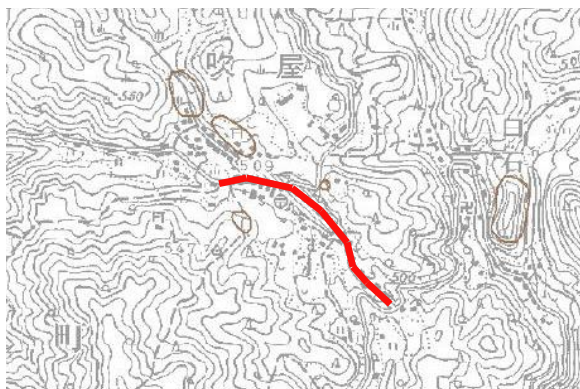
整備にあたっては、文化庁ほか関係機関と協議し実施する。



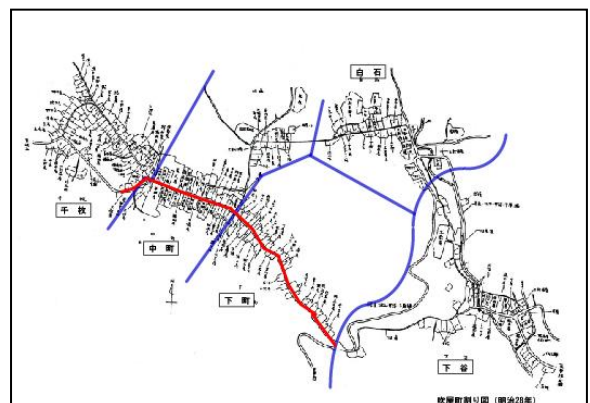
伝統的建造物群保存地区の家屋



事業実施位置



事業実施位置（丸囲みは埋蔵文化財包蔵地）



古絵図

(21) 案内・説明看板等設置事業

【整備主体】 高梁市及び任意団体

【事業期間】 平成22～28年度

【活用する国の支援事業の名称】 歴史的環境形成総合支援事業、社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

高梁地区・吹屋地区において、国・県・市などの指定文化財の指定主体が異なることや設置時期の違いなどより、案内看板・説明看板、文化財や歴史的人物に関する標柱等の統一性がなく、老朽化が目立つものもある。

案内・説明看板を、統一的なデザインにすることで、町並みや歴史的建造物などへの景観に配慮できる。

あわせて町並み散策の地図を作成することで、観光客や市民など回遊性を向上し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

【事業の概要】

案内・説明看板に関する統一的なデザインを作り、統一感のある看板の取付けや付替えを実施し、あわせて町並み散策の地図を作成する。



説明看板の現況

(22) 景観計画策定等事業

【整備主体】 高梁市

【事業期間】 平成23～25年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

都市計画施策と連携を図りながら景観計画を策定し、歴史的な町並みと自然が一体となった良好な景観を守ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

【事業の概要】

高梁市歴史的風致維持向上計画期間内において、早期に景観計画を策定する。

(23) 備中神楽・渡り拍子保存伝承活動推進事業

【整備主体】 任意団体

【事業期間】 平成22～令和2年度

【活用する国の支援事業の名称】 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)

【事業が歴史的風致の維持・向上に寄与する理由等】

重要無形民俗文化財である備中神楽、高梁市指定重要文化財である渡り拍子は、地域から生まれた特有の文化であり郷土の誇りである。保存会、育成会は後継者育成や伝承活動を継続的に取り組んできているが、近年後継者の不足や保存会、育成会の活動費の不足等で、保存伝承育成活動を継続していくことが困難な状態となっている。

保存伝承育成を行う団体に補助金を支出することで活動のPRや団体基盤を強化し、今後も引き続き保存伝承、後継者の育成ができるように支援し、歴史的風致の維持向上に寄与する。

【事業の概要】

備中神楽、渡り拍子の保存伝承育成を行う団体に対して補助金を支出し、その活動を支援する。

活動費の補助

補助対象団体	1団体当たり	会員一人当たり	
備中神楽保存団体	100,000円	3,000円	
補助対象団体	1団体当たり	会員一人当たり	保護者1家族当たり
備中神楽育成団体	100,000円	3,000円	3,000円
補助対象団体	1カラ当たり		
渡り拍子保存団体	10,000円		

伝統民俗芸能の保存伝承活動用設備の整備

補助対象団体	補助額
市長が認めた伝統民俗芸能の保存伝承活動設備を整備する団体	事業費の1/2以内で市長の定める額



備中神楽



渡り拍子

第7章

歴史的風致形成建造物の指定に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定

(1) 歴史的風致形成建造物の指定方針

高梁市では、高梁地区においては重要文化財の備中松山城を中心に城下町として、吹屋地区においては重要伝統的建造物群保存地区の高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区を中心に鉾山のまちとして、県指定文化財、市指定文化財が多数存在しており、歴史的町並みとそこに住む人々とともに歴史的風致を形成している。

これまでも歴史的な建造物などについて、後世に伝えていくべく歴史的価値の高いものについて状態などを調査し、市の文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存及び活用に努めてきた。今後も、重点区域内において、歴史的風致を形成する上で重要な構成要素である歴史的な建造物について、その保全を図るため、歴史的風致維持向上に重要なものを「歴史的風致形成建造物」として指定し、高梁市固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていく。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致形成建造物の指定においては、下記のいずれかに該当するものとする。

- ①意匠、形態、技術性が優れているもの
- ②歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持・向上のために必要なもの

ただし、重点区域内における重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除くものとする。

なお、民間が所有・管理するものにあつては、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、一般公開等が継続して行われることを条件とする。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定の対象

以上を踏まえて、高梁市における歴史的風致形成建造物は、重点区域内において歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを以下の条件のとおり指定する。

- ①文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）

②岡山県文化財保護条例に基づく指定文化財

③高梁市文化財保護条例に基づく指定文化財

県指定重要文化財（建造物）及び県指定史跡、市指定重要文化財（建造物、史跡）、登録有形文化財（建造物）を構成する建造物で、本計画に記載する重点区域内に位置し歴史的風致を形成しており、その保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定する。

④伝統的な意匠で建築され、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与すると認められる建造物で、高梁市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

⑤過去において区域の歴史的風致を形成していた歴史的建造物

重点区域内において、過去に区域の歴史的風致を形成していた建造物のうち、これを復原し、かつ公開することが区域の歴史的風致の維持及び向上のために特に必要と認められるものは、これを復原した後、歴史的風致形成建造物として指定し、公開・活用を行うものとする。ただし、復原に当たっては、復原場所の発掘調査やその建造物に関する学術的な調査・研究を行い、区域の歴史的風致が正しく引き継がれるようにする。

この復原を行うことについては、高梁市文化財保護審議会もしくは高梁市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮り、市長が決定する。

2 歴史的風致形成建造物

（1）歴史的風致形成建造物指定候補

歴史的風致形成建造物として指定が想定される具体的な建造物は、以下のとおりである。

①備中松山城御根小屋跡

【文化財指定】岡山県指定史跡

【所在地】高梁市内山下 38

【概要】備中松山城のある小松山の南西麓にあり、江戸時代に備中松山城主が日常起居していた御殿屋敷の遺構である。屋敷の地割りは高さ 7 m を越える野面積の石垣を築いて上下 2 段に造成されており、上段に城主の居館である御殿が設けられていた。



御殿やその付属建物は明治維新後撤去されたが、総延長 800m を越える石垣及び御殿の中庭はよく旧状を留めている。現在、その跡地の大部分が岡山県立高梁高等学校用地となっている。

②順正寮跡

【文化財指定】 岡山県指定史跡

【所在地】 高梁市頼久寺町 14-1

【概要】 順正女学校は県下最初の女学校で、明治 14 年(1881)に熱心なキリスト教徒であった福西志計子が、同志の木村静子の協力を得て、向町の自宅に裁縫所を開いたことに始まる。同 18 年(1885)に文学科を設置し次第に発展し、同 27 年に伊賀町に新校舎を建て、翌年 3 月移転し、和魂洋才を校是とする校風を慕って、県内はもとより県外からの入学者も増え、同 29 年(1896)にこの寄宿舎が建てられた。



昭和 34 年(1959)、岡山県における明治の女子教育に関する文化財として岡山県指定史跡に指定されているが、建造物も当時の状況をよく留めている。

③高梁基督教会堂

【文化財指定】 岡山県指定史跡

【所在地】 高梁市柿木町 1 番地

【概要】 明治 22 年(1889)に建てられたキリスト教会堂で、県下では最古のものである。高梁でキリスト教活動は、明治 12 年(1879)柴原宗助宅の宣教に始まり、福西志計子、留岡幸助らを育てた教会として、心の支えになっている聖地である。鐘楼は昭和 34 年の岡山県史跡指定となったのを記念して、旧札幌農学校の時計台を模してつけ加えたものである。



④旧高梁尋常高等小学校本館

【文化財指定】 高梁市指定重要文化財（建造物）

【所在地】 高梁市向町 21

【概要】 明治 37 年(1904)、高梁男子小学校本館として建築された。木造 2 階建総坪 613.8 m²、階下は職員室・生徒控室、階上は講堂として使用された。用材は臥牛山国有林の樅の大木を小割りにして使い、無節で柂目の良材を入念に施工している。特に講堂は桃山風の豪壮な二重折上天井で、明治時代の代表的な学校建築である。



小学校の校地移転後、郷土資料館として使用している。

⑤旧埴原家住宅

【文化財指定】高梁市指定重要文化財（建造物）

【所在地】高梁市石火矢町 27

【概要】建築年代は江戸時代中期の平屋建て住宅で、埴原家は、石高 150 石取りの武家屋敷であるといわれる。この建物には、武家の住宅にかかわらず、懸魚・蟄股・若葉・火灯窓など寺社建築の要素が多く用いられており、最大の特色である。同じ石火矢町に残る武家屋敷旧折井家住宅（現武家屋敷）と比較しても、明らかである。また、平面も旧折井家住宅とは別の形式の平面を示しており、旧松山城下の武家住宅代表例として貴重である。



⑥旧吹屋小学校校舎（本館・東校舎・東廊下・西校舎・西廊下）

【文化財指定】岡山県指定重要文化財（建造物）

【所在地】高梁市成羽町吹屋 1290-1

【概要】旧吹屋小学校は明治 6 年(1873)に「吹屋尋常小学校」として発足したとされる。その後、明治 33 年(1900) 4 月に『吹屋尋常小学校』へ「吹屋村外一ヶ村立吹屋高等小学校」を吸収合併させることにより「吹屋小学校」が成立した。



現存する校舎は、明治 33 年に東校舎・西校舎及び東廊下・西廊下が建設され、明治 42 年(1909)に本館が建設された。

東西校舎及び東西廊下は、岡山県内に現存する小学校校舎のうち最古のものである。その基本的な形式は県内における明治時代中期の洋風建築の一般的傾向を典型的に示すもので、外観上は伝統建築の形態に則りつつ、細部に洋風の意匠が挿入された折衷式である。創立以来の校舎がほぼ全て現存する例は全国的にも稀であり、建設時期の異なった校舎群が意匠を異にしながらも統一感のある全体を形作っており、明治期を通しての小学校の変遷を一時に理解することができる場としても価値がある。

校舎は、平成 24 年(2012)年 3 月に閉校するまで現役で使用されている国内最古の小学校校舎であった。

⑦吉岡銅山遺跡

【所在地】高梁市成羽町坂本 1085-1

【概要】吹屋銅山の起源となった吉岡銅山遺跡は、今もなお当時の面影が残る産業遺産である。昭和 47 年(1972)まで操業していた吉岡鉱山跡地には、精錬所から山頂の大煙突まで



設けられた煙道跡、^{からみれんが} 煖煉瓦(銅の精錬によって生み出される^{こうさい} 鉱滓で作った煉瓦)を積み上げて作られた沈殿槽、選鉱場やズリ山(捨石を積み上げた山)の下にトロッコを走らすために通したカルベルト(トンネル)、かつて最も銅鉱石を積み出した三番坑や二番坑もその姿を留めている。

⑧ 笹畝坑道

【所在地】高梁市成羽町中野 1987-1

【概要】江戸末に開発され大正時代末まで操業していた笹畝鉱山の本坑道跡である。明治12年(1879)には三菱商會が経営する吉岡銅山の支山となった。現在は復原整備(延長320m)され、一般に公開されている。斜坑から吉岡銅山の二番坑道に繋がっている。



⑨ 伝統的町家 (建築年代、建築形式等は平成5年(1993)3月に高梁市教育委員会によってまとめられた伝統的建造物の調査報告書「高梁 城下町備中高梁の歴史的町並み」による)



元池上醤油店

所在地：高梁市本町95

建築年代：大正中期

建築様式：本二階建て

旧屋号：立花屋(醤油)

上記のほか、歴史的風致を形成している建造物と認められるものがあれば随時指定をしていく。

3 歴史的風致形成建造物の管理方針

(1) 歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的方針

歴史的風致形成建造物の保存においては、地区の歴史的風致を維持していくため、歴史的建造物等の特徴を顕著に示す意匠や形態を保存するよう努めることとする。

また、歴史的風致形成建造物は、公開・活用されることによって歴史的風致の維持及び向上に寄与することが望まれ、官民の所有を問わず積極的な公開・活用をしていくものとする。

既に別の法律または条例で文化財の指定を受けている歴史的風致形成建造物につ

いては、その指定理由に基づき、適正な維持管理を行うことを前提とする。

(2) 歴史的風致形成建造物個別の方針

① 県・市指定文化財

建造物の外部及び内部ともに現状の維持または調査に基づく修理を基本とする。これらの建造物を維持、保存するための修理については痕跡に基づく修理を原則とし、増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き、原則行わないものとする。

民間が所有するものの修理等にあたっては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者等の負担の軽減に努めるとともに、必要に応じ県の指導や市文化財保護審議会委員など専門家の指導助言を仰ぎ、実施するものとする。

② 登録有形文化財（建造物）

登録有形文化財の建造物は、現に生活や生業に用いられている施設であり、主に外観を規制対象としており、内部については改装して他用途に利用することも可能であるため、保存にあたっては外観を対象とした保存修理を基本とする。

増築にあたっては、通常道路等から望見される範囲内においては基本的に行わないものとする。

③ 歴史的風致形成建造物としてのみ指定が行われるもの

登録有形文化財（建造物）と同じく、現に生活や生業に用いられることがあることから、外観を対象とした維持及び保存に努めるものとし、内部の改装については可能とする。

特に復原建造物については、文化庁と協議の上、復原時にその根拠とされた事項が復原後においても十分に尊重されるよう留意する。また、その維持・管理・運営に地域や市民が参画し、人々の活動が活発化するよう努めるものとする。

(3) 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除去をしようとする場合、当該行為を着手する日の30日前までに市長に届出なければならないとされているが、次の場合は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定により、届出を不要とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同第64条第1項の規定による現状変更の届出を行った場合
- ② 岡山県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく岡山県指定重要文化財について、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更等の制限及び同条例施行規則第14条の規定に基づく維持の措置を行う場合

- ③ 高梁市文化財保護条例第3条第1項の規定に基づく高梁市指定重要文化財について、同条例第8条の規定に基づく現状等維持の措置をする場合で、教育委員会の承認が不要なもの
- ④ 高梁市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第1項により指定された伝統的建造物群で、同条例第6条第2項の規定に基づく行為

資料

文化財一覧

【国指定等】

区別	種別	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
重要文化財	建造物	備中松山城	高梁市内山下1	高梁市	S16. 5. 8
		臍帯寺石幢及び石塔婆	高梁市有漢町上有漢 9167	臍帯寺	S36. 3. 23
		旧片山家住宅 附家相図	高梁市成羽町吹屋 367	高梁市	H18. 12. 19
	絵画	絹本著色釈迦三尊像	奈良国立博物館	頼久寺	S34. 8. 2
史跡	備中松山城跡	高梁市内山下地内	高梁市	S31. 11. 7	
	笠神の文字岩	高梁市備中町平川	高梁市	S16. 2. 21	
名勝	頼久寺庭園	高梁市頼久寺町 18	頼久寺	S49. 7. 31	
	磐窟谷	高梁市川上町七地・ 備中町布瀬	民間	S 6. 7. 31	
天然記念物	臥牛山のサル生息地	高梁市内山下地内	高梁市	S31. 12. 28	
	大賀の押被	高梁市川上町仁賀	民間	S12. 6. 15	
重要無形民俗文化財	備中神楽	備中地方一円	高梁市	S54. 2. 3	
重要伝統的建造物群 保存地区	高梁市吹屋伝統的建造物群 保存地区	高梁市成羽町吹屋地区	民間	S52. 5. 18	

【県指定】

区別	種別	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
重要文化財	建造物	薬師院本堂	高梁市上谷町 4100	薬師院	S34. 3. 27
		松連寺本堂天井と船戸	高梁市上谷町 4102	松連寺	S34. 3. 27
		旧吹屋小学校校舎 (本館・東校舎・東廊下・ 西校舎・西廊下)	高梁市成羽町吹屋 1290-1	高梁市	H15. 3. 11
		穴門山神社本殿・拝殿 附棟札	高梁市川上町高山市 1035	穴門山神社	H 7. 4. 8
		恵堂地蔵	高梁市落合町阿部 3403	高梁市	S33. 4. 10
		石造宝塔	高梁市巨瀬町 2674	祇園寺	S34. 3. 27
		方柱碑	高梁市成羽町下原 370	龍泉寺	S25. 2. 10
		至徳銘石造方柱碑	高梁市備中町布賀 1749	民間	S41. 4. 27
		遣迎二尊板碑	高梁市有漢町有漢 4254-6	民間	H10. 3. 24
	絵画	絹本著色寂室元光頂相	高梁市頼久寺町 18	頼久寺	H 3. 4. 5
		絹本著色釈迦三尊像	高梁市川上町高山 3475	浄明寺	H 8. 4. 2
	彫刻	木造聖観音菩薩立像	高梁市成羽町下原 370	龍泉寺	H 6. 4. 5
		木造南無仏太子立像	高梁市成羽町下原 370	龍泉寺	H 7. 3. 28
		木造聖観音菩薩立像	高梁市備中町布賀 1577	長建寺	H 9. 3. 25
		木造武神倚像及び木造童形神坐像	高梁市歴史美術館	御前神社	H29. 3. 7
		木造男神坐像	高梁市歴史美術館	御前神社	H31. 3. 8
	工芸品	日の丸金箔押紺糸威二枚胴具足	高梁市歴史美術館	高梁市	H10. 3. 24
		赤黒片身替白糸威二枚胴具足	高梁市歴史美術館	高梁市	H10. 3. 24
		鰐口	高梁市備中町西油野 1435	観音寺	S41. 4. 27

区別	種別	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
史跡名勝天然記念物	工芸品	宝剣 銘国重 宝剣拵	高梁市歴史美術館	高梁市	H 8. 4. 2
		金銅阿弥陀三尊懸仏	高梁市歴史美術館	長建寺	H29. 3. 7
	歴史資料	備中松山藩校有終館蔵書 附 木箱・木箱蓋	高梁中央図書館	高梁市	H25. 3. 1
	史跡	順正寮跡	高梁市頼久寺町 14-1	民間	S34. 3. 27
		高梁基督教会堂	高梁市柿木町 26	高梁基督教会	S34. 3. 27
		備中松山城御根小屋跡	高梁市内山下 38	岡山県 高梁市	H 3. 4. 5
		山崎家墓所	高梁市成羽町下原 393	柱蔵寺	H11. 3. 16
	名勝	弥高山	高梁市川上町高山	高梁市	S32. 5. 13
	天然記念物	成羽の化石層（植物・貝）	高梁市成羽町成羽 1467	民間	S30. 7. 19
		枝の不整合	高梁市成羽町成羽 1520	民間	S30. 7. 19
		藍坪	高梁市川上町上大竹地内	民間	S30. 7. 19
		祇園の天狗大スギ	高梁市巨瀬町 2674	祇園寺	H10. 3. 24
		穴門山の社叢	高梁市川上町高山市 1037	穴門山神社	S31. 4. 1
	民俗文化財 （無形）	鋤崎八幡神社の秋祭り	高梁市備中町平川	鋤崎八幡神社	H28. 2. 5
		松山踊り	高梁市松原通	松山踊り 保存会	H30. 3. 6

【市指定重要文化財】

区別	種別	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
有形文化財	建造物	三浦神社社殿	高梁市有漢町有漢 2958	鈴岳神社	S60. 8. 29
		領家惣社八幡神社本殿	高梁市川上町領家 2039	領家惣社 八幡神社	S63. 2. 22
		穴門山神社本門	高梁市川上町高山市 1035	穴門山神社	S52. 3. 4
		薬師院仁王門	高梁市上谷町 4100	薬師院	H16. 7. 20
		旧埴原家住宅	高梁市石火矢町 27	高梁市	H15. 7. 25
		旧広兼家住宅	高梁市成羽町中野 2710	岡山県	S59. 11. 15
		旧片山家住宅	高梁市成羽町吹屋 367	高梁市	H14. 7. 25
		郷倉	高梁市巨瀬町 7533	民間	S42. 10. 21
		臥牛亭	高梁市内山下 120	八重籬神社	S33. 2. 24
		旧高梁尋常高等小学校本館	高梁市向町 21	高梁市	S48. 6. 20
		穴門山神社随神門	高梁市川上町高山市 1035	穴門山神社	S52. 3. 4
		宝妙寺本堂	高梁市有漢町有漢 2667	宝妙寺	S54. 12. 26
		成羽藩勘定所	高梁市成羽町下原 986	民間	H14. 1. 31
		保月の宝塔・石塔婆	高梁市有漢町上有漢 9167	臍帯寺	S57. 12. 25
		布賀の方柱碑	高梁市備中町布賀 1275-3	民間	S51. 3. 9
		西布寄の宝篋印塔と五輪塔	高梁市成羽町西布寄 1328	民間	S49. 11. 11
		石田の五輪塔群	高梁市宇治町宇治	民間	S45. 6. 3
		蓮華寺の五輪塔	高梁市宇治町本郷 19	民間	H3. 12. 19
玉八幡神社石塔婆	高梁市玉川町玉 2092	八幡神社	H 8. 6. 27		

区別	種別	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
有形文化財	建造物	舟津の石塔婆	高梁市玉川町玉 743	民間	H 8. 6. 27
		仁賀の宝篋印塔	高梁市川上町仁賀 7311	民間	S52. 3. 4
		寿覚院板碑	高梁市寺町 2188-1	寿覚院	H 8. 6. 27
		清浄寺跡石塔群	高梁市有漢町有漢 5133-2	高梁市	S50. 5. 1
		寿覚院の五輪塔	高梁市寺町 2188-1	寿覚院	H 2. 2. 19
		宝妙寺の五輪塔	高梁市有漢町有漢 2649-31	宝妙寺	S50. 5. 1
		稗田の五輪塔群	高梁市川上町地頭 1884	民間	S52. 3. 4
		茶堂の宝篋印塔	高梁市有漢町有漢 5170	民間	S57. 12. 25
		横見の宝篋印塔	高梁市有漢町有漢 7340	民間	S54. 2. 1
		極楽寺跡石塔群	高梁市宇治町穴田 1485-2	民間	S39. 10. 5
		宝妙寺の宝篋印塔	高梁市有漢町有漢 2667	宝妙寺	S50. 5. 1
		鈴岳神社笠塔婆	高梁市有漢町有漢 2958	鈴岳神社	S54. 2. 1
		祇園寺十三重層塔	高梁市巨瀬町 2674	祇園寺	H 3. 12. 19
		頼久寺石灯籠	高梁市頼久寺町 18	頼久寺	S40. 3. 26
		大物主神社石灯籠	高梁市落合町近似 1044	大物主神社	S31. 6. 1
		鈴岳神社石灯籠	高梁市有漢町有漢 2958	鈴岳神社	S56. 12. 7
		畦地常夜灯	高梁市有漢町有漢 5430-10	民間	S50. 5. 1
		成羽陣屋町常夜灯	高梁市成羽町下原 967、 571、481、219	民間	H13. 4. 1
		鈴岳神社大鳥居	高梁市有漢町有漢 2582	鈴岳神社	S60. 8. 29
		絵画	宝妙寺両界曼荼羅図	高梁市有漢町有漢 2667	宝妙寺
	水谷勝俊・勝隆像		高梁市和田町 4056	定林寺	S31. 6. 1
	山崎豊治像		高梁市成羽町下原 393	桂巖寺	S35. 6. 23
	浄明寺釈迦三尊像		高梁市川上町高山 3475	浄明寺	S52. 3. 4
	宝妙寺釈迦三尊図		高梁市有漢町有漢 2667	宝妙寺	S54. 2. 1
	祥雲寺開山堂天井絵		高梁市有漢町有漢 380	祥雲寺	S50. 5. 1
	西之坊天井絵		高梁市成羽町成羽 597	常楽寺 (西之坊)	S35. 6. 23
	綱島静観画	高梁市有漢町有漢 10348	高梁市	S50. 5. 1	
	彫刻	祇園寺千手観音両脇侍像	高梁市巨瀬町 2674	祇園寺	S44. 8. 7
		臍帯寺聖観音菩薩・両脇侍像	高梁市有漢町上有漢 940	臍帯寺	S50. 5. 1
		大光院毘沙門天・不動明王像	高梁市備中町東油野 485-1	民間	S52. 10. 24
		長福寺薬師如来坐像	高梁市宇治町穴田 3288	民間	S34. 5. 1
		上野の阿弥陀如来坐像	高梁市中井町西方 1653	民間	S54. 6. 7
		実相寺阿弥陀如来・両脇侍像	高梁市津川町八川	実相寺	H 4. 9. 24
		澤正寺阿弥陀如来像	高梁市備中町西山 1577	沢正寺	S52. 10. 24
		玄賓僧都像	高梁市落合町近似 1081	松林寺	S32. 6. 6
		板倉勝重像	高梁市内山下 120	八重籬神社	S45. 6. 3
御前神社木造狛犬		高梁市宇治町遠原 2470	御前神社	S34. 5. 1	
御崎神社狛犬		高梁市巨瀬町 5068	御崎神社	S45. 6. 3	
獅子頭		高梁市宇治町穴田 1467	民間	S54. 6. 7	
長建寺延命地藏	高梁市備中町布賀 1577	長建寺	S51. 3. 9		

区別	種別	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
有形文化財	彫刻	双体石仏	高梁市備中町平川 12296	民間	S51. 3. 9
		薬師院浮刻石仏	高梁市上谷町 4100	薬師院	S31. 6. 1
		大光院薬師如来像	高梁市備中町東油野 485-1	民間	H 7. 3. 31
		鳥挿地藏	高梁市成羽町星原 241-4	高梁市	H12. 4. 1
		六地藏	高梁市有漢町上有漢 9525	民間	S60. 8. 29
		山上講行者塔	高梁市有漢町有漢 2424	民間	S50. 5. 1
		明地神社随神像	高梁市有漢町有漢 8006-2	民間	S50. 5. 1
		保寧寺大日如来坐像	高梁市有漢町有漢 4185	保寧寺	S52. 8. 13
		保寧寺十一面千手観音坐像	高梁市有漢町有漢 4185	保寧寺	S52. 8. 13
		大光院十二神将像	高梁市備中町東油野 485-1	民間	S52. 10. 24
		宝妙寺仁王像	高梁市有漢町有漢 2667	宝妙寺	S57. 12. 25
		天神社狛犬	高梁市有漢町上有漢 604	民間	S50. 5. 1
		工芸品	神楽面	成羽文化センター (歴史史料館)	民間
	備中檀紙と小堀遠州書状		高梁市松山 200	民間	S31. 6. 1 S32. 6. 6
	観音寺の梵鐘		高梁市川上町仁賀 4653	観音寺	S52. 3. 4
	重林寺の梵鐘		高梁市備中町東油野 1696	重林寺	S52. 10. 24
	祥雲寺の梵鐘		高梁市有漢町有漢 380	祥雲寺	S56. 12. 7
	臍帯寺おかご・先箱		高梁市有漢町上有漢 940	臍帯寺	S50. 5. 1
	粟田口焼水指		高梁市頼久寺町 18	頼久寺	S31. 6. 1
	杉浦焼火鉢		高梁市落合町近似 626-3	民間	S42. 10. 21
	鈴岳神社手洗鉢		高梁市有漢町有漢 2958	鈴岳神社	S54. 2. 1
	庚申堂手水鉢		高梁市有漢町上有漢 6507	民間	S50. 5. 1
	大物主神社手水鉢	高梁市落合町近似 1044	大物主神社	S42. 10. 21	
	考古資料	縄文注口土器	高梁市川上町地頭 1857-1	高梁市	S63. 2. 22
		縄文土器・弥生土器	高梁市成羽町成羽 967	高梁市	S35. 6. 23
		玄賓土仏	高梁市落合町近似 1081	松林寺	S46. 11. 19
	書籍・典籍 古文書	山崎家文書	高梁市成羽町下原 1114	民間	H13. 4. 1
		慶長田地帳	高梁市成羽町羽山 836	民間	S35. 6. 23
		船方役用帳	高梁市成羽町成羽 2666	民間	S35. 6. 23
		亀石八幡神社棟札	高梁市備中町布賀 1600	亀石八幡神社	S51. 3. 9
		大蔵神社棟札	高梁市備中町西山 2921	大蔵神社	S51. 3. 9
		臍帯寺棟札	高梁市有漢町上有漢 940	臍帯寺	S57. 12. 25
		元禄御檢地帳	高梁市有漢町有漢 10348	高梁市	S54. 2. 1
		医王堂記木札	高梁市有漢町有漢 4998	民間	S50. 5. 1
		保屋八幡宮覚	高梁市川上町上大竹 409	民間	S63. 2. 22
	歴史資料	太鼓	高梁市内山下 120	八重籬神社	S31. 6. 1
		秋庭氏五輪塔	高梁市有漢町有漢 4998	民間	S50. 5. 1
		備中国絵図	高梁市歴史美術館	高梁市	H11. 9. 29
		小堀遠州制札	高梁市頼久寺町 18	頼久寺	S31. 6. 1
		刀 銘備中松山臣前田寿夷	高梁市正宗町 1905-9	民間	S48. 6. 20
	民俗文化財 (有形)	大元八幡神社絵馬	高梁市成羽町成羽 3419	大元八幡神社	S35. 6. 23
		辰口八幡神社絵馬	高梁市成羽町坂本 1630	辰口八幡神社	H13. 6. 30
国性爺合戦絵馬		高梁市川上町高山市 1035	穴門山神社	S63. 2. 22	

区別	種別	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
民俗文化財 (有形)		大蛇退治絵馬	高梁市川上町高山市 1035	穴門山神社	S63. 2. 22
		七福神絵馬	高梁市川上町高山市 1035	穴門山神社	S63. 2. 22
		大黒恵比須碁打絵馬	高梁市川上町上大竹 971-1	穴門山神社	S63. 2. 22
		八重籬神社六角御輿	高梁市内山下 120	八重籬神社	H22. 8. 25
民俗文化財 (無形)	渡り拍子		高梁市松原町大津寄	民間	S32. 6. 6
			高梁市成羽町布寄 1420 番地	民間	S49. 11. 11
			高梁市備中町内	民間	S52. 10. 24
記念物	史跡	権現谷岩陰遺跡	高梁市川上町高山市 1655-3	民間	S63. 2. 22
		赤羽根イナリ古墳	高梁市落合町阿部 2470-1	高梁市	H16. 7. 20
		高田古墳	高梁市有漢町有漢 7939	高梁市	S50. 5. 1
		名原古墳	高梁市川上町地頭 2133-2	民間	S52. 3. 4
		公文古墳群	高梁市川上町領家 1231-1	民間	S52. 3. 4
		拝頭古墳群	高梁市落合町阿部 1514	民間	S32. 6. 6
		今津古墳	高梁市津川町今津 116	民間	S40. 3. 26
		大鳴古墳	高梁市有漢町有漢 10723-14	高梁市	S50. 5. 1
		塚根山古墳	高梁市成羽町成羽 3526	民間	S35. 6. 23
		国吉城跡	高梁市川上町七地地内	民間	S52. 3. 4
		三村氏居館跡	高梁市成羽町成羽 2759-1	高梁市	S35. 6. 23
		水谷家墓所	高梁市和田町 4056	定林寺	S42. 10. 21
		成羽陣屋跡	高梁市成羽町下原 1066、1068	高梁市	S35. 6. 23
		山中鹿介墓	高梁市落合町阿部 5-1、2	高梁市	S31. 6. 1
		原滝山岩陰遺跡	高梁市川上町地頭	民間	S63. 2. 22
		七地古墳群	高梁市川上町七地 569-1	民間	S63. 2. 22
		天原古墳群	高梁市川上町地頭 18・19	民間	S52. 3. 4
		台が鼻城跡	高梁市有漢町有漢 9140-44	民間	S50. 5. 1
		常山城跡	高梁市有漢町有漢 4908-13	高梁市	S50. 5. 1
		正尺屋敷	高梁市有漢町有漢 4380-82	民間	S50. 5. 1
		綱島屋敷跡	高梁市有漢町有漢 1642-43	民間	S50. 5. 1
		成羽武家屋敷	高梁市成羽町下原地内・ 星原地内	民間	S35. 6. 23
		布賀知行所跡	高梁市備中町布賀 1546	高梁市	S61. 7. 1
		秋庭氏供養碑	高梁市有漢町有漢 4255	民間	S50. 5. 1
		秋葉氏家臣の墓	高梁市有漢町有漢 9411	民間	S50. 5. 1
		森忠久墓	高梁市有漢町有漢 8473	民間	S50. 5. 1
		孝子碑	高梁市備中町布賀 1546	高梁市	S61. 7. 1
		結界石	高梁市有漢町有漢 380	祥雲寺	S50. 5. 1
		上山形道標	高梁市有漢町有漢	民間	S51. 11. 30
		土居・立石の道標	高梁市有漢町有漢	岡山県 高梁市	S50. 5. 1
		川関上道標	高梁市有漢町上有漢 6101-2	民間	S56. 12. 7
		全通橋	高梁市備中町平川	高梁市	S52. 10. 24
		八重籬神社六角御輿	高梁市内山下 120 ほか	八重籬神社	H22. 8. 25
寺山城跡	高梁市川面町 3088-1 ほか	民間	H23. 8. 25		
名勝	沢柳の滝	高梁市川上町上大竹	民間	S63. 2. 22	
天然記念物	難波江の化石層	高梁市落合町福地 4303	民間	S46. 5. 12	

区別	種別	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
記念物	天然記念物	午王溪の甌穴・滝壺群	高梁市巨瀬町陰地東地内	国土交通省	H 1. 3. 22
		羽山の押被	高梁市成羽町羽山 159	民間	S36. 6. 28
		上金倉のネズ	高梁市有漢町上有漢 10406	民間	S50. 5. 1
		安元のサカキ	高梁市有漢町有漢 6713	民間	S54. 2. 1
		安元のカイヅカイブキ	高梁市有漢町有漢 6096	民間	S54. 2. 1
		有終館のクロマツ	高梁市中之町 9	高梁市	S31. 6. 1
		御鋒神社のスギ	高梁市高倉町飯部 3493	御鋒神社	S33. 2. 24
		福地のツバキ	高梁市落合町福地 3084	民間	H 2. 2. 19
		西之坊のモッコク	高梁市成羽町成羽 597	常楽寺 (西之坊)	S49. 11. 11
		田原のカヤ	高梁市備中町東油野 1537-6	高梁市	S58. 10. 1
		鈴尾のシダレザクラ	高梁市有漢町有漢 2842	民間	S56. 12. 7
		フキヤミツバ自生地	高梁市成羽町坂本 1170-1	民間	S36. 6. 28
		カスミサンショウウオ生息地	高梁市有漢町有漢安元地区	民間	S52. 10. 4

【登録有形文化財】

種別	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
建造物	西江家住宅主屋ほか8棟	高梁市成羽町坂本	民間	H15. 12. 1
	JR 伯備線 方谷駅駅舎	高梁市中井町西方 9194-1	高梁市	H23. 7. 25

参考文献

○歴史に関する基礎資料

- 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』全31巻 1981～1991年
高梁市史(増補版)編纂委員会編『増補版 高梁市史』上・下巻 2004年
成羽町史編纂委員会編『成羽町史』全3巻 1991～1996年
有限会社平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系第34 岡山県の地名』 1988年

○歴史的建造物に関する主な資料

- 高梁市教育委員会他編『史跡備中松山城跡 本丸復元整備工事報告書』 1997年
(財)文化財建造物保存技術協会編『重要文化財備中松山城天守及び二重櫓保存修理工事報告書』
2003年
独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所編『旧片山家住宅調査報告書』 2004年
独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所編『高梁市立吹屋小学校校舎調査報告書』 2005年
西本精治編『備中吹屋・吉岡銅山資料集』 1986年

○歴史的町並みに関する主な資料

- 東京芸術大学前野研究室編『高梁 城下町備中高梁の歴史的町並み』 1993年
成羽町教育委員会編『備中吹屋 町並調査報告書』 1977年
成羽町教育委員会編『備中吹屋 伝統的建造物群保存地区見直し調査報告書』 1991年

○史跡名勝に関する資料

- 高梁市教育委員会編『史跡備中松山城跡保存管理計画策定報告書』 1992年
高梁市教育委員会編『史跡備中松山城跡環境整備基本計画策定報告書』 1993年
高梁市教育委員会編『史跡備中松山城跡石垣修理・調査報告書』 2002年
高梁市教育委員会編『史跡備中松山城跡石垣総合調査報告書』 2004年
名勝頼久寺庭園整備委員会 頼久寺編『名勝頼久寺庭園保存整備等指針』 2006年
宗教法人頼久寺編『名勝頼久寺庭園保存修理事業整備報告書』 2007年
岡山県教育委員会編『岡山県歴史の道調査報告書 第3集 高瀬通し・玉島往来・倉安川』 1992年
岡山県教育委員会編『岡山県歴史の道調査報告書 第7集 牛窓往来・吹屋往来』 1994年
岡山県教育委員会編『岡山県歴史の道調査報告書 第9集 松山往来・新見往来』 1994年

○民俗に関する基礎資料

- 備中神楽成羽保存会編『備中神楽』 1992年
社団法人私立川上郡教育会編『川上郡誌』 1920年
太田健一、上原兼善監修『新見・高梁の100年』 2000年
川口幾世至編『ふるさとの思い出 写真集 明治大正昭和 高梁』 1980年